

平成 28 年度

# 包括外部監査の結果報告書

(外郭団体の財務に関する事務の執行及び  
当該外郭団体の出納その他の事務の執行について)

八尾市包括外部監査人  
公認会計士 武田 宗久

# 目次

<b>第 1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
. 外部監査の種類.....	1
. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
. 包括外部監査対象部局.....	2
. 包括外部監査対象期間.....	3
. 包括外部監査の方法.....	3
. 包括外部監査人補助者.....	6
. 包括外部監査期間.....	6
. 利害関係.....	6
. 財務情報等.....	6
<b>第 2 八尾市の外郭団体の現状</b> .....	<b>7</b>
. 八尾市の外郭団体の概要.....	7
. 外郭団体に対する市のモニタリング.....	15
. 監査対象とした外郭団体.....	17
. 外郭団体に対する調査項目.....	18
<b>第 3 監査の結果及び意見の総括</b> .....	<b>21</b>
. 監査の結果及び意見の区分.....	21
< 監査の結果及び意見の項目一覧 >.....	21
. 市に対する全般的意見.....	26
. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果及び意見の総括.....	31
1. 団体の存在意義、経営計画、事業報告に関する意見.....	31
2. 団体のガバナンスに関する結果及び意見.....	35
3. 団体に対するモニタリングに関する意見.....	37
4. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見.....	42

<b>第 4 外郭団体の財務事務に関する結果及び意見</b> .....	<b>48</b>
No. 1 やおコミュニティ放送株式会社.....	48
No. 2 公益財団法人八尾市国際交流センター .....	59
No. 3 公益財団法人八尾市文化振興事業団 .....	73
No. 4 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 .....	85
No. 5 公益社団法人八尾市シルバー人材センター.....	104
No. 6 八尾モール株式会社.....	116
No. 7 一般社団法人八尾市観光協会 .....	130
No. 8 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター .....	145
No. 9 八尾シティネット株式会社 .....	162
No. 10 公益財団法人八尾体育振興会 .....	174
No. 11 公益財団法人八尾市文化財調査研究会.....	186
<b>監査人の所感</b> .....	<b>197</b>

## 第1 包括外部監査の概要

### ．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### ．選定した特定の事件（テーマ）

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

### ．特定の事件（テーマ）を選定した理由

八尾市（以下、「市」という）は、厳しい財政状況のもと、平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」に基づき、さらなる行財政改革の推進を図り、将来世代に過度な負担を先送りすることが無いよう、「選択と集中」を徹底し、「仕組みを変える」「仕方を変える」視点で、これまでの行政の仕組みを見直し、持続可能な行財政運営を行うことを目標としている。

また、さまざまな市民活動が成熟する中、多様な活動主体が各々の活動を通じて各種サービスを提供する力を蓄えてきており、こうした活動主体と行政の連携・協働によりまちづくりを進めていく必要性も認識されている。

このような環境下において、市が出資している団体、財政的援助を与えている団体など、いわゆる「外郭団体」は12法人あり、市の関与はあるものの、法人格は別であるため、市民の関心は決して高いものではないと思われる。その一方で、市は外郭団体に対して、平成26年度の外郭団体に関する情報公開資料によると、1,599百万円の委託料、234百万円の補助金を支出しており、また平成26年度における外郭団体の事業規模（売上高、事業収益などの総額）は3,701百万円に上っており、市の所有する公の施設の管理運営を指定管理者として担う法人もあり、行政サービスを提供する実施主体としての影響度は必ずしも小さくない。

市は、「第2期行財政改革アクションプログラム」を策定し、平成26年度までの4年間で、八尾市土地開発公社の解散や公益法人への移行をはじめ、「外郭団体の経営改善・充実」に関する41項目の取組を進め、103百万円の財政的効果を上げている。その一方で、総務省は平成26年8月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」

を発出し、同指針の内容に十分留意の上、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むよう求めている。

そこで、市の外郭団体について、その設立経緯に意を払いながらも、現在の環境下における存在意義、市において果たしている役割、市からの財源をもとに実施している事業の効果などを第三者的観点から改めて検証することは、今後の行財政改革において有用になるのではないかと考えた。また、監査人は平成14年度に「出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」を監査テーマとして市の包括外部監査を実施しているが、そこで指摘した内容がどのように生かされ、よりよい外郭団体の経営につながっているかを確認することも有用であると考えた。

以上の点を総合的に勘案し、各外郭団体に対する市のモニタリング状況、各外郭団体のガバナンス状況、過年度の包括外部監査における指摘事項等への対応状況などについて検証することは、重要性かつ適時性があると判断し、外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行を監査対象として選定した。

## ．包括外部監査対象部局

- （1）外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行状況の検討は、次の団体を対象とした。

### 【包括外部監査対象の外郭団体】

1	やおコミュニティ放送株式会社
2	公益財団法人八尾市国際交流センター
3	公益財団法人八尾市文化振興事業団
4	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会
5	公益社団法人八尾市シルバー人材センター
6	八尾モール株式会社
7	一般社団法人八尾市観光協会
8	公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

9	八尾シティネット株式会社
10	公益財団法人八尾体育振興会
11	公益財団法人八尾市文化財調査研究会

なお、監査対象団体の選定については、「第2 . 監査対象とした外郭団体」を参照されたい。

(2) 外郭団体に対する市としてのモニタリング体制の整備・運用状況の検討は、次の部署を対象とした。

- ・行政改革課
- ・対象外郭団体の所管課

#### . 包括外部監査対象期間

原則として平成27年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)とし、必要に応じ、直近の状況や平成26年度以前も含めた。

#### . 包括外部監査の方法

##### 1. 監査の視点

##### (1) 各外郭団体に関する事務の合规性

各外郭団体に関する事務の執行は関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか

##### (2) 各外郭団体に対する市のモニタリングの仕組みの妥当性

有効に機能するモニタリングの仕組みが構築されているか

モニタリングは仕組みどおりに、適切に運用されているか

モニタリングの結果について情報公開(公表)が適切に行われているか

##### (3) 各外郭団体におけるガバナンス体制等の妥当性

有効に機能するガバナンスの仕組みが構築されているか

ガバナンスは仕組みどおりに、適切に運用されているか  
市からの委託料又は補助金を財源に実施している事務事業に関する事務が経済性、効率性、有効性（3E）の観点から適正に行われているか  
外郭団体に関する情報公開（公表）が適切に行われているか

（４）その他

過年度の包括外部監査における指摘事項等について適切に対応されているか

２．主な監査手続

上記監査の視点に基づき実施した主な監査手続は次のとおりである。

なお、外郭団体の事業内容及び経営状況を把握するために、所管課に平成 27 年度外郭団体調査シート（以下「外郭団体調査シート」という）を用いた事前調査を実施した。事前調査の内容については「第 2 . 外郭団体に対する調査項目」を参照されたい。

（１）事務の合規性の視点より実施した監査手続

- ・ 予算・決算書類、会計帳簿等の閲覧及び担当者への質問
- ・ 指定管理事業に関する契約書や実施報告書の閲覧、検討吟味
- ・ 事業者選定に関する資料の閲覧、検討吟味
- ・ 現金等有価物の有高確認
- ・ 物品の管理状況の確認

（２）市のモニタリングの仕組みの妥当性の視点より実施した監査手続

- ・ 所管課による外郭団体に対するモニタリング及び団体の存在意義に関する資料の閲覧、検討吟味並びに担当者への質問
- ・ 行政改革課による外郭団体の見直しに関する資料閲覧及び担当者への質問
- ・ 外郭団体に関する情報公開資料の閲覧、検討
- ・ 市の補助事業、委託事業に係る関連書類の閲覧、検討吟味及び担当者への質問

( 3 ) 各外郭団体におけるガバナンス体制等の妥当性の視点より実施した監査手続

- ・ 定款の閲覧、検討吟味及び担当者への質問
- ・ 事業計画の策定及び事業報告に関する資料閲覧並びに担当者への質問
- ・ 理事会・取締役会等の議事録の閲覧

( 4 ) その他

- ・ 過年度包括外部監査における指摘事項への対応状況に関する質問、検討
- ・ その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

また、次の日程で各外郭団体を訪問している。

【外郭団体の訪問日程】

日付	訪問団体
平成 28 年 9 月 6 日	やおコミュニティ放送株式会社
平成 28 年 9 月 7 日	八尾モール株式会社
平成 28 年 9 月 8 日	公益財団法人八尾体育振興会 公益財団法人八尾市文化財調査研究会
平成 28 年 9 月 9 日	公益財団法人八尾市文化振興事業団
平成 28 年 9 月 21 日	公益財団法人八尾市国際交流センター
平成 28 年 9 月 26 日	公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター 八尾シティネット株式会社
平成 28 年 9 月 27 日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 公益社団法人八尾市シルバー人材センター
平成 28 年 9 月 28 日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会 一般社団法人八尾市観光協会
平成 28 年 10 月 11 日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成 28 年 10 月 13 日	八尾シティネット株式会社 公益財団法人八尾体育振興会
平成 28 年 10 月 14 日	公益財団法人八尾市文化振興事業団



日付	訪問団体
平成 28 年 10 月 28 日	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

#### ． 包括外部監査人補助者

公認会計士	瀨瀬和雅
公認会計士	小室将雄
公認会計士	本田裕一
公認会計士	刀禰 明
公認会計士	鳥生紘平
公認会計士試験合格者	嶋崎 諒
弁護士	松本好史

#### ． 包括外部監査期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 1 月 26 日までの期間で監査を実施した。

#### ． 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

#### ． 財務情報等

本報告書に記載した外郭団体の財務情報等は、外郭団体及び市の担当職員への質問及び市から提出された資料に基づき作成したものである。なお、当該財務情報等の金額等については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入しており、端数処理の関係上、個別金額の集計値と合計欄の記載が整合しない場合がある。

## 第2 八尾市の外郭団体の現状

### 1. 八尾市の外郭団体の概要

#### 1. 外郭団体の定義等と市との取引

##### (1) 外郭団体の定義

市において外郭団体とは、「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人（公益財団法人・公益社団法人）一般法人（一般財団法人・一般社団法人）株式会社等」と定義している。

平成28年3月31日現在の市における外郭団体の一覧は次のとおりである。

##### 【外郭団体一覧表】

No.	団体名	所管部署	出資・出捐等 (単位：千円)	出資等 割合
1	やおコミュニティ放送(株)	総務部 市政情報課	25,000	25.0%
2	(公財)八尾市国際交流センター	人権文化ふれあい部 文化国際課	371,000	100.0%
3	(公財)八尾市文化振興事業団	人権文化ふれあい部 文化国際課	109,200	80.3%
4	(社福)八尾市社会福祉協議会	地域福祉部 地域福祉政策課	-	0.0%
5	(公社)八尾市シルバー人材センター	地域福祉部 高齢介護課	-	0.0%
6	八尾モール(株)	経済環境部 産業政策課	5,000	50.0%
7	(一社)八尾市観光協会	経済環境部 産業政策課	-	0.0%
8	(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	経済環境部 労働支援課	80,000	96.4%
9	(公財)八尾市清協公社	経済環境部 環境施設課	5,000	100.0%
10	八尾シティネット(株)	都市整備部 交通対策課	16,000	53.4%
11	(公財)八尾体育振興会	教育総務部 生涯学習スポーツ課	100,000	40.0%
12	(公財)八尾市文化財調査研究会	教育総務部 文化財課	7,500	65.2%

(出所：市「外郭団体に関する情報公開資料」)

(公財)・・・公益財団法人  
 (公社)・・・公益社団法人  
 (社福)・・・社会福祉法人  
 (一社)・・・一般社団法人  
 (株)・・・株式会社

( 2 ) 外郭団体の財務状況

外郭団体の平成 27 年度の財務状況は次のとおりである。財政状態において債務超過に陥っている団体はなく、経営状況においても、平成 28 年度中に解散を予定している（公財）八尾市清協公社を除き、赤字になっている団体はない。

【外郭団体の財務状況】

( 単位：千円 )

団体名	資産	負債	総収入	当期損益等
やおコミュニティ放送（株）	88,599	5,367	62,839	2,062
（公財）八尾市国際交流センター	467,738	16,040	34,201	33,242
（公財）八尾市文化振興事業団	386,029	127,485	583,934	5,795
（社福）八尾市社会福祉協議会	427,857	76,827	279,649	9,440
（公社）八尾市シルバー人材センター	225,921	84,901	973,683	14,689
八尾モール（株）	774,232	329,432	258,385	13,549
（一社）八尾市観光協会	8,585	5,904	36,181	963
（公財）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	125,662	20,205	48,166	1,174
（公財）八尾市清協公社	119,765	52,613	423,948	9,256
八尾シティネット（株）	550,944	137,934	345,459	33,887
（公財）八尾体育振興会	470,193	47,215	230,025	5,280
（公財）八尾市文化財調査研究会	229,036	214,186	180,263	489

( 出所：各外郭団体の決算資料 )

- 1：総収入は、株式会社では売上高＋営業外収益＋特別利益、公益法人では、経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額である。
- 2：当期損益等は、株式会社における当期純損益、公益法人における当期一般正味財産増減額である。
- 3：八尾モール（株）を除き 3 月決算である。八尾モール（株）の決算月は 9 月である。

### (3) 外郭団体の市との取引

#### 市との取引（金銭的関連）

市と外郭団体との平成 27 年度における取引額は補助金 252 百万円、委託料 786 百万円、指定管理料 570 百万円であり、貸付金残高は 58 百万円である。12 団体のうち 11 団体について取引を有している。

各外郭団体の内訳は次のとおりである。

#### 【市との取引状況】

（単位：千円）

団体名	補助金	委託料	指定管理料	貸付金残高
やおコミュニティ放送（株）	-	46,050	-	-
（公財）八尾市国際交流センター	27,951	763	-	-
（公財）八尾市文化振興事業団	-	-	357,996	-
（社福）八尾市社会福祉協議会	131,252	46,077	38,474	-
（公社）八尾市シルバー人材センター	42,730	200,920	-	-
八尾モール（株）	-	-	-	-
（一社）八尾市観光協会	30,716	3,996	-	-
（公財）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	18,880	-	-	-
（公財）八尾市清協公社	-	423,207	-	-
八尾シティネット（株）	-	-	-	58,079
（公財）八尾体育振興会	-	8,566	99,030	-
（公財）八尾市文化財調査研究会	-	56,068	74,730	-

（出所：各外郭団体「外郭団体調査シート」等）

#### 人的関係

市と外郭団体との平成 27 年度における人的関係は次のとおりである。外郭団体の役員に市職員の派遣等が行われている、または市OBが就任しているのは 12 団体のうち 10 団体、外郭団体の職員に市職員の派遣等が行われている団体はなかったが、市OBが就職しているのは 12 団体のうち 8 団体である。

【市との人的関係】

(単位：人)

団体名	役職員の数					
	役員数 <sup>1</sup>			職員数 <sup>2</sup>		
	うち市 派遣等 <sup>3</sup>	うち 市OB		うち市 派遣等 <sup>3</sup>	うち 市OB	
やおコミュニティ放送(株)	5	2	1	6	-	1
(公財)八尾市国際交流センター	12	-	2	5	-	1
(公財)八尾市文化振興事業団	12	-	5	33	-	1
(社福)八尾市社会福祉協議会	17	-	3	39	-	6
(公社)八尾市シルバー人材センター	16	-	1	10	-	1
八尾モール(株)	3	-	-	4	-	-
(一社)八尾市観光協会	9	1	-	4	-	-
(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	9	-	-	3	-	-
(公財)八尾市清協公社	5	1	3	37	-	2
八尾シティネット(株)	4	-	1	4	-	1
(公財)八尾体育振興会	11	-	1	21	-	-
(公財)八尾市文化財調査研究会	8	1	-	15	-	1

(出所：各外郭団体「外郭団体調査シート」等)

- 1：役員数には監事・監査役は含めているが、評議員は含めていない。また、非常勤・嘱託を含んでいる。
- 2：職員数には、非常勤・嘱託・臨時職員を含んでいる。
- 3：市派遣等には兼務を含んでいる。

2. 市における外郭団体見直しに係る取組

(1) 市における外郭団体見直しに係る取組状況

市は、自治体を取り巻く環境の変化や財政状況の悪化等に適時に対応した行政運営を実施し、「市民と行政がそれぞれの役割を認識して協働する自治体」、「行政が市民によるまちづくりを支える自治体」を創造することを目的として、平成12年8月に「八尾市行政改革大綱」(以下、「行政改革大綱」という)を策定した。

行政改革大綱の目的を達成するために、市が取り組むべき重点項目を設定し、外郭団体の見直しについても当該重点項目の1つとして位置付け、平成14年3月には「外

「外郭団体の見直し方策」を設定している。

平成 18 年 3 月には行政改革大綱の再編が行われ、指定管理者制度の導入等の規制緩和に対応した一層の自立経営を促すための見直しに取り組むこととなった。

また、平成 20 年 2 月には行政改革大綱や「八尾市集中改革プラン」、「八尾市財政健全化基本方針」を一本化した「八尾市行財政改革プログラム・行財政改革アクションプログラム」、平成 23 年 6 月には「第 2 期八尾市行財政改革プログラム・行財政改革アクションプログラム」を策定し、行財政の健全化に向けた取組の中で、外郭団体の見直しや経営改善・充実が位置づけられている。

外郭団体の見直しに係る取組状況と実施方針は次のとおりである。

【外郭団体の見直しに係る取組状況と実施方針】

関連計画等名称	実施方針
<p>八尾市行政改革大綱 （平成 12 年度策定、 計画期間：平成 13～17 年度）、「外郭団体の見 直し方策」</p>	<p>【基本的な考え方】 外郭団体の設立及び統廃合の基準、運営等の指導についての方針を作成する。 外郭団体存続の適合性、サービスの提供内容及び妥当性、経営の健全性・効率性・財政的関与及び人的関与の妥当性、経営の透明性・信頼性を確保する。 各団体の総点検を行い、各団体の今後の方針を決定する。</p> <p>【見直しの手順】 外郭団体設立及び統廃合の基準、運営等の指導に関する指針の作成。 上記基準や指針に基づいた各外郭団体の総点検の実施。 総点検の結果、改善の必要があれば改善策の検討。</p> <p>【見直しの具体的内容】 見直しの視点 a. 外郭団体の存続の適合性 b. サービスの提供内容及び提供手法の妥当性 c. 経営の健全性・効率性 d. 財政的関与及び人的関与の妥当性 e. 経営の透明性・信頼性 総点検から改善策作成までの事務手順 「外郭団体の設立及び統廃合の基準」、「外郭団体の運営等の指導に関する指針」の運用内容と方法</p>
<p>八尾市行政改革大綱 （再編版） （平成 17 年度策定、 計画期間：平成 18～22 年度）</p>	<p>市と外郭団体による改善計画の策定 市からの人的関与の縮小 団体業務の整理・見直し 業務量に対応した人材の確保・育成 団体の規模に応じた適切な給与制度の確立</p>

関連計画等名称	実施方針
<p>行財政改革推進本部方針(平成 17 年度策定)</p>	<p>【指定管理者である外郭団体の全体的な取り組み方針について】</p> <p>市の人的関与の縮小・廃止</p> <p>A)理事会等法人の執行機関への役員受諾の縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長級の受諾廃止(廃止スケジュール:平成 18 年 3 月末)</li> <li>・特別職の受諾廃止(廃止スケジュール:平成 21 年 3 月末)</li> </ul> <p>B)市OB職員の配置の廃止(廃止スケジュール:平成 18 年 3 月から平成 20 年 3 月)</p> <p>C)市職員の派遣の廃止(施設管理に係るもの)(廃止スケジュール:平成 18 年 3 月末)</p> <p>公募の仕様の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理業務と行政補完業務の明確化(改善スケジュール:平成 19 年 3 月末)</li> </ul> <p>指定管理料の予算抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化基本方針に基づく削減割当の実施(人件費を含む)ただし、人件費については、市の平均人件費予算相当額を算定したうえで行う。</li> <li>・公募を想定した指定管理料の抑制</li> </ul> <p>【指定管理者以外の外郭団体の全体的な取り組み方針について】</p> <p>理事長、副理事長については特別職の受諾を 5 年を目途に廃止</p> <p>部長、課長級の理事等は、定款、寄付行為の状況から 1 年後(平成 19 年 3 月末)までに受諾を廃止</p> <p>OB 職員による派遣は、再雇用制度に合わせ廃止</p> <p>市職員派遣については、平成 19 年 3 月末をもって廃止</p> <p>平成 18 年度予算については、対平成 17 年予算比 3%削減を当面の目標とする。</p>
<p>「平成 18 年度に示す外郭団体の見直し方針等について」</p>	<p>上記平成 17 年度策定の【指定管理者以外の外郭団体の全体的な取り組み方針】については、平成 19 年度予算についても、対平成 17 年予算比 3%削減を目標とする</p> <p>平成 19 年 3 月市議会に外郭団体としての経営計画を個別に提示できるよう調整を実施</p> <p>プロパー職員の新規採用については、平成 20 年度からの公益法人改革を踏まえ、慎重に対応</p> <p>外郭団体の職員給与は独自で改革を進める。</p> <p>また、昇任・昇格等の処遇についても独自で検討されることを原則とする。ただし、指導等を所管する所属において、一定のチェックを必要とする。</p>
<p>「平成 20 年度に示す外郭団体の見直し方針等について」</p>	<p>公益法人制度改革(財団法人・社団法人)への対応として、これまでの団体の設立経過や活動趣旨を踏まえた、公益法人の認定に向けての取組</p> <p>理事会等法人の執行機関への役員受諾の縮小</p> <p>プロパー職員の新規採用については、指定管理者制度及び公益法人制度改革への対応を踏まえ、引き続き慎重に対応</p>

関連計画等名称	実施方針
	<p>指定管理者である団体については、これまで示した取り組み方針のうち課題整理が進んでいないものについて、平成 20 年度の公募時期までに早急に改善を図る</p> <p>その他、行財政改革アクションプログラムに計上した取り組みに基づき、着実に達成できるように取り組む</p>
<p>「平成 21 年度に示す外郭団体の見直し方針等について」</p>	<p>公益法人制度改革（財団法人・社団法人）への対応として、これまでの団体の設立経過や活動趣旨を踏まえた、公益法人の認定に向けての取組</p> <p>当面の取り組みとして、各外郭団体における公益事業の比率分析等、公益法人制度改革の内容に即した業務分析を行い、経営課題とその解決策を盛り込んだ今後の団体のあり方について、平成 21 年度中に検討を実施</p> <p>理事会等法人の執行機関への役員受諾の縮小</p> <p>指定管理者以外の団体について平成 23 年 3 月末を目途に廃止</p> <p>プロパー職員の新規採用については、公益法人制度改革への対応を踏まえ、引き続き慎重に対応</p> <p>その他、行財政改革アクションプログラムに計上した取り組み、並びに、過去、行財政改革推進本部において確認された個別団体についての今後の方向性に基づき、着実に達成できるように取り組む</p>

（出所：市「外郭団体に係る取組経過一覧」、「外郭団体の見直し方針等について」）

## （ 2 ） 外郭団体見直しに係る取組の実施経過

市は実施方針に基づき、経営改善に加え、一部団体の解散を含めた取組を進めている。また、平成 18 年 5 月に成立した「公益法人制度改革関連 3 法」への対応において、公益法人認定に向けた取組の中で業務分析や見直しを行い、平成 25 年 4 月には対象団体の公益法人への移行を完了している。

外郭団体の見直しによる解散や公益法人への移行等に関する実施経過は、主に次のとおりである。



【外郭団体の見直しの実施経過】

実施時期	実施事項												
平成 16 年 3 月	(財)八尾市開発協会の解散 (財)・・・財団法人												
平成 18 年 4 月	<p>指定管理者制度の導入</p> <p>【外郭団体が指定管理者となった施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八尾市立社会福祉会館</td> <td>(社福)八尾市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>八尾市生涯学習センター、八尾市文化会館</td> <td>(財)八尾市文化振興事業団</td> </tr> <tr> <td>八尾市立屋内プール、八尾市立山本球場、八尾市立テニス場、八尾市立総合体育館、八尾市立市民運動広場、八尾市立体育館、八尾市立青少年運動広場、八尾市立大畑山青少年野外活動センター</td> <td>(財)八尾体育振興会</td> </tr> <tr> <td>八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター</td> <td>(財)八尾市文化財調査研究会</td> </tr> <tr> <td>八尾市自転車駐車場(近鉄山本駅東自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)</td> <td>八尾シティネット(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>非公募にて3カ年の導入 委託料(指定管理料)については、平成17年度設定額に対して、3カ年にて5%・10%・15%の削減</p>	施設名称	指定管理者	八尾市立社会福祉会館	(社福)八尾市社会福祉協議会	八尾市生涯学習センター、八尾市文化会館	(財)八尾市文化振興事業団	八尾市立屋内プール、八尾市立山本球場、八尾市立テニス場、八尾市立総合体育館、八尾市立市民運動広場、八尾市立体育館、八尾市立青少年運動広場、八尾市立大畑山青少年野外活動センター	(財)八尾体育振興会	八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター	(財)八尾市文化財調査研究会	八尾市自転車駐車場(近鉄山本駅東自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)	八尾シティネット(株)
施設名称	指定管理者												
八尾市立社会福祉会館	(社福)八尾市社会福祉協議会												
八尾市生涯学習センター、八尾市文化会館	(財)八尾市文化振興事業団												
八尾市立屋内プール、八尾市立山本球場、八尾市立テニス場、八尾市立総合体育館、八尾市立市民運動広場、八尾市立体育館、八尾市立青少年運動広場、八尾市立大畑山青少年野外活動センター	(財)八尾体育振興会												
八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センター	(財)八尾市文化財調査研究会												
八尾市自転車駐車場(近鉄山本駅東自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)	八尾シティネット(株)												
平成 22 年 1 月	(財)八尾市緑化協会の解散												
平成 23 年 4 月	<p>公益法人への移行</p> <p>(公財)八尾体育振興会</p> <p>(公財)八尾市文化振興事業団</p> <p>(公社)八尾市シルバー人材センター</p>												
平成 24 年 4 月	<p>公益法人への移行</p> <p>(公財)八尾市文化財調査研究会</p> <p>(公財)八尾市国際交流センター</p>												
平成 25 年 4 月 11 月	<p>公益法人への移行</p> <p>(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター</p> <p>(公財)八尾市清協公社</p> <p>(一社)八尾市観光協会の設立</p> <p>八尾市土地開発公社の解散</p>												
平成 26 年 12 月	(公財)八尾市清協公社の組織縮小と市直営化の市議会への報告												

(出典：市「外郭団体に係る取組経過一覧」を監査人が加工)

また、平成 26 年度には「第三セクター等の抜本的改革の推進等について（平成 21 年 6 月 23 日付総財公第 95 号）」において示された「地方公共団体による情報公開の様式例」をもとに、情報公開資料の統一様式を作成し、公開することで、経営状況の透明性を高めるとともに、チェック機能の向上を図っている。

## ．外郭団体に対する市のモニタリング

### 1．外郭団体に対する市のモニタリングの概要

外郭団体に対する市のモニタリングは所管課が担当している。モニタリング方法について特に規程やマニュアルはなく、所管課に委ねられている。なお、今回の監査を通じて各所管課にモニタリング方法の内容をヒアリングしたが、予算書・決算書の入手、理事会・取締役会等各種会議体への出席、団体との定期的な打ち合わせ等を通じて団体の運営状況や財政状態を把握し、モニタリングを実施しているとのことであった。

また、所管課は外郭団体に関する情報公開資料の作成と公開を義務付けられているため、団体の運営状況や財政状態を把握する必要があり、所管課の団体に対する経営状況等に関する意見についても情報公開資料によって公表されている。

【情報公開資料(様式)】

外郭団体に関する情報公開資料

1 作成年月日および作成担当部署  
 作成年月日 平成 年 月 日  
 作成担当部署 大阪府八尾市 部・局 課・室

2 外郭団体名義  
 外郭団体名  
 外郭団体所在地 〒 電話番号( ) -  
 設立年月日 昭和・平成 年 月 日 ホームページアドレス

3 資本金 千円(当該地方公共団体の出資割合 %)

4 事業内容

5 財務状況(平成28年3月31日現在)

貸借対照表から	項目	金額(千円)			損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度			前々年度	前年度	本年度
	総資産					総収入(=売上高+営業外収益+特別利益)			
	負債					(うち地方公共団体からの補助金・委託金)	( )	( )	( )
	(うち有価証券)	( )	( )	( )		経常利益			
	純資産					当期利益			
	利益剰余金					減価償却費当期損益			

6 役員員の状況(平成28年3月31日現在)

役員数(うち地方公共団体からの派遣者・退職者)	役員平均年齢	役員平均年収(千円)	役員数(うち地方公共団体からの派遣者・退職者)	役員平均年齢	役員平均年収(千円)
( )			( )		

※役員平均年収の計算の對象となる役員は、全役員〇人のうち〇人です。

退職者出  
 役員数(うち地方公共団体からの派遣者・退職者) 役員平均年齢 役員平均年収(千円)  
 ( )

7 外郭団体への関与の状況  
 (1) 公的支援(フロー)(平成28年3月31日現在)

項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 補助金(助成金)				
② 利子補給金				
③ 株の減価額				
④ その他( )				
小計				-
⑤ 損失補償契約に伴う金銭的減額				
⑥ 出賃金、借入金等に伴う機会費用				
小計				-
合計				-

(参考)委託料

(2) 公的支援(ストック)(平成26年3月31日現在)

項目	内訳			備考(目的、内容、算出根拠等)
	前々年度	前年度	本年度	
① 損失補償契約に係る債務残高 (有価証券)				
(有価証券購入等)				
② 貸付金残高				
③ 出賃金				
合計				-

8 地方公共団体による意見

9 その他の特記事項

## 2. 市への協議及び報告等

市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している公益財団法人及び株式会社の経営状況や財政状態については、経営状況報告として9月市議会で報告される（八尾モールは9月決算であるため、3月市議会で報告）。この際、行政改革課に経営状況報告書と意見書が提出されている。なお、外郭団体に関する情報公開資料の内容はこの経営状況報告書と意見書の内容と同一のものである。

また、外郭団体が統一的に対応すべき事項については、適宜、庁内連絡会議で情報共有を行った後、各外郭団体への対応を指示することになっている。

### ・監査対象とした外郭団体

監査対象とした外郭団体は、平成29年3月に解散を予定している（公財）八尾市清協公社を除く次の11団体とした。

なお、本報告書における各団体の名称は次の略称を用いている。

No.	団体名	略称	所管部署
1	やおコミュニティ放送（株）	やおコミュニティ放送	総務部 市政情報課
2	（公財）八尾市国際交流センター	国際交流センター	人権文化ふれあい部 文化国際課
3	（公財）八尾市文化振興事業団	文化振興事業団	人権文化ふれあい部 文化国際課
4	（社福）八尾市社会福祉協議会	社会福祉協議会	地域福祉部 地域福祉政策課
5	（公社）八尾市シルバー人材センター	シルバー人材センター	地域福祉部 高齢介護課
6	八尾モール（株）	八尾モール	経済環境部 産業政策課
7	（一社）八尾市観光協会	観光協会	経済環境部 産業政策課
8	（公社）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	共済センター	経済環境部 労働支援課
9	八尾シティネット（株）	八尾シティネット	都市整備部 交通対策課
10	（公財）八尾体育振興会	体育振興会	教育総務部 生涯学習スポーツ課
11	（公財）八尾市文化財調査研究会	文化財調査研究会	教育総務部 文化財課

## 外郭団体に対する調査項目

監査対象に選定した外郭団体の事業内容及び運営状況を把握するため、次に掲げる様式による外郭団体調査シートを用いた調査を実施した。

なお、調査項目の具体的な記載については、＜記載依頼事項＞にて示したとおりである。

### 【外郭団体調査シート】

(単位:千円(金額)、人(人数))

平成27年度外郭団体調査シート					
団体名		設立年月日(公益法人移行日)	所管部署		
<b>注1</b>		<b>注2</b>			
所在地	<b>注3</b>				
設立目的	<b>注4</b>				
事業内容(平成27年度)	<b>注5</b>				
出資・出捐状況	資本金等		市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)		
	<b>注6</b>				
財務状況 <b>注7</b>	貸借対照表		金額		
	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	総資産				
	負債 (うち有利子負債)		<b>注8</b>	<b>注8</b>	<b>注8</b>
	純資産				
	利益剰余金				
	損益計算書		金額		
	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
	総収入 (うち市からの補助金・委託金)		<b>注8</b>	<b>注8</b>	<b>注8</b>
	経常損益				
当期損益					
減価償却前当期損益					
役職員の状況 <b>注9</b>	役員数 各年度末現在	市職員			
		市OB			
		その他			
		役員計			
	役員に係る人件費総額		<b>注10</b>	<b>注10</b>	<b>注10</b>
	役員に係る退職金支払額		<b>注11</b>	<b>注11</b>	<b>注11</b>
	職員数 各年度末現在	市派遣職員			
		市OB			
		市兼務職員			
		その他常勤職員			
その他非常勤職員					
職員計					
職員に係る人件費総額		<b>注10</b>	<b>注10</b>	<b>注10</b>	
職員に係る退職金支払額		<b>注11</b>	<b>注11</b>	<b>注11</b>	
人件費合計					

市との取引関係	①補助金	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	注12			
	注12			
	その他事業			
	補助金計	0	0	0
	②委託料(指定管理料除く)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	注12			
	注12			
	その他事業			
	委託料計	0	0	0
	③指定管理料	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	注12			
	注12			
	その他事業			
	指定管理料計	0	0	0
④その他市からの収入				
市からの収入合計	0	0	0	
総収入に占める割合	-	-	-	
①貸付金残高	注13			
②追加出資金	注14			
公的支援(ストック)計	0	0	0	
市の外郭団体に対する管理・監督状況(平成27年度)				
事業報告書、決算書の 入手とヒアリング	役員や事務局長等に 対するヒアリング	理事会等各種会議体 への出席	運営状況の視察	立入検査
注15	注15	注15	注15	注15
市による意見				
注16				

< 記載依頼事項 >

注 1	法人形態については、省略せず記載
注 2	公益財団法人の場合はカッコ書きで公益法人移行日も記載
注 3	大阪府八尾市 と記載
注 4	定款等を参考に記載
注 5	事業報告書等を参考に記載
注 6	(事業名のみでよいが、事業名だけでは不明瞭なものはカッコ書きで内容を記載) 株式会社は資本金、一般社団法人並びに公益財団法人は正味財産、社会福祉法人は基本金を記載
注 7	各団体の貸借対照表及び損益計算書より記載 なお、一般社団法人並びに公益財団法人については、公益法人会計基準に読み替える(下記参照) < 貸借対照表 > ・純資産 正味財産合計、利益剰余金 一般正味財産 < 損益計算書 > ・損益計算書 正味財産増減計算書 ・総収入(=売上高+営業外収益+特別利益) 総収入(=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額) ・経常損益 当期経常増減額 ・当期損益 当期一般正味財産増減額 端数計算は、基本的に四捨五入を行い、各項目の合計額は、貸借対照表等と計算上合致するように調整

注 8	カッコ書きで記載
注 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員については、定款または寄付行為において定められている役員を記載</li> <li>・市（特別職在任期間を含む）及び外郭団体退職後、5年を超えて外郭団体の役員に採用となった場合には、市OBではなく、外郭団体の職員とする</li> <li>・外郭団体における在職年数が、市における在職年数を超えた場合にあっては、当該年度より市OBではなく外郭団体職員とする</li> <li>・市派遣職員とは、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市から派遣され外郭団体等における職務に従事する職員とする</li> <li>・市兼務職員とは、市に在籍しているが、宛て職等にて外郭団体における職務にも従事する職員とする</li> <li>・その他常勤職員とは、外郭団体の正規職員であり、市派遣職員や市OBを含まない</li> <li>・その他非常勤職員とは、外郭団体の非正規職員であり、市兼務職員は含まないが、嘱託職員やパート従業員等も含める</li> </ul>
注 10	人件費は決算書（財務諸表、計算書類等）に計上されている報酬、給与、法定福利費、賞与（賞与引当金繰入額含む）、退職金（退職給付費含む）の合計額を記載
注 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職給付（給与）引当金を計上している場合でも、退職給付費ではなく、当該年度の支払額を記載</li> <li>・役員と事務局長を兼務している場合は、原則として役員として計上</li> </ul> <p>なお、報酬（給料）が事務局長としての報酬（給料）であり、その額を役員欄に計上したときに、役員報酬規定と整合性がとれない等の事情がある場合は、職員として計上</p>
注 12	補助金・委託料・指定管理料を支出した市の事務事業のうち主要なものを記載（事業が1つしかない場合は2つ目の欄やその他は空欄で可）
注 13	基準日における貸付金の累積残高について記載
注 14	基準日が含まれる年度における追加出資について記載（設立時の出資金は含まない）
注 15	所管部署が平成27年度に実際に実施したモニタリングの有無を記載
注 16	<p>経営状況報告における意見書の記載内容と同一とする</p> <p>なお、経営状況報告を実施していない団体については、他の団体の公表資料の記載内容を参考に記載</p>

### 第3 監査の結果及び意見の総括

#### ・監査の結果及び意見の区分

本報告書での指摘の取扱は、「監査の結果」と「意見」に区分している。

「監査の結果」(地方自治法第252条の37第5項)とは、「事務の執行」における合規性(適法性と正当性)の観点から是正・改善を求めるものである。監査の「意見」(地方自治法第252条の38第2項)とは、「監査の結果」には該当しないが、合理性や経済性、効率性、有効性の観点から見て、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

#### <監査の結果及び意見の項目一覧>

本年度の包括外部監査に係る指摘の一覧は、次のとおりであるが、そのうち、「第3 監査の結果及び意見の総括」では、共通的なもの並びに質的に重要と思われる事項(意見・結果に網掛けしたもの)を取り上げている。

各項目一覧における分類は次のとおりである。(該当する分類に を記入している)

A：団体の存在意義、経営計画、事業報告に関する意見

B：団体のガバナンスに関する結果及び意見

C：団体に対するモニタリングに関する意見

D：会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見

#### 市に対する全般的意見

結果 意見	内容(指摘先)	A	B	C	D	該当 ページ
意見1	外郭団体の定義のさらなる明確化について(行政改革課)					26
意見2	所管課のモニタリング状況の確認について(行政改革課)					27
意見3	モニタリングにおけるチェックリストの活用について(行政改革課/所管課)					28
意見4	情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について(行政改革課/所管課)					29
意見5	インターネットによる外郭団体の情報公開について(所管課)					30



## 各外郭団体に対する結果及び意見

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	該当 ページ
<b>1．やおコミュニティ放送</b>						
意見 6	事業計画書の設備投資に関する記載について（団体）					53
意見 7	中期計画の策定について（団体）					54
意見 8	難聴地域への対応状況の事業報告での記載について（団体）					54
意見 9	外郭団体に関する情報公開の内容について（所管課）					55
意見 10	随意契約の可否に関する規程の明文化について（団体）					56
意見 11	無形固定資産の附属明細書の記載について（団体）					56
意見 12	一部の経費支出に関する小切手の使用について（団体）					57
意見 13	不明株主への対応について（団体）					57
意見 14	預金残高の月次照合の証跡について（団体）					58
<b>2．国際交流センター</b>						
意見 15	中期計画の策定について（団体）					65
意見 16	評議員会への収支予算書の報告について（団体）					66
意見 17	事業の実施状況の共有について（団体）					66
意見 18	事業モニタリングの実施時期及び方針について（所管課）					67
意見 19	補助金のあり方について（団体／所管課）					68
意見 20	情報公開資料への記載事項の充実について（所管課）					68
結果 1	有価証券評価損益の計上区分の誤りについて（団体）					69
意見 21	有価証券の評価に関する規程について（団体）					69
結果 2	賞与引当金の未計上について（団体）					69
結果 3	財務諸表に対する注記について（団体）					70
結果 4	銀行残高証明書による残高の確認について（団体）					71
意見 22	特定資産の見直しについて（団体）					71
意見 23	事務局長の人件費の各会計への按分について（団体）					72
<b>3．文化振興事業団</b>						
意見 24	法人全体の中期計画等の策定について（団体）					79
意見 25	指定管理施設の業績評価結果の活用の改善について（所管課／行政改革課）					79
意見 26	経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）					80
意見 27	講座受講率の算出及び活用について（団体）					81
意見 28	講座のアンケート結果の活用について（団体）					81
結果 5	賞与引当金の未計上について（団体）					82
結果 6	財務諸表に対する注記の充実について（団体）					82
意見 29	旧規程での退職金の取扱について（団体）					83
意見 30	現金の現物照合について（団体）					84
<b>4．社会福祉協議会</b>						
意見 31	市地域福祉計画等を反映した年度計画の策定、事業報告の記載について（団体）					93
意見 32	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について（団体）					94
意見 33	補助金、委託料等の算定根拠について（所管課）					95
意見 34	委託料の返還について（所管課）					95
意見 35	運営費補助金の算定について（所管課）					96
意見 36	老人センターでの入浴事業の見直しについて（所管課）					98
意見 37	情報公開資料と決算書の不整合について（所管課）					99

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	該当 ページ
意見 38	小地域ネットワーク活動推進事業補助金の領収書について（団体）					99
結果 7	共通経費の配分の見直しについて（団体）					100
結果 8	賞与引当金の未計上について（団体）					101
結果 9	国債の売買の会計処理の誤りについて（団体）					101
結果 10	運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について（団体）					102
意見 39	施設ごとの拠点区分と事業区分の見直しについて（団体）					102
5．シルバー人材センター						
意見 40	事務所の整備に必要な資金の確保について（団体/所管課）					109
意見 41	事業報告における事業の実施状況の開示について（団体）					110
意見 42	理事会への監事の出席について（団体）					110
意見 43	補助金のあり方について（所管課）					111
意見 44	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）					112
意見 45	契約事務に関する定めについて（団体）					113
意見 46	未収金の管理について（団体）					114
結果 11	退職給付引当金の計上不足について（団体）					114
意見 47	正味財産増減計算書内訳表における受取事務費の按分計算について（団体）					114
意見 48	現金及び預金の管理について（団体）					115
6．八尾モール						
意見 49	空き店舗解消のための取組について（団体/所管課）					122
意見 50	中期計画の策定について（団体）					123
意見 51	事業計画書及び決算報告書の記載の充実について（団体）					124
結果 12	役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について（団体）					125
意見 52	役員報酬の支払について（団体）					125
結果 13	決算公告の未実施について（団体）					125
意見 53	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）					126
意見 54	業務マニュアル及び職務分掌の作成について（団体）					127
結果 14	引当金の計上要否の見直しについて（団体）					128
意見 55	駐輪場の賃貸業務にかかる収入の表示区分について（団体）					128
意見 56	退職給付引当金の取崩の処理について（団体）					128
意見 57	注記及び附属明細書について（団体）					129
7．観光協会						
意見 58	魅力的な独自事業の実施について（団体）					136
意見 59	中期計画の策定について（団体）					136
意見 60	事業報告書の観光案内所来訪者数の記載について（団体）					137
結果 15	理事会の開催不足について（団体）					138
結果 16	理事会の議事録の署名漏れについて（団体）					138
意見 61	事業計画書及び収支予算書の社員総会での報告について（団体）					138
意見 62	補助対象経費の明確化と補助金の見直しについて（所管課）					139
意見 63	団体との定期的な情報共有について（所管課）					140

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	該当 ページ
意見 64	業務マニュアルの作成について（団体）					140
結果 17	銀行印の管理の見直しについて（団体）					141
意見 65	委託契約の契約先事業者の選定について（団体）					142
意見 66	現金の管理について（団体）					142
意見 67	預貯金の残高管理について（団体）					143
意見 68	グッズの残数管理について（団体）					143
意見 69	賞与引当金の計上について（団体）					143
意見 70	貸借対照表の表示について（団体）					143
意見 71	ホームページにおける会員一覧の更新について（団体）					144
8．共済センター						
意見 72	会員増加のための取組について（団体）					151
意見 73	事業活動の見直しのためのアンケート調査の実施と活用について（団体）					152
意見 74	事業報告書における記載の充実について（団体）					153
結果 18	八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について（団体）					153
意見 75	評議員に対する事業計画書及び収支予算書の説明について（団体）					154
意見 76	理事会への事業実施状況の報告について（団体）					155
意見 77	補助金の検証を容易にするための交付要求及び実績報告の仕方について（団体／所管課）					156
意見 78	正味財産増減計算書における補助金の区分について（団体）					156
意見 79	団体の事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）					157
意見 80	永年在会慰労引当金計上額の見積について（団体）					159
意見 81	特定資産の取扱要領の作成について（団体）					159
結果 19	重要な会計方針の注記漏れについて（団体）					160
結果 20	「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記額の見直しについて（団体）					160
意見 82	預金の残高確認について（団体）					161
9．八尾シティネット						
意見 83	中期計画の策定について（団体）					168
結果 21	決算公告の未実施について（団体）					168
意見 84	利用料金収入の検証手続について（所管課）					169
意見 85	情報公開資料と決算書の不整合について（所管課）					170
意見 86	随意契約時の相見積の未実施について（団体）					171
意見 87	固定資産の現物調査の必要性について（団体）					172
結果 22	賞与引当金の未計上について（団体）					172
意見 88	定期カード紛失時の再発行手数料の適正化について（団体／所管課）					173
10．体育振興会						
意見 89	指定管理施設の業績評価方法及び評価結果の活用方法について（所管課）					182
意見 90	経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）					182
結果 23	退職給付引当金の算定誤りについて（団体）					183
結果 24	賞与引当金の未計上について（団体）					184
意見 91	特定資産の見直しについて（団体）					184

結果 意見	内容（指摘先）	A	B	C	D	該当 ページ
11.文化財調査研究会						
意見 92	外郭団体のあり方の再検討について（所管課）					192
意見 93	文化財調査研究会における中期計画の策定について（団体）					193
意見 94	委託事業者からの提出書類の不備について（団体）					194
結果 25	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて（団体）					194
結果 26	埋蔵文化財調査事業における収益計上について（団体）					195

## ．市に対する全般的意見

### 1．市に対する全般的意見の一覧

項目	結果／意見のタイトル	結果／意見
【外郭団体に対するモニタリングに関するもの】		
(1) 外郭団体の定義について	外郭団体の定義のさらなる明確化について (行政改革課)	意見1
(2) 外郭団体に対する経営状況の確認について	所管課のモニタリング状況の確認について (行政改革課)	意見2
	モニタリングにおけるチェックリストの活用について (行政改革課／所管課)	意見3
(3) 外郭団体の情報公開について	情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について (行政改革課／所管課)	意見4
	インターネットによる外郭団体の情報公開について (所管課)	意見5

#### (1) 外郭団体の定義について

##### 外郭団体の定義の現状

外郭団体の定義として、市は「設立について市が主体的に関与したもので、市の出資または補助金の交付による財政的関与、または市職員の派遣による人的関与を行っている公益認定法人（公益財団法人・公益社団法人）、一般法人（一般財団法人・一般社団法人）、株式会社等」としている。

なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号、以下「行政改革推進法」という）」では、「資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」（第57条）について情報公開を要請しており、「地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）」では、「当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」（第199条第7項）に対して、地方公共団体の監査委員が監査できるとしている。

市はこれらの法律の規定を参考に「出資または補助金の交付による財政的関与」の度合いを判断しているが、行政改革課としては「設立について市が主体的に関与したもの」が外郭団体として判定するに当たって優先されるとしている。

##### 意見

#### i. 外郭団体の定義のさらなる明確化について（行政改革課）（意見1）

市には外郭団体以外にも出資・出捐をしている団体があるが、「設立について市が主

体的に関与したもの」ではないとして外郭団体には含めていない。しかし、設立について、市が主体的に関与しなくても、将来的に市の出資が過半数となった場合にまで、外郭団体に含まれないとすると、そのような団体の債務負担も市が負うおそれがあるにもかかわらず、市の監督が及ばず、必要な情報公開もなされないことになる。

現状、市がほかに出資・出捐をしている団体で、出資・出捐比率が行政改革推進法で定める「四分の一以上」となっているものはないが、将来的に市本体の財政に及ぼす影響を考慮し、まず、「設立について市が主体的に関与したもの」かどうかで判定し、主体的に関与しなくても「市の出資」が一定割合を超えるものかどうかで判定する、といった外郭団体の定義の適用に関するフローを明確化すべきである。

また、財政的関与や人的関与がある団体が外郭団体の定義に含まれているが、その量的基準は明確ではなく、その設定も困難である。このような場合、「特に指導・監督が必要な団体」については外郭団体に含まれるとしている地方公共団体もある。財政的関与や人的関与がある団体については「特に指導・監督が必要な団体」を外郭団体とするような定義の改定を検討されたい。

## (2) 外郭団体に対する経営状況の確認について

### 外郭団体に対する経営状況の確認の現状

市では、外郭団体のあり方や運営状況に対するモニタリングは所管課が実施するものとしており、行政改革課による独自の各外郭団体に対する経営状況の確認はなされていない。

また、外郭団体に対する所管課のモニタリングの方法についてチェックリスト等はなく、どのような視点で外郭団体の運営や財政状態をモニタリングしているのかについても明確ではない。

### 意見

#### i. 所管課のモニタリング状況の確認について(行政改革課)(意見2)

監査対象とした外郭団体においては、収支が赤字になっている団体はなく、債務超過もない状態となっているが、外郭団体の経営状況や財政状態に対するモニタリングは所管課が実施している。

しかし、所管課の外郭団体に対するモニタリングでは、職員の複式簿記に関する知

識が不十分であったり、所管課がモニタリングの実施よりも委託事業や補助事業の効率的な実施を優先することにより、十分な手続が実施されないおそれがある。

庁内連絡調整会議等において、所管課がモニタリングの実施状況の報告を行い、所管課の外郭団体に対するモニタリングが有効に機能しているかを行政改革課が確認することを検討されたい。

・モニタリングにおけるチェックリストの活用について（行政改革課 / 所管課）  
（意見3）

市が平成14年に策定した「外郭団体の見直し方策」では、次表のような所管部（課）用と企画調整部（行政改革課）用のチェックリストが作成されている。その後、行政改革大綱のもと、平成18年度から「市からの人的関与の縮小」等具体的な方針を定め、平成20年度からは行財政改革プログラム、行財政改革アクションプログラム等に基づき、外郭団体の経営改善・充実に取り組んでいるところである。

【外郭団体チェックシート（抜粋）】

担当部	テーマ	見直し項目
所管部	外郭団体存続の適合性	団体の役割が現在の社会情勢及び市民ニーズと合致しているか
		市と団体の役割分担が明確であるか
	サービスの提供内容及び提供方法の妥当性	行政が直接行うよりも効率的なものとなっているか
		市または他の外郭団体と業務の重複、或いは類似事業を行っていないか
		民間及び他の外郭団体への委託業務が、業務内容の大部分となっていないか
	経営の健全性・効率性	市及び外郭団体の責任の所在が明確であるか
経営方針が明確であるか		
長期的視野に立った団体職員の採用・養成がなされているか		
企画調整部	財政的関与及び人的関与の妥当性	適正な補助金等の交付となっているか
		妥当な業務委託となっているか
	経営の透明性・信頼性	外郭団体の運営等の指導について、統一的且つ総合的に行われているか
		検査・監督体制が妥当なものとなっているか
	団体の統合	総合的・一元的に実施すべき事業がないか
		統合により、新たな事業展開が期待できるものはないか

（出所：市「外郭団体の見直し方策『外郭団体チェックシート』」より抜粋）

現在までに、多くの外郭団体で市からの人的関与は縮小しており、指定管理者制度の導入や（財）八尾市開発協会及び（財）八尾市緑化協会並びに八尾市土地開発公社の解散など、行政改革大綱や行財政改革プログラムに基づいた取組が着実に実施され

ているが、外郭団体の必要性やあり方は時代に応じて移り変わるものであり、適宜チェックすることが必要である。

新たに現状に合う形でチェックリストを更新し、所管課の外郭団体のモニタリングや次の行財政改革プログラム等の見直しに活用すべきである。

### (3) 外郭団体の情報公開について

#### 外郭団体の情報公開の現状

市はインターネット等で外郭団体の情報公開資料を公開しているが、平成 27 年度の情報公開資料がタイムリーに公開されていない。通常、外郭団体の決算書は翌年度の 5 ~ 6 月には確定されており、9 月市議会には外郭団体の経営状況の報告として情報公開資料の内容が報告されている。

平成 28 年 10 月末現在で市の外郭団体に関するホームページにアップされていない情報公開資料がある(体育振興会)。また、情報公開資料の会計数値について、各外郭団体の決算書との不整合が散見されている。

#### 意見

##### i. 情報公開資料の公開遅れと各団体の決算書との不整合について(行政改革課/所管課)(意見 4)

行政改革課によると、情報公開資料は所管課が作成し、所管課がチェックするものとしているが、所管課の職員においては複式簿記や各種会計基準等の知識が不十分であることが多いため、情報公開資料と各外郭団体の決算書との不整合が生じている。(社会福祉協議会 - 意見 37、八尾シティネット - 意見 85)

また、各外郭団体の情報公開資料で記載内容がまちまちであり、補助金や委託料の内訳が全く記載されていない団体もある。現在の情報公開資料の様式では指定管理料の記載箇所がないため、指定管理者となっている全ての外郭団体でその金額が記載されていない。情報公開資料のさらなる充実が求められている団体も多い。(やおコミュニティ放送 - 意見 9、国際交流センター - 意見 20)

市は所管課のモニタリング機能や決算書の分析能力を向上させるため、公認会計士や税理士等の会計専門家を活用し、各外郭団体の決算書の見方や分析方法について所管課職員を対象に研修を行うことを検討されたい。



また、行政改革課においては外郭団体の記載内容の統一化をさらに進めるとともに、所管課においては情報公開資料の充実を自ら積極的に行い、9月市議会終了後、ただちに情報公開資料を市の外郭団体に関するホームページにアップする運用を徹底すべきである。

ii. インターネットによる外郭団体の情報公開について（所管課）（意見5）

市は、外郭団体に関するホームページ（<http://www.city.yao.osaka.jp/category/4-8-0-0-0.html>）において外郭団体の情報公開資料を公開しており、各外郭団体のホームページとリンクしているが、体育振興会、文化財調査研究会、八尾シティネットのホームページとはリンクさせていない。

外郭団体のホームページの利便性を高めるため、市の外郭団体に関するホームページとこれら3団体のホームページとのリンクを行うよう検討されたい。

## ・個別の外郭団体・団体所管課に対する結果及び意見の総括

各外郭団体の概要や各外郭団体・所管課に対する結果及び意見の詳細については、「第4 外郭団体の財務事務に関する結果及び意見」に外郭団体ごとに記載しているが、本章では結果及び意見のうち、共通的なもの並びに質的に重要と思われる事項を整理し、取りまとめている。

### 1. 団体の存在意義、経営計画、事業報告に関する意見

団体の存在意義、経営計画、事業報告に関して、今後も市と適切なパートナーシップのもと、継続して各種事業実施を行うべき存在であるかどうか、適切な経営計画や事業報告が作成され、公表されているかどうかについて監査を実施した。

本報告書では、中期計画の策定や外郭団体としてのあり方の再検討、会員の確保や独自事業の実施等について提言している。

意見（複数の外郭団体についての共通意見）

（1）中期計画の策定について（やおコミュニティ放送 - 意見 7、国際交流センター - 意見 15、文化振興事業団 - 意見 24、社会福祉協議会 - 意見 31、32、八尾モール - 意見 50、観光協会 - 意見 59、八尾シティネット - 意見 83、文化財調査研究会 - 意見 93）

中期計画を策定できていない外郭団体が多く見受けられた。外郭団体が安定的に事業を運営していくためには、市と協議し、将来のビジョンや中期的な目標などを明らかにした中期計画の策定が必要である。

・やおコミュニティ放送においてはメディアの多様化により、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められているため、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。（意見 7）

・国際交流センターでは、単年度の計画のみを重視しているが、自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の

事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。(意見 15)

・文化振興事業団は中期計画において、文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成していない。各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。(意見 24)

・社会福祉協議会は市と平成 25 年 3 月、共同で中長期計画を策定しているが、事業報告とのつながりが明確ではなく、年度計画や事業報告に当該計画で定められた取り組み事業の指標が反映されていない。取り組み事業の指標を年度計画や事業報告に積極的に活用し、P D C A サイクルの確立による効果的・効率的な運営を進めていくことを検討すべきである。(意見 31)

一方、当該計画は、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会独自に必要な事項について、市地域福祉計画等に盛り込まれていないものがある。社会福祉協議会は、公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、独自の事業の拡充が求められる。財源及び人材の確保や事業収支及び法人全体の収支に関する目標を定めた中期計画の充実を検討されたい。(意見 32)

・八尾モールでは、主な収入である賃料収入は安定しており、過去の傾向から状況把握はできているとの判断に基づき、中期計画を策定していない。今後中長期的に必要な人材を確保し、多額に保有している資金等の活用方針を検討することで、安定的な事業の継続を実現するために、都市計画マスタープラン等の市街地活性化に関する施策と連携した中期計画を策定し、事業運営することを検討されたい。(意見 50)

・観光協会においては、中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。中期計画の策定にあたっては、市観光振興プラン等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。(意見 59)

・八尾シティネットは、施設の老朽化やICT化への対応等、企業を取り巻く環境の変化に応じた中期計画の策定が必要と認識しているが、人員不足等を理由に中期計画は策定できていない。施設の老朽化や職員の高齢化が進行しているため、今後自転車駐車場管理・運營業務を継続させていくためにも、将来のあるべき姿を見据えて中期計画の策定を検討すべきである。(意見 83)

・文化財調査研究会は「研究会のあり方を含めた文化財保護体制の将来像が明確ではないため、外郭団体が独自に中期計画を策定することは難しい」としており、独自の中期計画は策定していない。文化財調査・保護は地方公共団体等が中心となって継続的に実施する事業であると考えられる。文化財調査研究会は、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。(意見 93)

#### 意見(その他の主要な意見)

##### (1) 外郭団体のあり方の再検討について(文化財調査研究会 - 意見 92)

市町村レベルでの文化財調査研究方式としては、外郭団体方式、市直営方式があり、それぞれメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。その際に市の判断根拠として、全体的な方針が必要であり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけるべきである。

市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、これまで市の文化財保護行政の一翼を担ってきた文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。

##### (2) 空き店舗解消のための取組について(八尾モール - 意見 49)

賃貸事業は八尾モールの根幹をなす事業であり、団体経営はその空き店舗割合の多寡に依存している部分大きい。八尾モールが将来にわたり安定的な経営を継続していくためには、ホームページの作成及びその中での店舗募集や、「ペントモール八尾」や市のホームページとの連携など会社独自としての空き店舗解消のための取組を検討

することが望まれる。また、営業を専門に担当する職員の確保など、空き店舗解消のための人的な対策についても検討されたい。

( 3 ) 会員増加のための取組について ( 共済センター - 意見 72 )

共済センターの自立的な経営の実現のためには、会員の拡大により自己収入である受取会費を増加させることが必要不可欠である。そのため、今後は八尾商工会議所と連携を強化することによる知名度の向上や、営業を担当する職員の増強等により、これまで以上に会員増加のための取組を推進していく必要がある。

さらに、会員数が共済センター経営にあたり最も重要な指標であることに鑑み、事業計画等に明記した上で、実績報告においてその達成状況を報告されることを検討されたい。

( 4 ) 魅力的な独自事業の実施について ( 観光協会 - 意見 58 )

観光協会は、従来市が実施していた市の文化遺産等の観光資源の発信をより効果的に実施することを目的として市から独立した法人として設立された。

市から独立した法人となった趣旨を踏まえ、市内の観光資源 ( 文化資産等 ) を活かした法人独自のイベントの実施を積極的に検討していくことが望まれる。また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光PRに関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。

( 5 ) 事務所の整備に必要な資金の確保について ( シルバー人材センター - 意見 40 )

シルバー人材センターにおいては事務所 ( 市の所有物 ) の老朽化が団体・所管課の双方に課題として認識されている。この課題に対応するため、市との協議を進め、事務所の改修・整備に必要な資金を計画的に確保するために、具体的な整備の計画や市との負担関係に応じて、シルバー人材センターとしてどれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を積み立てていくべきである。

( 6 ) 難聴地域への対応状況の事業報告での記載について ( やおコミュニティ放送 - 意見 8 )

やおコミュニティ放送は、難聴地域の解消のために近畿総合通信局と交渉するなど

して、放送出力の増力に向けて取り組んでいるところであり、難聴地域への対応は事業計画書どおり実施している。

難聴地域の住民や利害関係者等が難聴地域への対応状況を把握するためにも、今後は営業報告書においても対応状況を記載すべきである。引き続き難聴地域の解消について努力されたい。

## 2. 団体のガバナンスに関する結果及び意見

団体のガバナンスに関して、法令や定款に基づき運営されているか、理事会や取締役会等のガバナンスを担う機関が適切に開催され、重要な事項が適切に決議、報告されているかどうかについて監査を実施した。

本報告書では、株主総会決議の未承認や理事会の開催不足、決算公告の未実施等について指摘したほか、社員総会や評議員会に対する収支予算書等の報告、理事会への監事の出席等について提言している。

### 監査の結果（主要な結果）

#### （1）役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について（八尾モール - 結果12）

定款では取締役の報酬は株主総会で定めるものとされているにも関わらず、平成26年9月期における役員退職金1,868千円の支払について、株主総会での支給の決議がされていなかった。

役員退職金についても、「職務執行の対価」と考えられるため、その支給については法令に従い株主総会で決議すべきものであった。

#### （2）理事会の開催不足について（観光協会 - 結果15）

観光協会の定款では、理事会を3ヶ月に1回以上開催することとされているが、平成27年度は年に2回の実施となっており、3ヶ月に1回以上の開催がされていない。理事会は定款の定めに従い3ヶ月に1回以上開催する必要がある。3ヶ月に1回以上の開催が現実的に困難である場合は、法令の範囲内で定款の定めの変更を検討する必要がある。

( 3 ) 理事会の議事録の署名漏れについて ( 観光協会 - 結果 16 )

観光協会の定款では、理事会議事録に、出席した理事長及び副理事長が署名又は記名押印することとされているが、全ての理事会議事録において必要な署名又は記名押印がなされていない。定款の定めに従い出席した理事長及び副理事長は署名又は記名押印する必要がある。

( 4 ) 八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について ( 共済センター - 結果 18 )

共済センターは八尾商工会議所からの派遣職員 1 名を継続的に受け入れており、八尾商工会議所へ年間 4,800 千円の事業負担金を支払っている。当該派遣職員は、フルタイムで勤務することとされているが、八尾商工会議所相談所長としての業務にも従事しており、共済センターの業務に専念していない。八尾商工会議所等と協議を行ったうえで、当該派遣職員をフルタイムで共済センターの業務に従事させる必要がある。

( 5 ) 決算公告の未実施について ( 八尾モール - 結果 13、八尾シティネット - 結果 21 )

八尾モール及び八尾シティネットの定款では、新聞や官報により決算公告を実施する旨を記載しているが、決算公告が実施されていない。また、決算公告に関する特例として貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していれば、定款において決算公告方法を官報としていた場合でも定款の変更はあえて必要ないが、貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していない。

自社のウェブページで決算内容を公開した上で、電子公告する旨に定款変更するか、もしくは貸借対照表が掲載されるウェブページの登記を実施すべきである。

意見 ( 複数の外郭団体についての共通意見 )

( 1 ) 評議員会あるいは社員総会に対する収支予算書等の報告について ( 国際交流センター - 意見 16、観光協会 - 意見 61、共済センター - 意見 75 )

公益法人の評議員会や一般社団法人の社員総会はガバナンスを担う重要な機関である。事業計画書や収支予算書を理事会での承認後、直近の評議員会や社員総会にて、評議員や社員に報告、説明を行うことが求められる。

・国際交流センターでは決算書の報告はなされているものの、収支予算書の報告は

なされていなかった。(意見 16)

・観光協会及び共済センターにおいては、事業計画書及び収支予算書について報告、説明がなされていなかった。(意見 61、75)

意見(その他の主要な意見)

(1) 理事会への監事の出席について(シルバー人材センター - 意見 42)

シルバー人材センターの監事2名のうち1名については、平成27年度の4回の理事会のうち1回のみでの出席となっており、平成26年度の理事会については一度も出席していない。

理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み、事業の実施状況等の適時のモニタリングを可能とするため、監事の理事会への出席頻度を向上するよう日程調整等の対策を検討すべきである。

(2) 理事会への事業実施状況の報告について(共済センター - 意見 76)

共済センターでは、理事会の開催が予算承認時(3月)及び決算承認時(5月)のみであり、年度途中の事業の実施状況の理事会への報告はなされていない。

共済センターの業務執行の決定及び理事の職務の執行を監督するという理事会の役割を適切に果たすために、少なくとも半年に一度程度は理事会を開催し、計画された事業の実施状況について報告されたい。

### 3. 団体に対するモニタリングに関する意見

団体に対するモニタリングに関して、市が外郭団体に対して交付する補助金、委託料や指定管理事業に対するモニタリングが適切に実施されているか、既存のモニタリング方法の改善点等について監査を実施した。

本報告書では、適切なモニタリングの実施による補助金、委託料等のあり方の再検討や事業モニタリングの適切な実施等について提言している。

意見(複数の外郭団体についての共通意見)

(1) 補助金、委託料等のあり方について(国際交流センター - 意見 19、社会福祉協



議会 - 意見 33、34、35、シルバー人材センター - 意見 43、観光協会 - 意見 62、共済センター - 意見 77、78)

外郭団体に対する補助金、委託料等は、市において大きな支出となるため、最少の支出で最大の効果が発揮されるように算定、あるいは見積もることが求められる。また、交付された補助金、委託料については適切なモニタリングを実施し、次年度以降の算定、見積に反映させるべきである。

・国際交流センターに対して運営経費補助金が交付されているが、具体的な積算根拠がなく、人件費全額及び事業費の一部が交付されている。事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。また、管理人件費については将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。(意見 19)

・社会福祉協議会においては、補助金、委託料等の算定にあたって、市は9年前の大阪府の要綱における人件費単価を参考にしているが、より高い透明性が求められるため、決算書等を参考に最新のデータに基づき算定すべきである。(意見 33)

また、運営費補助金について、市はほかの事業で確保した人件費を考慮した上で、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を52百万円積み立てている。社会福祉協議会は市の社会福祉政策の一翼を担う外郭団体であり、その安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味した上で、適切な補助金額を算定すべきである。(意見 35)

一方、市は委託料について、一定の金額で契約しているにも関わらず、業務完了後に精算を行っている。このように委託料の精算が行われてしまうと、コスト削減を積極的に行おうとするインセンティブが生じないなど、事業運営の効率化や合理化につながらないおそれがある。社会福祉協議会の運営努力により生じた残額は団体自身の運営改善に使用すべきであり、一律に返還を求めるべきではない。(意見 34)

・シルバー人材センターにおいては、国や地方公共団体の監督を受けながら国の施策である高年齢者の雇用の拡大、生きがい対策や少子化による労働力不足を補完する

という役割がある。しかし、市から独立した法人であり、会費などの自主財源があるので、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。(意見 43)

・観光協会においては、観光協会職員の人件費等を補助対象経費として補助割合 100%で補助金を交付しているが、交付要綱において補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされておらず、また、自己収入である会費が控除されていない。今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にすることが必要である。

また、自己収入である会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。(意見 62)

・共済センターにおいては、市中小企業勤労者福祉共済事業補助金の算定にあたって、市に提出する交付要求及び実績報告と決算書の収支予算書及び正味財産増減計算書との間の補助対象経費の関連付けが不明確であり、所管課による検証が困難になっている。これらの数値の関連付けを明確にする等、所管課によって容易に検証できるような交付要求及び実績報告を行うべきである。(意見 77)

また、共済センター側でも、正味財産増減計算書における補助金の区分については、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることで、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図るべきである。(意見 78)

(2) 外郭団体の事業モニタリングの適切な実施について(国際交流センター - 意見 18、文化振興事業団 - 意見 26、シルバー人材センター - 意見 44、八尾モール - 意見 53、観光協会 - 意見 63、共済センター - 意見 79、体育振興会 - 意見 90)

所管課の外郭団体に対するモニタリングにおいては、適宜に外郭団体との協議や打ち合わせを実施し、その結果を事業に生かすことが必要である。

・国際交流センターにおいては、平成 27 年度分の事業モニタリングが監査人の往査(平成 28 年 9 月 21 日)時点で実施されていなかった。事業モニタリングは翌年度以

降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに生かすとともに、評価結果の活用方針を定める必要がある。(意見 18)

・文化振興事業団においては、管理する施設の利用状況・利用収入等は毎月報告を受けているが、法人全体の月次の収支状況について所管課に報告がない。現在年に1回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。(意見 26)

・観光協会においては、従来、市、八尾商工会議所、観光協会の3者による定期的な打ち合わせを実施していたが、平成28年度は実施していなかった。適時に観光協会の運営状況に関する情報を共有し、事業の実施状況等を把握するとともに課題や問題等が生じた場合の迅速な対応を可能とするため、月1回程度の打ち合わせを継続的に実施していくことが望まれる。(意見 63)

・体育振興会においては、市は指定管理者の管理運営状況に関するモニタリング等に合わせて、必要に応じて意見交換を行っているが、外郭団体の経営状況に関しても適時の協議が必要である。指定管理施設の管理運営状況に関するモニタリング等に合わせた行っている意見交換とは別に協議の場を設け、協議結果を外郭団体の経営方針に適時に反映させ、その方針に沿って経営が行われているかをモニタリングすべきである。(意見 90)

・シルバー人材センター及び八尾モール並びに共済センターにおいては、所管課と適宜の協議、打ち合わせ等を実施しているが、その記録が残っていないものがある。適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などとして文章として記録を残し、市の上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。(意見 44、53、79)

(3) 指定管理施設の業績評価方法及び結果の活用の改善について(文化振興事業団 - 意見 25、体育振興会 - 意見 89)

市の「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」では、所管部局が指定管理者の業務のモニタリングを実施する旨が定められており、モニタリングチェックシートが作成されている。指定管理者としての外郭団体に対するモニタリングを有効に行うには、モニタリングチェックシートの内容の見直しや施設の特性に応じた評価が必要である。

・所管課による指定管理者のモニタリングの効果を高めるために、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄を設けるべきである。また、生涯学習スポーツ課では評価結果について指定管理者との協議結果を記録することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。(意見 25)

・体育振興会においては、総合体育館等 8 施設の指定管理者に指定されているが、所管課のモニタリングでは個別の施設ごとに収支の評価を行っている。8 施設の中には収益性の高い施設と低い施設が含まれているが、それらを一括して管理・運営されている意義を考慮せずに評価を行うことは、評価の実効性を欠くこととなる。収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ 8 施設全体で評価する一方で、稼働率や施設の維持管理状況等については個別に評価する等、施設の特性に合った評価をすべきである。また、収益性の低い施設については、収益性改善に向けて今後の運営方針を検討する必要がある。(意見 89)

#### 意見(その他の主要な意見)

##### (1) 老人センターでの入浴事業の見直しについて(社会福祉協議会 - 意見 36)

社会福祉協議会は社会福社会館の指定管理事業を行っており、その事業内容の一つに老人センターでの入浴事業がある。浴場には看護師や介護士等専門職が配置されていないため、浴室内で病気や事故等の不測の事態が生じたときに対応できる人員が確保されていない。

市においては利用状況のモニタリングを適宜実施し、利用者の安全な利用を図るため専門職の配置を検討されたい。あるいは利用者数は低迷しており、施設の老朽化も進んでいることから事業自体の廃止も検討されたい。

#### 4. 会計処理や財務事務における内部統制に関する結果及び意見

会計処理や財務事務における内部統制に関しては、外郭団体の会計処理や財務諸表の作成、日常の経理業務や内部統制の状況について監査を実施した。

本報告書では、引当金の未計上、算定誤り、注記の記載誤り、銀行印の管理の見直し等について指摘したほか、随意契約実施にあたっての留意事項や特定資産の見直し等について提言している。

##### 監査の結果（主要な結果）

（１）賞与引当金の未計上について（国際交流センター - 結果 2、文化振興事業団 - 結果 5、社会福祉協議会 - 結果 8、八尾モール - 結果 14、八尾シティネット - 結果 22、体育振興会 - 結果 24）

企業会計基準及び公益法人会計基準並びに社会福祉法人会計基準では賞与の支払に関して、適切な期間損益計算のため、金額的な重要性も勘案した上で賞与引当金の計上を規定している。6 団体において賞与引当金が計上されていなかった。平成 27 年度末における賞与引当金未計上の団体とその試算額は次のとおりである。

##### 【賞与引当金未計上の外郭団体と未計上額】

（単位：千円）

団体名	未計上額
国際交流センター	1,577
文化振興事業団	9,010
社会福祉協議会	9,676
八尾モール	2,778
八尾シティネット	770
体育振興会	2,962

（２）退職給付引当金の算定誤りについて（シルバー人材センター - 結果 11、体育振興会 - 結果 23）

公益法人会計基準では退職金の支払に関して、適切な期間損益計算のため、退職給付引当金の計上を規定しており、その算定は自己都合による期末要支給額であるとされている。2 団体において退職給付引当金の算定誤りがあった。平成 27 年度末における

退職給付引当金算定誤りの団体と現状の計上額、試算額は次のとおりである。

【退職給付引当金算定誤りの外郭団体と現状の計上額、試算額】

(単位：千円)

団体名	現状の計上額	試算額
シルバー人材センター	8,000	30,407
体育振興会	26,845	21,675

(3) 財務諸表に対する注記の記載誤りについて(国際交流センター - 結果3、文化振興事業団 - 結果6、共済センター - 結果19、20)

公益法人会計基準では財務諸表に対する注記の記載が規定されている。3団体において、平成27年度財務諸表において適切ではない記載や記載漏れなどが発見された。

- ・国際交流センターの適切ではない記載等は次のとおりである。(結果3)
  - 「重要な会計方針」に有価証券の評価方法に関する注記が行われていない。
  - 「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に記載している取得価額は公益認定時の簿価であり、固定資産の取得価額となっていない。
  - 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に当期末残高が計上されているが、補助金は全額使用しており期末残高はない。
  
- ・文化振興事業団の適切ではない記載等は次のとおりである。(結果6)
  - 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」で基本財産の財源が全て一般正味財産となっているが、実際には基本財産のうち109,200千円は指定正味財産が財源となっている。
  - 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に当期末残高が計上されているが、補助金は全額使用しており期末残高はない。
  
- ・共済センターの適切ではない記載等は次のとおりである。(結果19、20)
  - 「有価証券の評価基準及び評価方法」、「引当金の計上基準」について、注記に記載がない。

- 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記において、当期の繰越等がないにも関わらず、当期末残高欄がゼロとなっていない。

(4) 有価証券評価損益の計上区分の誤りについて (国際交流センター - 結果1)

国際交流センターでは、平成27年度末時点で投資有価証券を418,493千円保有しており、全額が指定正味財産を財源としている。平成27年度は評価益を計上しているが、正味財産増減計算書上、当該評価益は一般正味財産増減の部に計上されている。

指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に計上する必要がある。

(5) 共通経費の配分の見直しについて (社会福祉協議会 - 結果7)

社会福祉法人会計基準では、共通経費について合理的な基準により配分する必要があるとし、合理的な基準として、人数、時間、面積等を例示しているが、社会福祉協議会では合理的な基準を設けていない。

社会福祉協議会は共通経費の使用実態を調査した上で、客観的かつ合理的な基準(人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)で各拠点区分に配分すべきである。

(6) 運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について (社会福祉協議会 - 結果10)

積立金とは剰余金を一定の目的のために確保するものであり、その積立には社会福祉法人会計基準の規定により、理事会の議決が必要とされている。社会福祉協議会では、決算書を通じて理事会の議決を得ているとしているが、運営費積立金、記念事業積立金については、積立金の目的や用途、管理等を記載した規程が定められていなかった。社会福祉協議会は運営費積立金、記念事業積立金について、その積立目的等を明確に定めた規程を定めるべきである。

(7) 引当金の計上要否の見直しについて (八尾モール - 結果14)

平成27年度末の貸借対照表には修繕引当金38,200千円、環境整備引当金40,000千円が計上されているが、企業会計基準における計上要件を満たさない引当金について

は計上すべきでない。

( 8 ) 銀行印の管理の見直しについて ( 観光協会 - 結果 17 )

現在、観光協会の銀行印を観光協会の発起人である八尾商工会議所の専務が保管し、押印も行っている。現在の運用としているのは、観光協会の職員数が少ない中で伝票起票 ( 事務局長が実施 ) と支払の職務分掌を徹底するためであるとのことである。しかしながら独立した法人である観光協会の銀行印については、自立した運営や観光協会自身によるリスク管理の実現のため、観光協会の役職員等が保管し、押印も行うべきである。

( 9 ) 埋蔵文化財調査事業における収益計上について ( 文化財調査研究会 - 結果 26 )

平成 27 年度末の前受金約 60 百万円について、契約書上の履行期間は完了しているが、契約書等には明確に定められていない発掘調査の一部が完了していないとして、長期間、前受金として計上されたままの契約がある。

契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、発掘調査の一部に関する費用支出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。あるいは、現状の処理を続けるのであれば、少なくとも契約書に発掘調査すべての内容とその期間を明確に示すべきである。

また、人員不足の中、契約書に明確に定められていない発掘調査の一部まで手が回らない状態とのことであるが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。

意見 ( 複数の外郭団体についての共通意見 )

( 1 ) 随意契約について ( やおコミュニティ放送 - 意見 10、観光協会 - 意見 65、八尾シティネット - 意見 86 )

地方公共団体における契約は競争入札を原則としているが、外郭団体の契約については法的規制はない。しかし、外郭団体を通じて随意契約を実施した場合、競争原理が働かず競争入札を実施した場合よりも高額になるおそれがある。市の「随意契約のガイドライン」を参考に、外郭団体においても随意契約の可否について規程を明文化し、相見積の適切な実施を図る必要がある。



・やおコミュニティ放送においては、社長決裁が必要な10万円以上の備品について相見積を実施しているが、随意契約の可否に関して規程等により明文化されていない。随意契約の可否に関して規程等により明文化しておくことは、会社を継続的に運営していく上で重要と考えられ、規程の作成を検討すべきである。(意見10)

・観光協会においては、季刊誌の発刊を法人設立当初より同一事業者が発注しているが、大阪府の観光ネットワーク会議や他自治体等から情報収集を行い、委託料が他事例と比較して高額なものになっていないか確認されたい。また、将来的には競争入札やプロポーザルを実施するなど、事業者の選定方法の見直しも検討されたい。(意見65)

・八尾シティネットにおいては、直営自転車駐車場の管理業務を外部の事業者に委託しているが、近年では相見積を実施せずに随意契約を実施している。他の事業者から委託料について情報収集を行うとともに、随意契約に関する規程の見直しを行い、適時に相見積を入手すべきである。(意見86)

(2) 特定資産の見直しについて(国際交流センター - 意見22、共済センター - 意見81、体育振興会 - 意見91)

公益法人会計基準においては、特定の目的に使用するための資産として特定資産の計上を認めているが、今後使用予定のない特定資産や計上根拠のない特定資産については見直す必要がある。また、積立にあたっては恣意的な運用がなされないように明文化された規程(取扱要領)の整備を検討されたい。

・国際交流センターでは、3種類の特定資産があるが、運用財産積立資産については今後の使用予定がない。また、すべての特定資産において積立方針等について明文化された規程がない。(意見22)

・共済センターでは、3種類の特定資産があるが、すべての特定資産において積立方針等について明文化された規程(取扱要領)がない。(意見81)

・ 体育振興会では、5種類の特定期資産があるが、事業拡張積立資産等3種類の特定期資産については今後の使用予定がない。また、周年記念事業積立資産については計上根拠となる規程がない。(意見91)

#### 意見(その他の主要な意見)

##### (1) 旧規程での退職金の取扱いについて(文化振興事業団 - 意見29)

平成21年3月末日をもって廃止された退職金に関する旧規程では、会社都合退職(第3条第1項)と自己都合退職(同条第2項)の場合で退職手当の算定方法を明確に区別、規定していた。

しかし、平成27年度時点で適用される新規程では、新規程適用後、自己都合で退職した場合、従前の例によるとされているが、旧規程の第3条第1項を適用するのか、第2項を適用するのか方針が明確にされていなかった。そのため、新規程等にて退職金の算出方法を明確にすべきである。

##### (2) 永年在会慰労引当金計上額の見積について(共済センター - 意見80)

共済センターでは一定期間継続して在会していた会員に対して金銭又は記念品を給付している。これらの給付は引当金計上の要件を満たすことから、永年在会慰労引当金を計上している。しかし、過年度の支給実績に基づき、1会員あたりの引当金繰入額を月105円程度と仮定して算定しているため、引当金残高と将来発生する支出との対応関係が不明瞭となっている。

現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。また、引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。

## 第4 外郭団体の財務事務に関する結果及び意見

### No. 1 やおコミュニティ放送株式会社

#### 1. 各団体の概要

##### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日	所管部署
やおコミュニティ放送株式会社	平成9年10月31日	総務部 市政情報課
所在地	大阪府八尾市光町二丁目3番 アリオ八尾2階	
設立目的	市民生活に必要な行政情報をはじめ、地域での身近な生活情報や市民活動、イベントなどのコミュニティ情報、福祉・医療情報、地域経済・産業情報、観光情報など地域に密着した様々な情報の提供により、住民の利便性向上、地域経済の活性化、文化振興を図るとともに、緊急時や災害時にきめ細かい情報を迅速に発信し、地域の安全性・防災力の向上を図ることを目的とする。	
事業内容 (平成27年度)	コミュニティFM放送事業及びその他関連事業 (市政に関する情報をはじめ緊急・災害、文化、生活、市民交流や地域活動に関する情報の放送番組の制作及び販売、放送番組に関する録音・録画並びに撮影業務、イベント運営・司会業の請負)	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	100,000千円	25,000千円(25%)

やおコミュニティ放送は、地域の情報発信拠点として活用し、日常生活に関わる地域に密着した情報提供によって市民生活の向上を図るとともに、災害時における有効な情報発信媒体として活用し、市民の安全安心の向上を図ることを目的として、また、市制施行50周年記念事業として、資本金100,000千円(市からの出資25,000千円)にて平成9年10月31日に設立された。

( 2 ) 主な事業 ( やおコミュニティ放送ホームページより )

放送法に基づく超短波放送事業及びその他の放送関連事業

F M放送は、超短波放送局として位置づけられる。この超短波放送局には、次の3つの種類があり、( 1 ) 県域FM局等、( 2 ) コミュニティFM局、( 3 ) イベントFM局に分けられる。

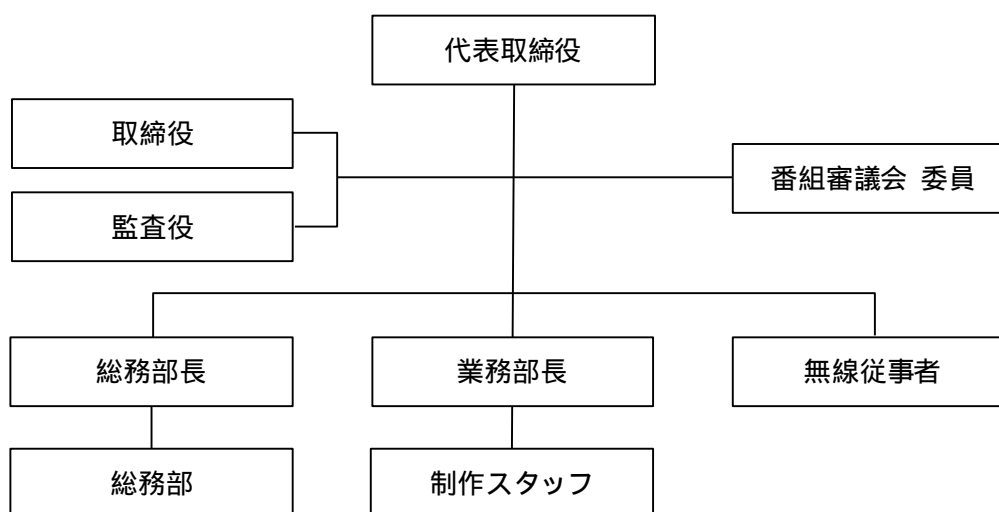
やおコミュニティ放送は、平成4年に地域の情報提供・交流媒体として制度化されたもので、一般の放送局と同様、総務大臣の免許を受けて開局・運営する民間放送である。

放送内容は一般ニュースや災害情報等の報道のほか、生活情報、文化情報、市民交流情報、娯楽、広告等である。

使用周波数は79.2MHzである。

( 3 ) 組織図 ( やおコミュニティ放送作成資料より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	66,976	75,283	77,505
現金及び預金	62,626	69,952	73,281
未収入金	3,836	5,331	4,222

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
その他	514	-	1
固定資産	16,800	13,412	11,094
建物	15,056	12,434	10,283
その他	1,745	979	811
資産の部合計	83,776	88,695	88,599
流動負債	3,764	7,525	5,367
未払金	2,929	5,362	3,225
その他	835	2,163	2,142
固定負債	-	-	-
負債の部合計	3,764	7,525	5,367
株主資本	80,013	81,170	83,232
資本金	100,000	100,000	100,000
利益剰余金	19,987	18,830	16,768
純資産の部合計	80,013	81,170	83,232
負債・純資産合計	83,776	88,695	88,599

直近の3年間で貸借対照表に大きな変動はない。大規模な施設更新等もなく、固定資産は毎年の減価償却により減少傾向にある。また、繰越損失が計上されており、設立初期（平成11年度）においては76,519千円の繰越損失が計上されていたが、平成27年度における繰越損失は16,768千円となっている。

#### 運営状況（損益計算書より）

（単位：千円）

損益計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
売上高	62,286	64,362	62,509
売上原価	41,833	45,088	42,117
売上総利益金額	20,453	19,274	20,392
販売費及び一般管理費	19,508	18,209	17,820
営業利益金額	946	1,066	2,572
営業外収益	86	473	86
受取利息	78	77	78
受取配当金	0	0	0
雑収入	8	396	8
経常利益金額	1,031	1,539	2,658
特別利益	-	122	243
固定資産売却益	-	122	243
特別損失	106	-	-
固定資産除却損	106	-	-
税引前当期純利益金額	926	1,661	2,902
法人税、住民税及び事業税	689	504	839
当期純利益金額	237	1,157	2,062

直近3か年において損益計算書上著しい数値変動はない。主な売上高は市からの市政番組作成などに係る受託料であり、平成27年度においては46,050千円である。また、売上原価の主な内訳は番組に係る出演料であり、平成27年度においては、23,694千円となっている。

#### (5) 役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

役員の状況		平成25年度	平成26年度	平成27年度
役員数 各年度末 現在	市職員	2	2	2
	市OB	1	1	1
	その他	2	2	2
	役員計	5	5	5
役員に係る人件費総額		1,365	1,260	1,260
役員に係る退職金支払額		0	0	0

代表取締役には市OBが就任している。なお、放送事業を営むやおコミュニティ放送においては取締役会のほか、放送番組審議会の設置が必要であり、平成27年度の委員数は6名である。

職員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

職員の状況		平成25年度	平成26年度	平成27年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	0	0	0
	市OB	1	1	1
	市兼務職員	0	0	0
	その他常勤職員	2	2	1
	その他非常勤職員	4	4	4
	職員計	7	7	6
職員に係る人件費総額		12,394	12,636	12,184
職員に係る退職金支払額		0	0	0
人件費合計（役員＋職員）		13,759	13,896	13,444

その他常勤職員は平成27年度において1名と少人数での体制となっている。

( 6 ) 市との取引関係 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 千円 )

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
その他事業	-	-	-
補助金計	-	-	-
委託料 ( 指定管理料除く )			
番組制作委託料	40,478	40,472	40,472
その他事業	3,960	7,515	5,577
委託料計	44,438	47,987	46,050
指定管理料			
その他業務	-	-	-
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計 ( ~ 計 )	44,438	47,987	46,050
総収入に占める割合	71.25%	73.87%	73.28%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援 ( ストック ) 計	-	-	-

市との取引関係の中で特徴的な取引は、市から団体への番組制作等委託料である。平成 27 年度において団体の総収入 62,839 千円のうち、46,050 千円 ( 73.28% ) は市からの委託料となっている。

2 . 監査の結果及び意見

< 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
( 1 ) 事業計画について	事業計画書の設備投資に関する記載について ( 団体 )	意見 6
( 2 ) 中期計画について	中期計画の策定について ( 団体 )	意見 7
( 3 ) 事業報告について	難聴地域への対応状況の事業報告での記載について ( 団体 )	意見 8
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
( 4 ) 外郭団体に関する情報公開について	外郭団体に関する情報公開の内容について ( 所管課 )	意見 9
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
( 5 ) 物品の購入に係る事業者選定について	随意契約の可否に関する規程の明文化について ( 団体 )	意見 10
( 6 ) 附属明細書について	無形固定資産の附属明細書の記載について ( 団体 )	意見 11
( 7 ) 経費支出について	一部の経費支出に関する小切手の使用について ( 団体 )	意見 12

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
( 8 ) 不明株主について	不明株主への対応について ( 団体 )	意見 13
( 9 ) 預金残高の管理について	預金残高の月次照合の証跡について ( 団体 )	意見 14

## ( 1 ) 事業計画について

### 事業計画に関する現状

やおコミュニティ放送の事業計画において損益計算書の形式により予算計画を表示しており、放送機材等の設備投資に関する情報を個別に表示していない。また、固定資産に計上すべき投資支出でも、予算計画上修繕費に含めて表示しており、設備投資に関する情報が見えにくい状態となっている。

なお、平成 27 年度予算計画で、修繕費に含められた投資支出のうち、資産計上すべきものは適切に貸借対照表に計上されている。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 意見

#### i. 事業計画書の設備投資に関する記載について ( 団体 ) ( 意見 6 )

やおコミュニティ放送が事業計画に設備投資に関する情報を記載していない理由として、繰越損失を解消することが経営上の最優先課題となっており、積極的な設備投資を予定していないことを挙げている。

従来は積極的な設備投資を控えてきたとしても、設立以来 20 年程度が経過しており、今後は通信機器等の機械設備の老朽化に伴う設備投資額の増加が見込まれる。今後の経営管理上において設備投資額の適切な把握は重要であり、設備投資を計画する場合には、事業計画に設備投資に関する情報を加えることを検討すべきである。

## ( 2 ) 中期計画について

### 中期計画に関する現状

やおコミュニティ放送は中期計画を策定していない。その理由として、繰越損失の解消が最優先課題となっていることを挙げている。しかし、繰越損失の解消計画は特段策定されておらず、単年度の黒字化を積み重ねることで繰越損失解消をめざしてい



るという。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 意見

・中期計画の策定について(団体)(意見7)

やおコミュニティ放送は直面する課題として繰越損失の解消のほか、人員不足も挙げている。企業を継続して運営していくためには人員の確保・育成が不可欠である。

また、メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。

したがって、やおコミュニティ放送は、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。

### (3) 事業報告について

#### 難聴地域への対応に関する現状

平成27年度に対する事業計画書において、行政情報や生活情報の市域全域への発信に関する課題として、市内の一部難聴地域への対応を掲げている。一方で、平成27年度の事業報告である営業報告書にて難聴地域への対応状況について記載がない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 意見

・難聴地域への対応状況の事業報告での記載について(団体)(意見8)

やおコミュニティ放送は、難聴地域の解消のために近畿総合通信局と交渉するなどして、放送出力の増力に向けて取り組んでいるところであり、難聴地域への対応は事

業計画書どおり実施している。

難聴地域の住民や利害関係者等が難聴地域への対応状況を把握するためにも、今後は営業報告書においても対応状況を記載すべきである。引き続き難聴地域の解消について努力されたい。

#### (4) 外郭団体に関する情報公開について

##### 外郭団体に関する情報公開資料の現状

所管課は市のホームページにて外郭団体に関する情報公開資料を掲載しており、当該情報公開資料において外郭団体に対する委託料を記載しているが、委託料の詳細な事業名について具体的に記載していない。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 意見

・外郭団体に関する情報公開の内容について(所管課)(意見9)

外郭団体との取引について詳細な事業名や具体的な内容を説明することは、市民や市議会が市と外郭団体との関係や支援状況を把握するのに有用と考えられる。外郭団体への監督や公開情報の充実という観点から、外郭団体に関する情報公開資料において、委託料の事業名について記載すべきである。具体的には、市はやおコミュニティ放送に対し、主に市政情報に関する番組作成及び放送等の業務を委託しているため、その旨を記載すべきである。

#### (5) 物品の購入に係る事業者選定について

##### 物品購入に係る事業者選定ルール of 現状

やおコミュニティ放送における物品の購入は「物品の購入及び経費の申請・精算に関する内規」に基づき実施されている。当該内規に従い、10万円以上の備品については社長までの決裁を得ることとしているが、随意契約の可否に関する規程について明文化されていない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

・ 随意契約の可否に関する規程の明文化について（団体）（意見 10）

やおコミュニティ放送の実際の運営においては、社長決裁が必要な 10 万円以上の備品について相見積を実施しているとのことである。しかし、随意契約の可否に関して規程により明文化されていない場合、契約事務処理が属人化し、十分な引継ぎができず、適切な業務処理が継続的に実施されないおそれがある。

随意契約の可否に関して規程により明文化しておくことは、会社を継続的に運営していく上で重要と考えられ、規程の作成を検討すべきである。随意契約に関する規程作成に当たっては、市が示す「随意契約のガイドライン」等を参考とされたい。

## （ 6 ） 附属明細書について

### 無形固定資産の附属明細書の現状

貸借対照表に計上されている無形固定資産（電話加入権）499 千円について附属明細書「有形固定資産及び無形固定資産の明細」での記載がない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

・ 無形固定資産の附属明細書の記載について（団体）（意見 11）

附属明細書は財務諸表に関する詳細な内訳を示すものであるため、貸借対照表の情報と整合するように無形固定資産についても附属明細書に記載すべきである。

附属明細書の具体的な記載方法については、日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第 9 号「計算書類に係る附属明細書のひな型」を参考されたい。

## ( 7 ) 経費支出について

### 経費支出の現状

経理を委託している会計事務所に対する支払を小切手の振り出しにより実施している。以前から継続しているが、小切手の使用に特段の理由はないとのことである。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 意見

・一部の経費支出に関する小切手の使用について(団体)(意見12)

やおコミュニティ放送における小切手管理の手間とリスクを考慮し、業務効率化の観点から、取引先に業務上支障がないことを確認して金融機関の口座振込に変更することを検討されたい。

なお、やおコミュニティ放送は監査人の指摘を受け、平成28年11月の支払から口座振込に変更済みとのことである。

## ( 8 ) 不明株主について

### 不明株主に関する現状

平成27年度の決算報告書によると株主数は63名とあるが、一部の株主について、所在不明となっている。やおコミュニティ放送では、株主総会の開催等にあたって、招集通知を送付しているが、未達とのことである。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 意見

・不明株主への対応について(団体)(意見13)

やおコミュニティ放送は株主の適切な管理のために、必要に応じて弁護士へ相談することなどにより所在不明株主への対応を検討すべきである。

## ( 9 ) 預金残高の管理について

### 預金残高の管理に関する現状

やおコミュニティ放送では会計帳簿上の預金残高の正確性を確認するために、会計担当者が月次で総勘定元帳の預金残高と預金通帳と照合しているとのことであるが、照合証跡を残していない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 意見

・ 預金残高の月次照合の証跡について ( 団体 ) ( 意見 14 )

会計担当者が照合証跡を残さない場合、その上席者が照合済みか否かを事後的に確認することが困難であり、照合の未実施などにつながり、会計帳簿上の預金残高と実際の預金通帳に差異が生じても見逃されるおそれがある。そのため、照合証跡は残すべきである。

## No. 2 公益財団法人八尾市国際交流センター

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日(公益法人移行日)	所管部署
公益財団法人八尾市国際交流センター	平成2年8月30日 (平成24年4月1日)	人権文化ふれあい部 文化国際課
所在地	大阪府八尾市旭ヶ丘五丁目85番地の16	
設立目的	市民、行政、企業及び各種団体等との連携を図りながら、グローバルな視野をもって積極的かつ多彩な国際交流を推進し、八尾市の国際化に寄与するとともに、広く市民に国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、もって国際平和に貢献することを目的とする。	
事業内容 (平成27年度)	1. 人物交流をはじめとする国際交流促進事業 2. 海外文化紹介及び交流事業 3. 国際教育を推進する事業 4. 在住・滞在外国人への支援事業 5. 国際交流関係団体等への支援事業 6. 国際交流に関する広報事業	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	371,000千円	371,000千円(100%)

国際交流センターは、多文化共生社会の実現と市民レベルの国際交流を推進し、市民の国際理解と関心を高め、国際平和に貢献することを目的として、平成2年8月に設立された。また、平成24年4月には、公益財団法人に移行した。

また、国際交流センターの実施する事業はすべて公益目的事業である。

## (2) 主な事業(平成27年度事業報告書より)

### 人物交流をはじめとする国際交流推進事業

外国人市民が孤立することなく共生できるよう地域での交流を深めることを目的としている。活動は、ボランティアと共に実施しており、市内に住む外国人市民にもボランティア活動を通じて地域活動に参加してもらっている。

平成27年度は文化紹介ワークショップや、交流会等を実施した。

### 海外文化紹介及び交流事業

世界各地の文化や八尾・大阪・日本の文化を紹介し、相互理解に努めている。異なる文化を知るだけでなく人と人とのつながりを再確認し、地域社会を見つめ直すきっかけづくりとしている。

平成27年度はブラジル民族音楽団のホームステイ受け入れ及び交流会、市内在住高校生の上海市への派遣にあたってのコーディネートを担当した。

### 国際教育を推進する事業

多文化共生社会に向けた取組として、「異文化理解」をキーワードに地球市民としての人材育成の必要性を伝えていく事業を実施している。

平成27年度は各種セミナーや多言語スピーチコンテスト等を開催した。

### 在住・滞在外国人への支援事業

同じ文化背景をもつ人たちの情報交換の場、母語による生活情報の提供など在住・滞在外国人が安心して自立した生活が送れるよう支援している。

平成27年度は日本語交流や外国人市民向けのセミナー等を開催した。

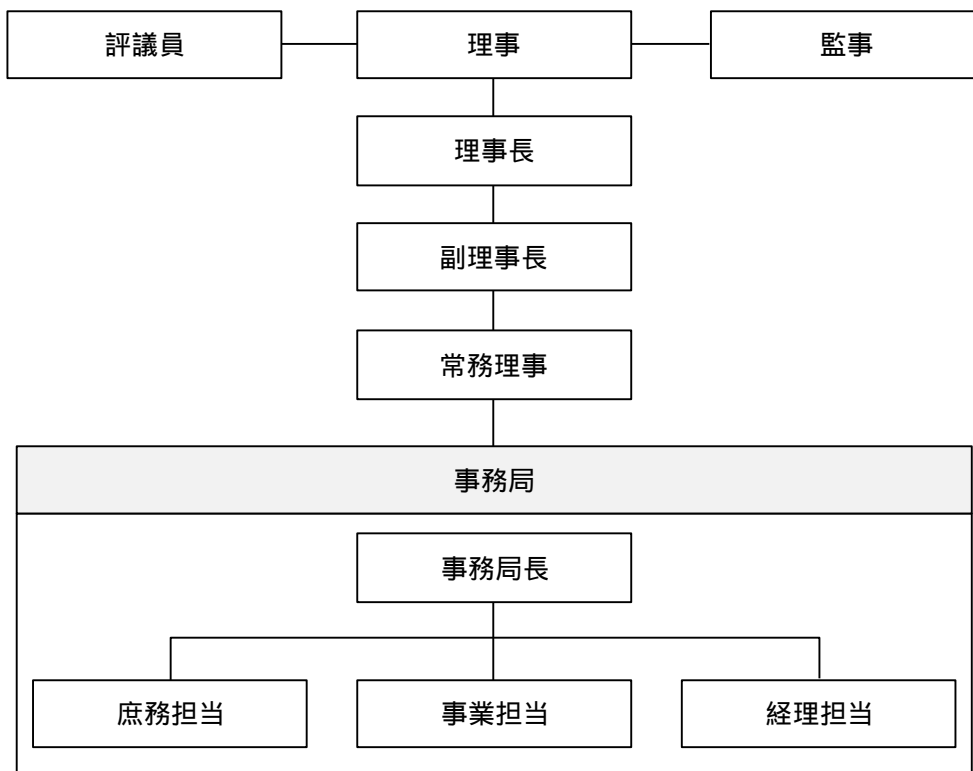
### 国際交流関係団体等への支援事業、国際交流に関する広報事業

多文化共生社会を推進するため、市民や団体等の自主的な活動に対して支援をするとともに他団体の行う事業に参加し、連携を図っている。

また、国際交流センターの活動を幅広く紹介し、関心を高めてもらえるよう各種媒体を使い、広域に発信している。

( 3 ) 組織図 ( 公益財団法人八尾市国際交流センター 組織図より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	11,628	11,658	14,969
現金預金	10,761	10,332	13,250
未収金	802	1,188	1,517
その他	66	138	202
固定資産	398,540	419,849	452,768
基本財産	385,409	405,117	436,489
投資有価証券	267,453	387,121	418,493
基本財産引当預金	117,956	17,996	17,996
特定資産	12,790	14,391	15,938
退職給付引当資産	9,590	10,691	11,738
運用財産積立資産	2,000	2,500	3,000
車両積立資産	1,200	1,200	1,200
その他固定資産	341	341	341
資産の部合計	410,168	431,507	467,738
流動負債	2,939	2,360	4,302



貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
未払金	2,939	2,360	4,218
その他	-	-	84
固定負債	9,590	10,691	11,738
退職給付引当金	9,590	10,691	11,738
負債の部合計	12,529	13,051	16,040
指定正味財産	375,102	375,102	375,102
指定正味財産	375,102	375,102	375,102
一般正味財産	22,538	43,354	76,596
一般正味財産	22,538	43,354	76,596
正味財産の部合計	397,639	418,456	451,698
負債及び正味財産の部合計	410,168	431,507	467,738

市の施設である生涯学習センター内に本部を設置しているため、建物等の固定資産を有していない。また、資産の大半は基本財産であり、それ以外の資産は少ない。

#### 運営状況（正味財産増減計算書より）

（単位：千円）

正味財産増減計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	33,321	34,948	34,201
基本財産運用益	4,151	4,805	5,065
受取補助金等	27,735	28,866	27,951
その他	1,435	1,276	1,186
経常費用	32,252	33,840	32,331
事業費	23,823	23,951	23,978
管理費	8,429	9,889	8,353
基本財産評価損益等	10,307	19,708	31,372
当期経常増減額	11,377	20,816	33,242
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	11,377	20,816	33,242

経常収益の 8 割以上が市からの運営経費補助金である。また、費用の約 8 割が人件費であり、その全額が市からの運営経費補助金で賄われている。

また、有価証券の時価評価による評価益が多く、正味財産増減額の 9 割以上を占めている。

( 5 ) 役職員の状況

役員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	-
	市 O B	2	2	2
	その他	10	10	10
	役員計	12	12	12
役員に係る人件費総額		152	248	160
役員に係る退職金支払額		-	-	-

市の O B 2 名は、常務理事と監事である。その他の役員は学識経験者等から選任されている。

なお、評議員は平成 25 年度 6 名、平成 26 年度及び平成 27 年度は 5 名であり、そのうち市 O B は各年度とも 1 名である。

職員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市 O B	1	1	1
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	4	4	4
	その他非常勤職員	-	-	-
	職員計	5	5	5
職員に係る人件費総額		24,935	26,066	25,151
職員に係る退職金支払額		-	-	-
人件費合計 ( 役員 + 職員 )		25,087	26,314	25,311

事務局長 ( 兼常務理事 ) は市の O B であり、職員は全員が嘱託職員である。

( 6 ) 市との取引関係 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 千円 )

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
運営経費補助金	27,735	28,866	27,951
補助金計	27,735	28,866	27,951

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
委託料（指定管理料除く）			
翻訳・通訳業務、青少年交流事業	822	627	763
委託料計	822	627	763
指定管理料			
その他事業	-	-	-
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	28,557	29,493	28,714
総収入に占める割合	84.12%	84.39%	83.96%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

運営経費補助金は人件費の全額及び事業費の一部に対する補助金である。当該補助金が国際交流センターの総収入の8割以上を占めている。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】		
(1) 中期計画について	中期計画の策定について（団体）	意見 15
【団体のガバナンスに関するもの】		
(2) 収支予算書について	評議員会への収支予算書の報告について（団体）	意見 16
(3) 事業の実施状況の共有について	事業の実施状況の共有について（団体）	意見 17
【団体に対するモニタリングに関するもの】		
(4) 事業に対するモニタリングについて	事業モニタリングの実施時期及び方針について（所管課）	意見 18
(5) 補助金について	補助金のあり方について（団体 / 所管課）	意見 19
(6) 情報公開について	情報公開資料への記載事項の充実について（所管課）	意見 20
【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】		
(7) 有価証券の評価について	有価証券評価損益の計上区分の誤りについて（団体）	結果 1
	有価証券の評価に関する規程について（団体）	意見 21
(8) 賞与引当金について	賞与引当金の未計上について（団体）	結果 2
(9) 財務諸表について	財務諸表に対する注記について（団体）	結果 3
(10) 預金管理について	銀行残高証明書による残高の確認について（団体）	結果 4
(11) 特定資産について	特定資産の見直しについて（団体）	意見 22
(12) 共通経費の按分について	事務局長の人件費の各会計への按分について	意見 23

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
	( 団体 )	

( 1 ) 中期計画について

中期計画の現状

国際交流センターでは、単年度の計画のみを重視していたため、中期計画や法人運営の方針が作成されていない。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

意見

i. 中期計画の策定について ( 団体 ) ( 意見 15 )

自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。

また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。

なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。

( 2 ) 収支予算書について

収支予算書の評議員会への報告の現状

国際交流センターの定款第 7 条第 1 項では、予算書は理事会の承認を受けることとなっているが、評議員会への報告は求められていない。

なお、定款第 8 条第 1 項及び第 2 項では決算書は理事会の承認を受けた後、評議員会に報告することとなっている。

監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 評議員会への収支予算書の報告について(団体)(意見 16)

収支予算書は法人の1年間の事業の計画を示したものであり、決算書はその結果である。そのため、決算書と同様に収支予算書についても、理事会で承認後直近の評議員会にて評議員に報告・説明するよう定款変更を検討されたい。

## (3) 事業の実施状況の共有について

### 事業の実施状況の共有の現状

国際交流センターでは、各事業の実施状況をスタッフ間で共有するため、毎週スタッフミーティングを開催している。しかし、ミーティング結果は議事録等にまとめていない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 事業の実施状況の共有について(団体)(意見 17)

法人としてミーティング議事録の様式を作成し、毎週議事録を作成することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。

## (4) 事業に対するモニタリングについて

### 事業に対するモニタリングの実施時期及び方針の現状

文化国際課による国際交流センターの事業モニタリングは年に1回実施されているが、特に実施時期は決まっていない。平成26年度分の事業モニタリングは平成28年1月に実施しており、平成27年度分の事業モニタリングは監査人の往査時点(平成28年9月21日時点)で実施されていなかった。

また、事業モニタリングは事業点検シートを用いて各種項目ごとに実施しているが、各項目の評価方法について特に方針がなく、評価結果の活用方針も定まっていない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 事業モニタリングの実施時期及び方針について（所管課）（意見 18）

外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要である。そのため、現在年に1回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。

また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。

## （5）補助金について

### 補助金の現状

毎年市から国際交流センターに対して「公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱」に従い運営経費補助金が交付されている（平成27年度は27,951千円）。当該補助金の交付要綱第5条では、次の各経費の一部について交付するものとされている。

- ・ 職員の人件費
- ・ 事業費
- ・ その他市長が必要と認めた費用

しかし、平成27年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部（過年度から毎年度2,800千円で固定）が交付されている。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 補助金のあり方について（団体 / 所管課）（意見 19）

事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。

## （ 6 ） 情報公開について

### 情報公開の現状

市ではホームページにて外郭団体に関する情報公開を行っている。

情報公開資料にて各外郭団体の概要、財務状況等を記載しており、記載項目の内訳には「外郭団体への関与の状況」として市から外郭団体への補助金等の支出状況が公開されているが、補助金の目的、内容、算出根拠等は記載されていない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 情報公開資料への記載事項の充実について（所管課）（意見 20）

市から外郭団体に交付される補助金の目的、内容、算出根拠等は重要な情報であるため、情報公開資料にて公開すべきである。

## （ 7 ） 有価証券の評価について

### 有価証券の評価の現状

国際交流センターの財務会計規程第 44 条では、「投資有価証券は満期保有目的とし、償却原価法によるものとする。」とされている。

財務会計規程を施行した平成 24 年 4 月 1 日時点では上記のとおりであったが、平成 25 年 3 月の理事会にて投資有価証券の保有目的を変更し、満期保有を前提としないこととした。そのため、平成 25 年度以降は有価証券は時価評価しており、規程と整合していない。

また、国際交流センターでは平成 27 年度末時点で投資有価証券を 418,493 千円保有しており、全額が指定正味財産を財源としている。平成 27 年度は評価益を計上しているが、正味財産増減計算書上、当該評価益は一般正味財産増減の部に計上されている。

#### 監査の結果

##### i. 有価証券評価損益の計上区分の誤りについて(団体)(結果 1)

指定正味財産を財源として購入した有価証券から生ずる評価損益は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に計上する必要がある。

なお、監査人の指摘を受け、平成 28 年度中に必要な修正処理を行うとの説明を受けた。

#### 意見

##### i. 有価証券の評価に関する規程について(団体)(意見 21)

実態に即して、財務会計規程を改訂することが必要である。

#### (8) 賞与引当金について

##### 賞与引当金の現状

賞与の支給については市の条例を準用することとされており、市の条例では支給対象期間 12 月から 5 月分について 6 月支払、6 月から 11 月分について 12 月支払することとされている。

しかし、国際交流センターの平成 27 年度末時点の貸借対照表には当年度に帰属する賞与相当額(12 月から 3 月分)が賞与引当金として計上されていない。

#### 監査の結果

##### i. 賞与引当金の未計上について(団体)(結果 2)

賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで計上すべきである。なお、平成 28 年 6 月支給実績から試算すると、平成 27 年度末時点の賞与引当金額は 1,577 千円となる。



## 意見

特に記載すべき事項はない。

### ( 9 ) 財務諸表について

#### 財務諸表に対する注記の現状

国際交流センターの平成 27 年度の財務諸表に対する注記のうち、適切でないものが次のとおり発見された。

- ・「重要な会計方針」に有価証券の評価方法に関する注記が行われていない。
- ・「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」に記載している取得価額は公益認定時の簿価であり、固定資産の取得価額となっていない。
- ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に当期末残高が計上されているが、補助金は全額使用しており期末残高はない。

#### 監査の結果

##### i. 財務諸表に対する注記について(団体)(結果3)

各項目とも実態に沿った次のとおりの注記をすべきである。

- ・「重要な会計方針」には保有する有価証券の評価方法を記載する。
- ・「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の取得価額には固定資産を取得したときの価額を記載する。
- ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。

## 意見

特に記載すべき事項はない。

### ( 10 ) 預金管理について

#### 銀行残高証明書による残高確認の現状

国際交流センターの財務会計規程第 21 条第 2 項では、「経理事務担当者は、預貯金については毎月末に残高証明書にその残高と照合して経理責任者の認証を受けなければならない。」とされており、経理事務担当者は毎月末に銀行残高証明書と帳簿残高の

照合を行っている。

しかし、帳簿と照合後の銀行残高証明書に対して、経理責任者の認証は行われていない。

#### 監査の結果

##### i. 銀行残高証明書による残高の確認について(団体)(結果4)

規程に従い、毎月帳簿残高と銀行残高証明書との照合を経理責任者が認証し、その証跡を残す必要がある。

#### 意見

特に記載すべき事項はない。

#### (11) 特定資産について

##### 特定資産の現状

国際交流センターの平成27年度末時点の貸借対照表には、特定の目的に使用するために積み立てている資産として、次の3種類の特定資産が計上されている。

- ・退職給付引当資産
- ・運用財産積立資産
- ・車両積立資産

これらのうち、運用財産積立資産は、記念事業のための積立資産であるが、今後の使用予定がない。

また、いずれの特定資産についても、積立の方針はあるものの、規程等により明文化はされていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 意見

##### i. 特定資産の見直しについて(団体)(意見22)

特定資産は、特定の目的のために用途等に制約を設けた資産である。そのため、使

用予定のない特定資産については、取崩をすべきである。

また、特定資産の計上は、積立目的、積立額、取崩等を定めた規程等に基づいて実施すべきである。そのため、各特定資産について計上根拠となる規程等を策定する必要がある。

#### (12) 共通経費の按分について

##### 事務局長の人件費の各会計への按分の現状

正味財産増減計算書内訳表の作成にあたり、事務局長の人件費については公益目的事業会計と法人会計のどちらにも共通して発生するため、各会計へ按分している。

按分の方法は、公益認定申請時に決定した「公益目的事業会計：法人会計 = 7 : 3」で毎年度実施しており、毎年度の実績は考慮していない。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 意見

#### i. 事務局長の人件費の各会計への按分について(団体)(意見 23)

公益目的事業と法人会計に按分される事務局長の人件費は、毎年度の実施業務内容にて変動すると考えられる。そのため、年度ごとの実績に応じた割合で各会計に按分すべきである。

また、実績を把握するため、事務局長の各業務への関与実績を記録しておき、現在使用している比率と大きく乖離する場合には見直す必要がある。

## No. 3 公益財団法人八尾市文化振興事業団

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日 (公益法人移行日)	所管部署
公益財団法人八尾市文化振興事業団	昭和 63 年 1 月 19 日 (平成 23 年 4 月 1 日)	人権文化ふれあい部 文化国際課
所在地	大阪府八尾市光町二丁目 40 番地 八尾市文化会館内	
設立目的	芸術文化と生涯学習を振興することにより、心豊かでいきいきとした市民生活と八尾地域独自の創造的で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	
事業内容 (平成 27 年度)	1. 八尾市文化会館事業 (1) 地域の芸術文化の振興を図る事業(公益目的事業) (2) 地域の芸術文化振興に資する事業(収益事業等) 2. 八尾市生涯学習センター事業 (1) 生涯学習の推進及び活動を支援する事業(公益目的事業) (2) 市が目的外使用を許可した場所及び団体が使用する施設の管理事業(収益事業等)	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	136,000 千円	109,200 千円(80.3%)

文化振興事業団は昭和 63 年 1 月、文化会館の管理運営のために設立された外郭団体であるが、その後、平成 6 年 7 月の生涯学習センターの開館時からは同センターの管理運営も併せて行っている。

平成 23 年 4 月に公益財団法人へ移行したが、文化会館と生涯学習センターを管理運営するにあたり、組織や会計を明確に区分している。

なお、文化振興事業団及び指定管理施設である文化会館の所管課は文化国際課であるが、同じく指定管理施設である生涯学習センターの所管課は生涯学習スポーツ課である。

( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書より )

地域の芸術文化の振興を図る事業 ( 文化会館 )

地域の芸術文化の振興を図るため、次の事業を実施している。

- ・あらゆる立場の市民が芸術文化にふれる機会を提供する、鑑賞機会提供事業
- ・質の高い優れた芸術作品を深く鑑賞する機会を提供する、鑑賞眼育成事業
- ・魅力となる優れた舞台芸術作品を創造し発信する、創造型事業
- ・市民の芸術文化活動を振興する、市民参画型事業
- ・芸術文化を振興するための人材育成・教育普及型事業
- ・八尾の地域文化を魅力として発信する事業
- ・市民の芸術文化活動を推進するための基盤整備・会館運営事業

地域の芸術文化振興に資する事業 ( 文化会館 )

地域の芸術文化振興に資するため、次の事業を実施している。

- ・公益目的以外の目的の施設の貸与
- ・広告掲載受託
- ・チケット受託販売
- ・会館内喫茶店への営業協力

生涯学習の推進及び活動を支援する事業 ( 生涯学習センター )

生涯学習の推進及び活動を支援するため、次の事業を実施している。

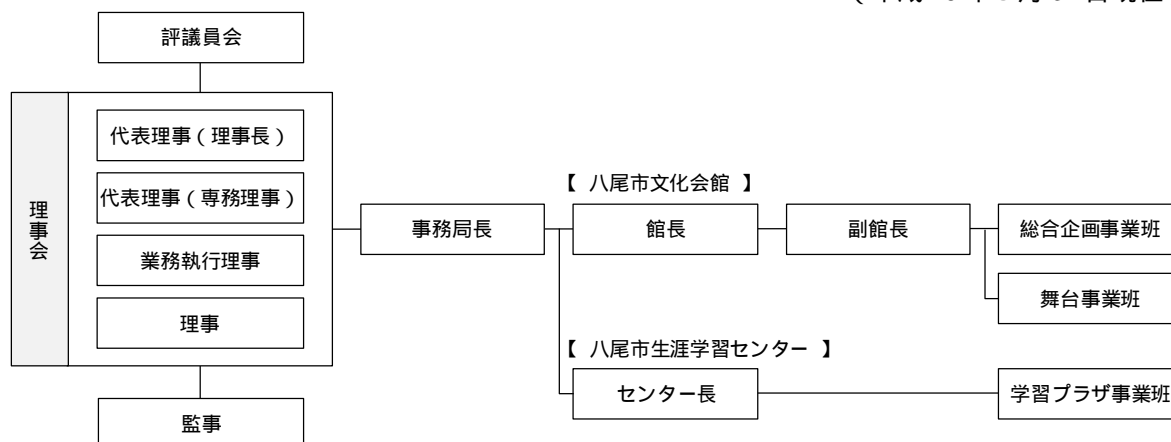
- ・生涯学習の裾野の拡大と自主的な学習活動の推進
- ・地域課題の解決に寄与する講座の提供
- ・学ぶ喜びから教える喜びへ
- ・地域の人材などの活用
- ・市民の健康づくりに寄与する事業の実施

市が目的外使用を許可した場所及び団体が使用する施設の管理事業 ( 生涯学習センター )

健康プラザ棟並びに学習プラザ棟内の市が指定する八尾市国際交流センター、八尾市男女共同参画センター等、団体が使用する施設の管理業務を実施している。

( 3 ) 組織図(文化振興事業団 組織機構図より)

(平成 28 年 3 月 31 日現在)



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 (貸借対照表より)

(単位：千円)

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	164,925	202,493	189,675
現金預金	137,707	177,021	161,645
未収金	25,874	24,238	25,804
その他	1,344	1,234	2,227
固定資産	197,912	197,132	196,353
基本財産	136,000	136,000	136,000
特定資産	59,452	59,452	59,453
その他	2,460	1,680	900
資産の部合計	362,837	399,626	386,029
流動負債	63,188	101,081	81,689
未払金	23,045	24,540	25,865
前受金	27,920	29,885	39,384
預り金	5,000	40,567	8,791
その他	7,223	6,089	7,649
固定負債	45,796	45,796	45,796
退職給付引当金	45,796	45,796	45,796
負債の部合計	108,983	146,877	127,485
指定正味財産	109,200	109,200	109,200
指定正味財産	109,200	109,200	109,200
一般正味財産	144,654	143,549	149,344
一般正味財産	144,654	143,549	149,344
正味財産の部合計	253,854	252,749	258,544
負債及び正味財産の部合計	362,837	399,626	386,029

指定管理施設である文化会館内に本部を設置しているため、固定資産のほとんどが基本財産と特定資産で占められている。

運営状況（正味財産増減計算書より）

（単位：千円）

正味財産増減計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	536,619	595,606	583,934
施設利用料収益	90,898	112,227	116,620
文化会館事業収益	65,489	88,327	72,597
施設管理代行収益	199,293	196,736	198,377
指定管理料収益	125,913	128,685	129,512
その他	55,025	69,631	66,827
経常費用	527,221	596,318	574,362
事業費	523,323	594,664	572,617
管理費	3,898	1,654	1,744
当期経常増減額	9,398	713	9,572
経常外収益	-	-	-
経常外費用	1,402	-	-
過年度法人税，租税公課修正損	1,402	-	-
当期経常外増減額	1,402	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	7,996	713	9,572
法人税等	4,256	392	3,778
当期一般正味財産増減額	3,740	1,104	5,795

経常収益の約 8 割は施設利用料収益と指定管理料収益（指定管理代行収益含む）で占められている。平成 26 年度は光熱水費等が多く計上されたことにより、一般正味財産が減少した。

なお、施設管理代行収益は文化会館に係る指定管理料であり、指定管理料収益は生涯学習センターに係る指定管理料である。

（ 5 ） 役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	-
	市 O B	5	5	5
	その他	7	7	7
	役員計	12	12	12

役員の状況	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員に係る人件費総額	5,711	5,923	5,648
役員に係る退職金支払額	-	-	-

市のOB 5名は、理事3名、監事2名であり、うち理事1名が事務局長とセンター長を兼務している。その他の役員は市内の文化団体や芸術文化活動家から選任されている。

なお、評議員は各年度とも10名であり、そのうち市OBは各年度とも1名である。

#### 職員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市OB	-	-	1
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	23	23	22
	その他非常勤職員	10	10	10
	職員計	33	33	33
職員に係る人件費総額		152,935	151,377	157,185
職員に係る退職金支払額		中小企業退職金共済 450	-	中小企業退職金共済 588
人件費合計（役員＋職員）		158,646	157,300	162,833

市のOBは1名である。また、退職者と同数の採用を行っており、職員数は変動していない。

#### （6）市との取引関係（外郭団体調査シートより）

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
その他事業	-	-	-
補助金計	-	-	-
委託料（指定管理料除く）			
その他事業	-	-	-
委託料計	-	-	-
指定管理料			
文化会館（市共催事業収益）	25,666	30,117	30,107
文化会館（施設管理代行収益）	199,293	196,736	198,377
生涯学習センター（指定管理料収益）	125,913	128,685	129,512
指定管理料計	350,872	355,538	357,996



	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	350,872	355,538	357,996
総収入に占める割合	65.39%	59.69%	61.31%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

市との取引は指定管理料であり、補助金は受けていない。文化会館及び生涯学習センターにおいては利用料金制を採用しており、利用者の収める利用料金は文化振興事業団の収益となる。指定管理料と利用料金（指定管理代行収益含む）を合わせると総収入に占める割合は各年度とも約 8 割となる。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 中期計画について	法人全体の中期計画等の策定について（団体）	意見 24
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(2) 指定管理施設の業績評価について	指定管理施設の業績評価結果の活用の改善について（所管課 / 行政改革課）	意見 25
(3) 事業に対するモニタリングについて	経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）	意見 26
(4) 講座開催事業の評価について	講座受講率の算出及び活用について（団体）	意見 27
(5) 講座開催事業の評価結果の活用について	講座のアンケート結果の活用について（団体）	意見 28
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(6) 賞与引当金について	賞与引当金の未計上について（団体）	結果 5
(7) 財務諸表について	財務諸表に対する注記の充実について（団体）	結果 6
(8) 退職給付引当金について	旧規程での退職金の取扱について（団体）	意見 29
(9) 現金の管理について	現金の現物照合について（団体）	意見 30

### (1) 中期計画について

#### 中期計画の現状

中期計画において、文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 法人全体の中期計画等の策定について（団体）（意見 24）

各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。

また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。

### （2）指定管理施設の業績評価について

#### 指定管理施設の業績評価結果の活用方法の現状

市の「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」第7では、所管部局が指定管理者の業務のモニタリングを実施する旨が定められており、モニタリングチェックシートが作成されている。毎年度所管課はモニタリングチェックシートに基づいてモニタリングを実施しているが、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄がない。

また、モニタリング実施後には評価結果について指定管理者と協議しているが、生涯学習スポーツ課では協議結果を残していない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 指定管理施設の業績評価結果の活用の改善について（所管課 / 行政改革課）（意見 25）

所管課による指定管理者のモニタリングの効果を高めるために、モニタリングチェックシートにはチェック後の対応欄を設けるべきである。

また、生涯学習スポーツ課においては、評価結果について指定管理者との協議結果

を記録することで、後日結果を振り返り、業務に活用できるようにすべきである。

### (3) 事業に対するモニタリングについて

#### 経営状況に関する意見交換の現状

文化国際課では、文化振興事業団の経営状況把握のため、文化会館の利用状況、利用料金収入及び水道光熱費については毎月報告を受けている。また、生涯学習スポーツ課では、生涯学習センターの利用者数・利用料金収入・駐車場利用状況・修繕実施状況については毎月報告を受けている。

しかし、法人全体の収支状況については月次での報告は受けておらず、年に1回事業報告書及び決算書の提出を受けて把握している。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 意見

##### i. 経営状況に関する意見交換の実施頻度について(所管課)(意見26)

外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に応じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に1回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。

### (4) 講座開催事業の評価について

#### 講座開催事業の評価の現状

生涯学習センターで実施している講座開催事業について、各講座の定員や年間の実施回数をまとめている。しかし、各講座の受講率については算出していない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 講座受講率の算出及び活用について(団体)(意見 27)

開催した講座について受講率を算出してまとめることは、各講座が市民のニーズに合ったものかどうかを測る指標の1つとなり得るものである。そのため、各講座の受講率を算出し、翌年度以降の開催の是非や内容変更の要否の検討に活かすべきである。

## (5) 講座開催事業の評価結果の活用について

### 講座のアンケート結果の活用の現状

生涯学習センターで実施している講座開催事業について、各講座とも受講者アンケートを取っているが、アンケート結果は担当者のみが見ており、法人全体での共有は行われていない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 講座のアンケート結果の活用について(団体)(意見 28)

開催した講座のアンケート結果は、受講者の意見を直接把握できる数少ない機会である。そのため、アンケート結果は法人全体で共有し、翌年度以降の開催の是非や内容変更の要否の検討に活かすべきである。

## (6) 賞与引当金について

### 賞与引当金の現状

賞与の支給については市の条例を準用することとされており、市の条例では支給対象期間 12 月から 5 月分について 6 月支払、6 月から 11 月分について 12 月支払することとされている。

しかし、平成 27 年度末時点の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。

## 監査の結果

### i. 賞与引当金の未計上について(団体)(結果5)

賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで当年度に帰属する賞与相当額(平成27年12月から平成28年3月分)9,010千円を計上すべきである。

## 意見

特に記載すべき事項はない。

## (7) 財務諸表について

### 財務諸表に対する注記の現状

文化振興事業団の平成27年度の財務諸表に対する注記のうち、適切でないものが次のとおり発見された。

- ・「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」で基本財産の財源が全て一般正味財産となっているが、実際には基本財産のうち109,200千円は指定正味財産が財源となっている。
- ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に当期末残高が計上されているが、補助金は全額使用しており期末残高はない。

## 監査の結果

### i. 財務諸表に対する注記の充実について(団体)(結果6)

各項目とも実態に沿った次のとおりの注記をすべきである。

- ・「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の基本財産の財源には指定正味財産からの充当額、一般正味財産からの充当額をそれぞれ記載する。
- ・「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の当期末残高は、翌期に繰越すものがない場合にはゼロとする。

## 意見

特に記載すべき事項はない。

## ( 8 ) 退職給付引当金について

### 退職給付引当金の現状

文化振興事業団の平成 27 年度末時点の貸借対照表上、職員の退職給付に備えて、職員全員が会社都合退職した場合の期末要支給額 100%相当額 45,796 千円が退職給付引当金として計上されている。

なお、文化振興事業団は平成 21 年度以降、中小企業退職金共済制度へと移行している。そのため、現在退職給付引当金として計上されているのは平成 20 年度末までに発生した退職給付債務であるとのことである。平成 20 年度末までに発生した退職給付は、職員分及び嘱託員分をそれぞれ次のとおり算定している。

#### ・職員分

平成 21 年 3 月末日をもって廃止された「財団法人八尾市文化振興事業団職員の退職手当に関する規程」(以下、「旧規程」という)第 3 条第 1 項に基づいて算出。

#### ・嘱託員分

平成 21 年 3 月末日をもって廃止された「財団法人八尾市文化振興事業団嘱託員の退職報償金に関する要綱」第 3 条第 1 項に基づいて算出。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 意見

#### i. 旧規程での退職金の取扱について(団体)(意見 29)

旧規程第 3 条第 2 項では、傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、同条第 1 項の規定によって算出した額から勤続期間に応じた割合を減額する旨が定められている。そのため、当規程の第 3 条第 1 項により算出した退職手当は会社都合退職の場合に適用されるものであり、自己都合退職の場合には第 3 条第 2 項が適用されると考えられる。

この点、平成 27 年度時点で適用される「公益財団法人八尾市文化振興事業団職員の退職金に関する規程」(以下、「新規程」という)附則第 3 項では、この規程の施行前の期間に係る退職手当及び退職報償金の支給については、なお従前の例による、と定められているが、新規程適用後、自己都合で退職された場合、旧規程第 3 条第 1 項ま

たは同条第 2 項のどちらに基づき算出された退職金が支給されるのかの方針が明確にされていなかった。新規程等にて退職金の算出方法を明確にすべきである。

#### ( 9 ) 現金の管理について

##### 現金の現物照合の現状

文化会館内では小口現金のほかにつり銭等の現金が 200 千円程度保管されている。小口現金については、財務会計規程第 33 条第 4 項に従い毎月現物照合が行われているが、つり銭等の現金については規程に定めがなく、定期的な現物照合も行われていない。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 意見

#### i. 現金の現物照合について ( 団体 ) ( 意見 30 )

小口現金以外の現金についても金額的に少額とはいえなため、規程を定め、定期的な現物照合を実施すべきである。

## No. 4 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日	所管部署
社会福祉法人八尾市社会福祉協議会	昭和 26 年 4 月 1 日	地域福祉部 地域福祉政策課
所在地	大阪府八尾市本町二丁目 4 番 10 号	
設立目的	八尾市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	
事業内容 (平成 27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>・その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>・福祉有償運送事業</li> <li>・共同募金事業への協力</li> <li>・ボランティア活動の振興</li> <li>・善意銀行に関する事業</li> <li>・福祉基金に関する事業</li> <li>・福祉サービス利用援助事業</li> <li>・生活福祉資金貸付事業</li> <li>・心配ごと相談事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業の受託実施</li> <li>・社会福祉会館事業の受託管理</li> <li>・八尾市民生委員児童委員協議会事務局</li> <li>・八尾地区保護司会事務局</li> <li>・八尾市社会福祉協議会福祉施設連絡会事務局</li> <li>・法人後見事業</li> <li>・市民後見推進事業の受託実施</li> <li>・八尾市地域包括支援センターランチ事業の受託実施</li> <li>・八尾市生活困窮者自立相談支援事業の受託実施</li> <li>・その他この法人の目的達成のため必要な事業</li> </ul>	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	3,000 千円	-

昭和 62 年度の福祉基金設置に際して、市は 30 百万円の出捐をしているが、平成 27 年度末の貸借対照表では福祉基金積立金となっており、市の出資(出捐)には含まれていない。

社会福祉協議会は、「社会福祉法(昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)」第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、全ての市町村・政令指定都市の区、都道府県、そして全国と段階的に組織されている。地域住民や社会福祉の関係者等の参加・協力により組織され、活動しているという大きな特徴があり、民間団体としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という 2 つの



側面を併せ持つ民間非営利団体である。

市における社会福祉協議会は、昭和 26 年に設立され、地域住民や社会福祉関係事業者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、『だれもが夢をもち、共に創る福祉のまちづくり』の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施を行っている。

## ( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書、社会福祉協議会ホームページより )

### 小地域ネットワーク活動

各地区の福祉委員会が中心となり、高齢者や障がい者等の援助を必要とする人が、地域で安心して暮らしていけるよう見守り支援体制をつくり、問題の早期発見、早期対応を行うことを目的としている。「個別援助活動」として、高齢者世帯等の要援護者に声かけ訪問と安否確認を中心とした見守り活動や日常のお手伝いを行うほか、「グループ援助活動」として、集会場等で要援護者との交流会の開催等を行っている。

### 権利擁護センター事業

日常生活自立支援事業では、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活ができるように「福祉サービスの利用援助」や「金銭管理サービス」、「書類などの管理サービス」を行っている。

法人後見事業では、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でないため、成年後見制度の利用を必要とする方々の成年後見人等になっている。

市民後見人の養成・活動支援事業では、弁護士などの専門職後見人に代わって、近隣住民の助け合いとしての市民後見人を養成し、その活動支援を行う市民後見人の養成や活動支援を行っている。

### コミュニティソーシャルワーカー配置事業 ( C S W 事業 )

地域住民の身近な相談窓口として、福祉に関する悩みをはじめ生活に関する相談に応じる福祉の専門職を配置している。行政施策・サービスでは手が届かない狭間の問題に対しても、関係機関・団体、地域住民活動などのインフォーマル活動と連携するなどして課題解決に取り組んでいる。

### ボランティアセンター

ボランティアの登録を受け付け、ボランティアの援助を必要としている人に紹介している。また、ボランティアに関する様々な相談にも応じている。このほか、ボランティア講座の開催や小中学校における福祉教育の推進、ボランティアグループの活動支援、ボランティア保険の取扱、広報紙「サポートやおボランティアだより」の発行等を行っている。平成 27 年度末のボランティア登録者数は 2,023 人である。

### ファミリーサポートセンター

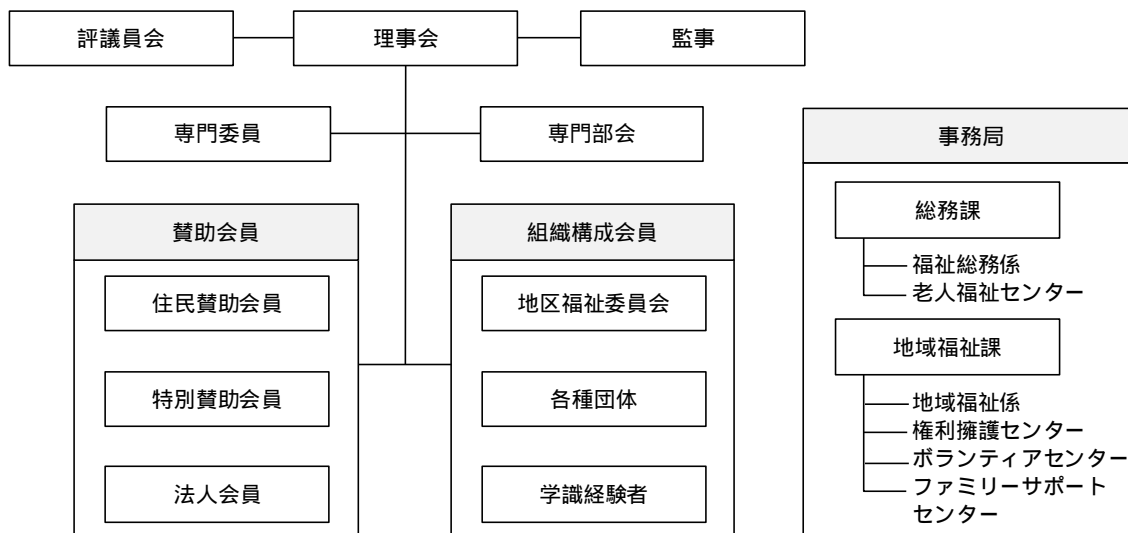
子育てを手伝ってほしい人と子育てを手伝いたい人を会員として登録し、会員同士で助け合う活動を支援している。主な活動内容は、「保育園・幼稚園の開園前や閉園後の子どもの預かり」「保育園・幼稚園までの子どもの送迎」「学童保育後の子どもの預かり」など。平成 27 年度末の登録会員数は 1,139 人である。

### 社会福社会館指定管理事業

市の施設である社会福社会館の指定管理者として選定され、管理運営業務を実施している。社会福社会館には社会福祉協議会の本部が置かれているほか、所管課の地域福祉政策課も常駐している。様々な福祉団体の活動拠点としての機能のほかにも、高齢者の生きがい創りの場として、3階が老人福祉センターとなっており、同好会活動等で平成 27 年度は延べ 43,434 人が利用した。

( 3 ) 組織図 ( 平成 27 年度 社会福祉協議会 事務局組織図 職員配置図より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	56,500	64,988	62,291
現金	100	100	100
現金預金	51,427	61,005	58,191
事業未収金	4,974	3,641	3,269
その他	-	242	731
基本財産	3,000	3,000	3,000
基本財産特定預金	3,000	3,000	3,000
その他の固定資産	312,231	346,515	362,566
車輛運搬具	3,187	7,945	10,101
退職給付引当資産	48,214	50,824	55,451
福祉基金積立資産	201,529	201,529	201,629
運営費積立資産	40,588	39,874	52,602
善意銀行積立資産	17,475	44,898	41,160
その他	1,239	1,445	1,624
資産の部合計	371,731	414,503	427,857
流動負債	15,251	21,961	21,376
事業未払金	14,817	21,437	20,807
預り金	435	524	569
固定負債	500	50,824	55,451
退職給付引当金	-	50,824	55,451

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
負債の部合計	15,751	72,785	76,827
基本金	3,000	3,000	3,000
国庫補助金等特別積立金	2,050	3,390	3,263
その他の積立金	307,806	286,501	295,791
福祉基金積立金	201,529	201,529	201,629
運営費積立金	40,588	39,874	52,602
善意銀行積立金	17,475	44,898	41,160
その他	48,214	200	400
次期繰越活動増減差額	43,124	48,827	48,977
純資産の部合計	355,980	341,717	351,031
負債及び純資産の部合計	371,731	414,503	427,857

市の施設である社会福祉会館に本部を置いているため、土地、建物等の固定資産を有していない。一方、その他の固定資産として預金等で構成される積立資産を多く所有しており、その財源は福祉基金積立金、運営費積立金等のその他の積立金となっている。

#### 運営状況（事業活動計算書より）

（単位：千円）

事業活動計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会費収益	9,303	9,139	9,064
寄付金収益	1,740	32,172	1,733
経常経費補助金収益	107,751	130,734	145,196
その他サービス活動収益	106,897	101,257	106,074
サービス活動収益計	225,691	273,302	262,068
人件費	135,071	157,090	174,533
事業費	39,873	44,619	50,406
助成金費用	41,374	36,653	36,111
その他サービス活動費用	6,275	5,335	7,286
サービス活動費用計	222,593	243,697	268,336
サービス活動増減差額	3,098	29,605	6,268
受取利息配当金収益	7,178	3,006	1,951
その他のサービス活動外収益	98,368	-	15,630
サービス活動外収益計	105,546	3,006	17,581
その他のサービス活動外費用	98,368	-	-
サービス活動外費用計	98,368	-	-
経常増減差額	10,275	32,611	11,313
施設整備等補助金収益	-	2,100	-
その他特別収益	410	-	37,946
特別収益計	2,870	-	37,946
国庫補助金等特別積立金積立額	2,460	2,100	-

事業活動計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
その他の特別損失	-	48,214	39,820
特別費用計	2,460	50,314	39,820
特別増減差額	410	48,214	1,873
当期活動増減差額	10,685	15,602	9,440

収益で最も金額が大きい科目は経常経費補助金収益であり、サービス活動収益の 55.4%（平成 27 年度）を占める。費用では人件費が最も大きく、サービス活動費用の 65.0%を占めている。なお、平成 26 年度より新社会福祉法人会計基準に変更している。平成 25 年度においてはその他のサービス外費用・収益が多額に計上されているが、以前の経理区分間繰入金支出・収入であり、法人内での資金移動である。平成 26 年度のその他の特別損失は、新会計基準への移行に伴い、職員退職積立金を職員退職給付引当金へ計上科目を変更したことにより生じたものである。平成 27 年度のその他特別収益とその他特別損失は拠点区分間繰入収益と費用が計上されているものである。

#### （ 5 ） 役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	0	0	0
	市OB	3	3	3
	その他	13	14	14
	役員計	16	17	17
役員に係る人件費総額		403	359	331
役員に係る退職金支払額		0	0	0

市OBは3名は理事2名、監事1名である。その他の役員は市内の福祉団体や学識経験者から選出されている。なお、社会福祉協議会は理事会のほかに評議員会を設置しており、評議員数は40人（平成27年度）である。

職員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末	市派遣職員	-	-	-
	市OB	8	7	6

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現在	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	8	11	12
	その他非常勤職員	17	20	21
	職員計	33	38	39
職員に係る人件費総額		134,668	154,120	169,575
職員に係る退職金支払額		-	-	-
人件費合計（役員＋職員）		135,071	154,479	169,906

市OBは減少傾向にあるが、全体の人員は増加傾向にある。

（６）市との取引関係（外郭団体調査シートより）

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金	27,171	27,064	34,737
小地域ネットワーク活動推進事業補助金	40,171	42,645	48,908
その他事業	40,496	46,785	47,607
補助金計	107,838	116,494	131,252
委託料（指定管理料除く）			
ファミリーサポートセンター事業委託料	18,816	19,837	20,687
コミュニティソーシャルワーカー配置事業委託料	5,154	5,176	4,134
その他事業	-	10,583	21,256
委託料計	23,970	35,596	46,077
指定管理料			
八尾市社会福祉会館	36,036	38,480	38,474
指定管理料計	36,036	38,480	38,474
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	167,844	190,571	215,803
総収入に占める割合	71.20%	68.45%	77.17%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金（以下、「運営費補助金」という）は市との協議で決定した特定の人員の人件費に対する補助金であり、当該人員がほかの委託事業に従事し、人件費が市費から負担されることになった場合は減額するなどの調整が行われたうえで支給される。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 中期計画について	市地域福祉計画等を反映した年度計画の策定、事業報告の記載について(団体)	意見 31
	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について(団体)	意見 32
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(2) 補助金、委託料等について	補助金、委託料等の算定根拠について(所管課)	意見 33
	委託料の返還について(所管課)	意見 34
	運営費補助金の算定について(所管課)	意見 35
(3) 老人センターでの入浴事業について	老人センターでの入浴事業の見直しについて(所管課)	意見 36
(4) 情報公開資料について	情報公開資料と決算書の不整合について(所管課)	意見 37
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(5) 財務事務における内部統制について	小地域ネットワーク活動推進事業補助金の領収書について(団体)	意見 38
(6) 会計処理や財務諸表について	共通経費の配分の見直しについて(団体)	結果 7
	賞与引当金の未計上について(団体)	結果 8
	国債の売買の会計処理の誤りについて(団体)	結果 9
	運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について(団体)	結果 10
	施設ごとの拠点区分と事業区分の見直しについて(団体)	意見 39

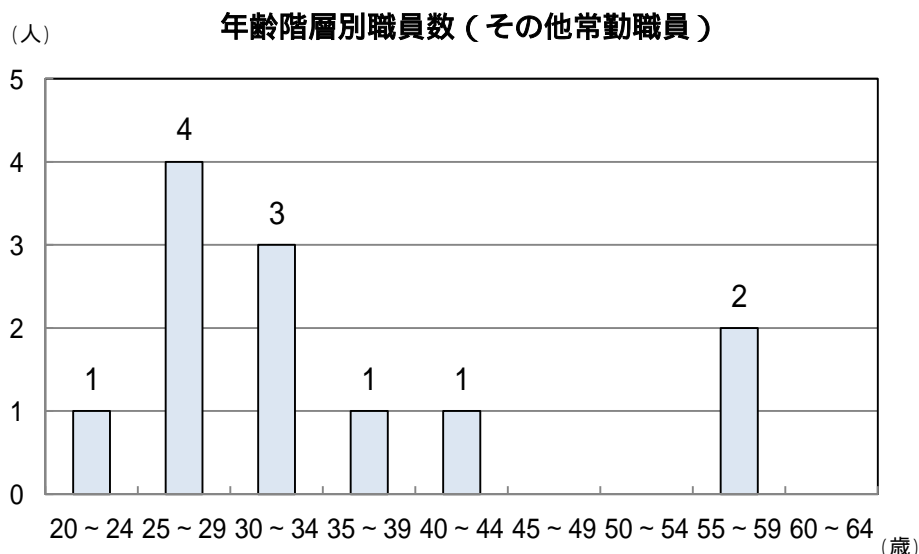
### (1) 中期計画について

#### 中期計画の現状

市と社会福祉協議会は平成 25 年 3 月、共同で「第 3 次市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「市地域福祉計画等」という)を策定しており、地域福祉に関する市と社会福祉協議会の中長期的な活動計画が既に定められている。しかし、社会福祉協議会の年度計画、事業報告とのつながりが明確ではなく、年度計画や事業報告に市地域福祉計画等で定められた取り組み事業の指標が反映されていない。

さらに、次のグラフのとおり、その他常勤職員(1.(5) 職員の状況参照)の年齢構成が不均等になっており、40 歳代以上の中堅職員が不足していることから、中長期的には不均等な年齢構成を解消する職員採用と人件費増加に伴う財源の確保が課題となっている。

【社会福祉協議会の年齢階層別職員数（その他常勤職員）】



(出所：社会福祉協議会「年齢階層別職員数（平成 28 年 3 月 31 日現在）」)

監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

意見

- i. 市地域福祉計画等を反映した年度計画の策定、事業報告の記載について（団体）

（意見 31）

社会福祉協議会の運営の透明化、明確化のためには、市地域福祉計画等で定められた取り組み事業の指標をより活用し、運営指標の進捗状況を随時、市民や利用者に開示し、その改善に努めることが求められる。

具体的には、市地域福祉計画等（PLAN）で定められた取り組み事業の指標と各事業との関連やその進捗状況（DO）を年度計画、事業報告にも明記することにより、市民や利用者に対して市地域福祉計画等の実施状況が明瞭となり、第三者のチェックも容易となる（CHECK）。そのうえで、第三者のチェック結果を翌年度の年度計画等に反映させるべきである（ACTION）。

市地域福祉計画等を社会福祉協議会の運営に積極的に活用し、PDCAサイクルの確立による効果的・効率的な運営を進めていくことを検討すべきである。



ii. 社会福祉協議会独自の中期計画の充実について（団体）（意見 32）

市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されている。市と共同の中長期計画であるため、市全体の地域福祉のあり方については明確になっているが、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。

社会福祉協議会独自の中期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。

中期計画としては、法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。

実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するかの計画を充実させる必要がある。

また、人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は 30 歳代以下に集中しており、特に 40 歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。

さらに、法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。

上記の 3 点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。

（ 2 ）補助金、委託料等について

補助金、委託料等の現状

補助金、委託料等（指定管理料を含む）は平成 27 年度、社会福祉協議会の収入の 8

割以上を占めており、その内訳として人件費の比重が高くなってきている。なお、市の補助金には運営費補助金という社会福祉協議会の人件費を主に補填するための補助金があり、平成 27 年度の交付額は 35 百万円である。

市は補助金、委託料等の見積にあたって、人件費を一人当たり年間 4,800 千円としており、その根拠を平成 19 年度に施行された大阪府の「大阪府地域健康福祉支援市町村総合補助金交付要綱」としている。

補助金、委託料等ともに、市に実施内容の報告が行われ、精算が行われる。余った予算は市に返還される。平成 27 年度の委託事業での返還額は 3 事業（コミュニティソーシャルワーカー配置事業、生活困窮者自立相談支援事業、ファミリーサポートセンター事業）合計で 2,786 千円である。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 補助金、委託料等の算定根拠について（所管課）（意見 33）

補助金、委託料等の算定において、市は 9 年前の府の要綱を人件費単価の算定根拠としている。運営経費補助金といった人件費を直接補填するための補助金の算定根拠においては、外郭団体に対して適切な金額が給付されるように高い透明性が求められる。

市は情報公開資料を作成する義務があり、決算資料等の入手により、社会福祉協議会の直近の人件費の状況を把握できる状況にある。最新のデータ（職員平均年収）を採用して、補助金、委託料等の金額を明瞭かつ厳密に算定すべきである。

##### ii. 委託料の返還について（所管課）（意見 34）

委託料の返還について、所管課は「運営費補助金で市が人件費を負担しており、社会福祉協議会に対する支援が適切に行われるようにするため、委託料の精算を行っている」としている。

これは、「その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする地方自治法第 2 条

第 14 項の趣旨にも合致しているが、一定の金額で契約を締結していながら、委託料の精算が行われてしまうと、コスト削減を積極的に行おうとするインセンティブが生じないなど、事業運営の効率化や合理化につながらないおそれがある。

契約金額の残額は、社会福祉協議会が当該委託事業を合理的かつ効率的に実施したことにより発生したのもあると考えられることから、そのような運営努力により生じた残額は社会福祉協議会の運営改善に使用すべきであり、一律に返還を求めるべきではない。しかし、「 . 補助金、委託料等の算定根拠について」で指摘したように契約金額の算定は明瞭かつ厳密に行うことが前提となる。

### iii. 運営費補助金の算定について（所管課）（意見 35）

運営費補助金について、市は他の事業で確保した人件費を考慮したうえで、最低限必要な金額を算定しているとのことであるが、一方で社会福祉協議会は運営費積立金を 52 百万円積み立てており、一概に厳しい財政運営を強いられているとは断定できない状況である。

社会福祉協議会によると、「運営費積立金は会員からの会費を原資としており、市費は投入されてはいない。積立金は、行政予算やサービス・制度だけでは手が届かない地域課題の解決に向けて、独自の地域貢献事業の展開などを行うために積み立てている」とのことではあるが、会費は一般的に、人件費等の運営費に充てるものとして会員から徴収するものである。また、運営費積立金については、その積立目的や使用計画が明確ではないため（「 2 . ( 6 ) . 運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠について」参照）積立目的や使用計画を明確化することにより、取崩可能な部分が生じ、現在、運営費積立資産として確保されている資金においても人件費等の運営費に充当できる可能性がある。

社会福祉協議会は市の社会福祉政策の一翼を担う外郭団体であり、その安定的な運営のために必要な補助を行うべきではあるが、地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨に則って行われるべきであり、単年度の収支だけでなく、積立金等財政状態の中味も吟味したうえで、適切な補助金額を算定すべきである。

### (3) 老人センターでの入浴事業について

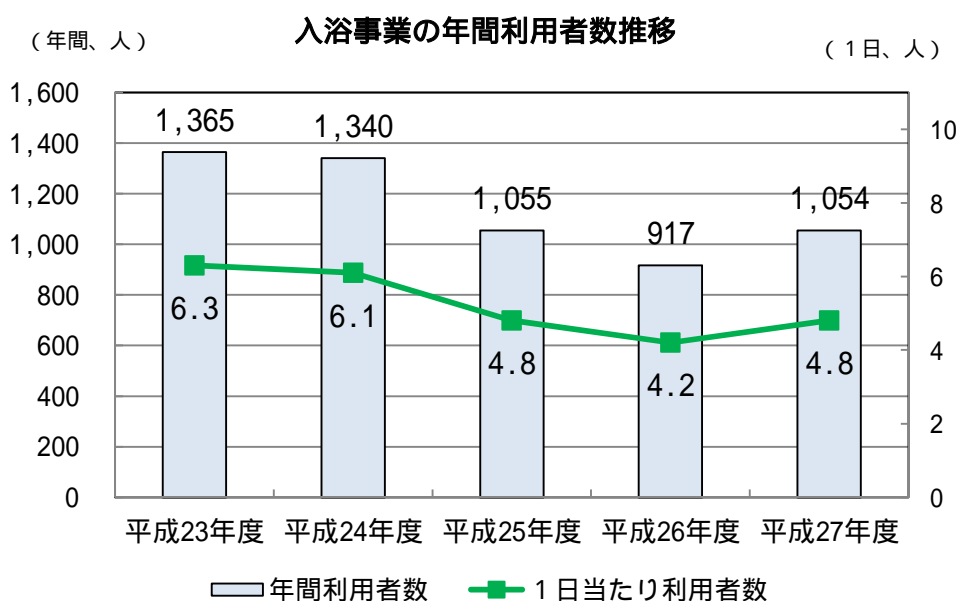
#### 老人センターでの入浴事業の現状

社会福祉協議会は社会福祉会館の指定管理事業を行っており、社会福祉会館3階は老人センターとして市内在住の高齢者の交流の場として活用されている。老人センターには浴場が設置されており、市との協定書で入浴事業を指定管理者が実施しなければならないことが明記されている。なお、入浴料は無料である。

しかし、看護師や介護士等専門職の配置は規定されておらず、配置に関して市は予算化していないため、浴室内で病気や事故等の不測の事態が生じたときに対応できる人員が確保されていない。

また、当該事業の利用状況は次のグラフのとおりであり、1日あたりの利用者は5名程度となっている。

【老人センター入浴事業の年間利用者推移】



(出所：社会福祉協議会「老人センター入浴事業過去5年間の利用状況について」)

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 老人センターでの入浴事業の見直しについて（所管課）（意見 36）

老人センターでの入浴事業は、社会福社会館の指定管理事業の一部として実施されているものであるが、事業実施状況について適宜モニタリングを実施し、当初の協定書に記載されている事業であっても、利用者目線あるいは3E（経済性、効率性、有効性）の観点から検討を行うべきである。

当該事業を存続させるのであれば、高齢者が対象であり、浴場という事故が生じやすい環境にあることから、不測の事態に備えて、看護師や介護士等専門職の配置を義務付けるべきである。

あるいは、利用状況が悪化していることに加え、浴場施設が老朽化し、修繕に必要な部品も手に入れない状況であるとのことから、事業の廃止も視野に検討されたい。

### （4）情報公開資料について

#### 情報公開資料に関する現状

市は外郭団体に関する経営状況について、情報公開資料としてまとめ、市のホームページにて情報公開している。情報公開資料は市議会に報告した決算資料等に基づき所管課が作成するが、公表された情報について決算資料と不整合な点が見受けられた。具体的には次の2点である。

- a. 情報公開資料において、総収入額は「売上高 + 営業外収益 + 特別利益」と定義されており、社会福祉法人においては「サービス活動収益 + サービス活動外収益 + 特別収益 - (事業区分間繰入金収益 + 拠点区分間繰入金収益)」 = 279,649 千円となる。しかしながら、記載されている総収入は資金収支計算書の事業活動収入計 264,019 千円のみである。
- b. 情報公開資料における当期損益は経済的価値の増加を表し、社会福祉法人においては事業活動計算書の当期活動増減差額 9,440 千円が該当するが、記載されている当期損益は、資金の増減を表す資金収支計算書の当期資金収支差額 2,112 千円である。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 情報公開資料と決算書の不整合について（所管課）（意見 37）

市民や市議会に対して、外郭団体の運営状況・財政状態に関する正確な情報提供を実施し、外郭団体のあり方や必要性に関して適切な評価を行ってもらうため、情報公開資料については団体の決算資料等と整合するように作成すべきである。所管課においては、外郭団体の決算資料を的確に理解し、情報公開資料が求める情報が適切に記載されているかどうか確認して公表されたい。

## （５）財務事務における内部統制について

### 財務事務における内部統制の現状

社会福祉協議会は地域福祉活動の中核となり、様々な福祉サービスを提供する組織であるため、市から一括して補助金（団体育成事業補助金、小地域ネットワーク活動推進事業補助金等）を受けて、市内の福祉団体等に配分する機能も果たしている。また、多くの補助事業、委託事業を実施しているため、事業毎に報告書を作成し、市に提出している。

このため、通常の決算書作成のほかにも様々な財務事務に関連する内部統制が構築されており、事務処理規程に基づいた決裁がなされている。

## 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 小地域ネットワーク活動推進事業補助金の領収書について（団体）（意見 38）

市からの小地域ネットワーク活動推進事業補助金を受けて実施している小地域・地区福祉委員会等活動支援事業では、地区福祉委員会が実施する個別援助活動やグループ援助活動に対して実際に支出された経費を補助している。当該補助金の交付額は 52 百万円（平成 27 年度）であり、うち 14 百万円が小地域・地区福祉委員会等事業活動

費に充てられている。

当該事業においては実績報告書が社会福祉協議会に提出されるが、その裏づけとなる領収書等の証憑を閲覧したところ、領収書の宛名や但書に何も書かれていない領収書が散見された。

経費の補助がなされている団体には適切な領収書が添付された報告書の提出を求め、適切な領収書が提出されない団体に対しては補助金の返還や次期以降の補助金の交付を停止するなどの措置を検討されたい。

## ( 6 ) 会計処理や財務諸表について

### 会計処理や財務諸表の現状

社会福祉協議会の会計処理や財務諸表作成は顧問会計士に指導を受けて、総務課が実施している。社会福祉協議会の財務諸表は「 1 . ( 4 ) 財政状態・運営状況」のとおりである。なお、平成 26 年度より新社会福祉法人会計基準に準拠して会計処理や財務諸表の作成を行っている。

新社会福祉法人会計基準では、「一体として運営される施設、事業所又は事務所」について拠点区分別に会計処理を行い、会計決算書においても拠点区分別の開示をすることを求めている。社会福祉協議会では、平成 26 年度は 12 拠点区分、平成 27 年度は 14 拠点区分に分けて開示している。

### 監査の結果

#### i. 共通経費の配分の見直しについて ( 団体 ) ( 結果 7 )

社会福祉協議会は複数の拠点区分を有し、支出も事業費と事務費に分かれることから、複数の拠点区分や事業費と事務費で共通して発生する経費、いわゆる共通経費については、合理的な基準により配分する必要がある。

社会福祉法人会計基準ではこれを受けた具体的な基準として、人数、時間、面積等を例示しているが、社会福祉協議会では合理的な基準を策定していない。

社会福祉協議会では共通経費として車輛費、通信運搬費、保険料、賃借料合計 2 百万円を認識しているが、現在は対応する収益の状況に応じて任意に配分しているとのことである。一般的に車輛費や保険料 ( 自動車保険 ) は事業で使用した車輛の距離数、賃借料 ( パソコンリース代 ) は使用人数、通信運搬費 ( 切手代、F A X 使用料 ) は使

用回数などが合理的な基準として考えられる。

この共通経費も補助金や委託料の算定においては必要経費に含められているが、現状のように合理的な基準がないまま必要経費に計上されてしまうと、補助金や委託料の精算が恣意的になされるおそれがある。

社会福祉協議会はこれら共通経費の使用実態を調査したうえで、客観的かつ合理的な基準（人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）で各拠点区分に配分すべきである。

#### ii. 賞与引当金の未計上について（団体）（結果8）

賞与引当金は期間損益の適正化のため、社会福祉法人会計基準第5条第2項第1号において貸借対照表への計上が求められているが、社会福祉協議会の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。

社会福祉協議会は「職員の期末・勤勉手当は実質的に運営費補助金や各補助金、委託料等で賄われているため」としており、この場合、職員の期末・勤勉手当は社会福祉協議会の将来の実質的な費用となっていないことから、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」とする引当金の計上要件を満たさないようにも思える。

しかし、運営費補助金が人件費に充てられるとしても、その他の委託料や補助金の人件費相当分を除いた金額であるため、職員の期末・勤勉手当全額が運営費補助金で充当されるものではない。また、市では補助金や委託料の精算を行い、支出されなかった残額は返還されることになっているため、精算時に予定された人員が当該補助事業・委託事業に従事しなかった場合には当該人件費が返還される可能性もある。

したがって、保守的に賞与引当金は計上されるべきであり、平成27年度末において9,676千円の賞与引当金が計上漏れとなっている。なお、社会福祉協議会では平成28年度の決算から賞与引当金の計上を予定しているとのことである。

#### iii. 国債の売買の会計処理の誤りについて（団体）（結果9）

社会福祉協議会は平成27年度、簿価200百万円の国債を217百万円で売却し、新たに額面200百万円の国債を202百万円で購入しているが、国債の売却取引と購入取引



を別個の取引として認識せず、1つの取引として認識したため、売却額と購入額の差額 15 百万円を資金収支計算書上は投資有価証券売却収入で計上し、事業活動収支計算書では同額を投資有価証券売却収益で計上している。

社会福祉協議会は「額面額と購入額の差額が重要ではなく、償却原価法の採用が理事・評議員等の関係者にとって難解であるため、簡便的な処理を採用した」とのことであるが、資金収支計算書では取引の実態と会計処理が大幅に乖離しており、貸借対照表では、有価証券の簿価が 2 百万円過小に計上されている。

本来は別個の取引のため分けて会計処理すべきである。すなわち、資金収支計算書上は、投資有価証券売却収入 217 百万円、投資有価証券売却支出 202 百万円が計上され、事業活動収支計算書上は、売却時に簿価と売却額の差額 17 百万円を投資有価証券売却益として計上し、購入時は 202 百万円の投資有価証券として新たに貸借対照表上に計上すべきであった。

#### iv. 運営費積立金や周年事業積立金の計上根拠の明確化について(団体)(結果 10)

積立金とは剰余金を一定の目的のために確保するものであり、その積立には社会福祉法人会計基準第 4 条第 4 項の規定により、理事会の議決が必要とされている。社会福祉協議会では、決算書を通じて理事会の議決を得ているとしているが、運営費積立金 52,602 千円、記念事業積立金 400 千円については、積立金の目的や使途、管理等を記載した規程が定められていなかった。

決算書上の数値や理事会での口頭の説明では、積立目的や取崩す計画、管理状況等が明確ではなく、理事会においても適切な判断や基準に基づく議決がなされないおそれがある。社会福祉協議会は運営費積立金、記念事業積立金について、その積立目的等を明確に定めた規程を定めるべきである。

### 意見

#### i. 施設ごとの拠点区分と事業区分の見直しについて(団体)(意見 39)

平成 27 年度の会計決算書では、法人運営拠点のほか計 14 の拠点区分が設けられている。拠点区分を細分化することは各事業の状況を詳細に把握するには役立つが、法人全体の運営状況を把握するには却って分かりにくい状況となっている。

社会福祉法人会計基準第 6 条第 1 項では「一体として運営される施設、事業所又は

事務所」をもって1つの拠点区分とするとしているが、社会福祉協議会の運営する施設は社会福社会館のみである。

したがって、会計基準に則って拠点区分を整理した場合、社会福祉事業という区分と指定管理事業を行っている社会福社会館運営事業という区分の2つの拠点区分で十分である。なお、社会福祉協議会では平成28年度の決算から2つの拠点区分に整理することを予定しているとのことである。

## No. 5 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日(公益法人移行日)	所管部署
公益社団法人八尾市シルバー人材センター	昭和 57 年 6 月 5 日 (平成 23 年 4 月 1 日)	地域福祉部 高齢介護課
所在地	大阪府八尾市宮町一丁目 10 番 32 号	
設立目的	センターは、定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	
事業内容 (平成 27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負事業(臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務)</li> <li>・ 一般労働者派遣事業(臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務)</li> <li>・ 職業紹介事業(臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務)</li> <li>・ 地域ニーズ対応事業(地元野菜の栽培と販売)</li> <li>・ 現役世代サポート事業(派遣事業に関する会員拡大と就業開拓)</li> </ul>	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	-	-

シルバー人材センターは昭和 57 年 6 月に、高齢者が長年培った技能や経験を活かして、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な業務に従事することにより、高齢者の生きがいづくりと地域社会の活性化をめざして設立され、平成 23 年 4 月に公益社団法人に移行している。

その設立目的に従い、60 歳以上の会員を対象として、請負事業、派遣事業、有料職業紹介事業を実施している。

なお、実施事業は全て公益目的事業である。

( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書より )

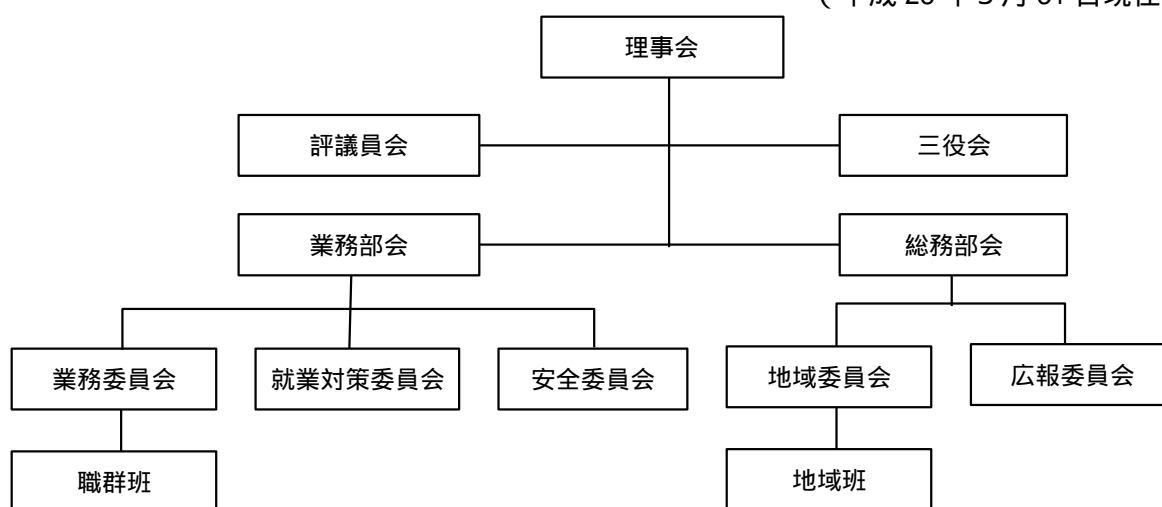
就業機会の確保・提供事業

就業機会創出員が市内事業所を訪問して就業開拓に努めるとともに、センター求人コーナーにおいて、毎月定期的に業務委員による就業相談を行っている。

また、請負事業、労働者派遣事業や有料職業紹介事業を実施するとともに、国や市の補助金を活用した野菜の栽培・販売事業を拡大し、就業機会の確保に努めている。

( 3 ) 組織図 ( シルバー人材センター作成資料より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	123,171	143,751	143,844
現金預金	59,962	73,363	66,781
未収金	62,531	69,805	75,045
その他	678	583	2,018
固定資産	66,283	66,832	82,077
退職給付引当金資産	17,853	17,853	17,853
減価償却引当資産	6,993	7,571	8,525
事務所建設準備資金積立資産	-	-	16,000
財政運営資金積立資産	30,000	30,000	30,000
その他	11,437	11,408	9,699
資産の部合計	189,454	210,583	225,921
流動負債	68,472	73,603	74,576

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
未払金	64,528	68,734	69,347
前受金	1,293	2,006	1,431
その他	2,651	2,863	3,798
固定負債	10,974	10,649	10,325
退職給付引当金	4,000	6,000	8,000
長期リース債務	6,974	4,649	2,325
負債の部合計	79,446	84,253	84,901
一般正味財産	110,008	126,331	141,020
一般正味財産	110,008	126,331	141,020
正味財産の部合計	110,008	126,331	141,020
負債及び正味財産の部合計	189,454	210,583	225,921

事務所（市の所有物）の老朽化に伴いその建替えを検討しており、平成 27 年度 16,000 千円の事務所建設準備資金積立資産を計上している。

運営状況（正味財産増減計算書より）

（単位：千円）

正味財産増減計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	894,583	936,869	973,683
受託事業収益	844,813	879,152	910,728
受取補助金等	45,819	50,249	53,670
その他	3,951	7,467	9,284
経常費用	895,260	920,547	958,993
事業費	870,124	892,971	929,767
管理費	25,136	27,576	29,227
当期経常増減額	677	16,322	14,689
経常外収益	106	-	-
経常外費用	0	-	-
当期経常外増減額	106	-	-
当期一般正味財産増減額	570	16,322	14,689

平成 26 年度に民間事業所の受取事務費率を 5 % から 8 % に引き上げたこと、就業開拓の積極的な推進と景気の緩やかな回復により契約額が増加していることなどにより、受託事業収益は増加している。

( 5 ) 役職員の状況

役員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	-
	市OB	1	1	1
	その他	14	15	15
	役員計	15	16	16
役員に係る人件費総額		450	600	1,145
役員に係る退職金支払額		-	-	-

平成 27 年度は理事長の報酬額を増額したことにより、役員に係る人件費総額が増加している。その他の役員は無報酬である。市OBは平成 25 年度及び平成 26 年度の 1 名は副理事長であり、平成 27 年度の 1 名は理事長である。なお、評議員は平成 28 年 3 月末時点で 7 名である。

職員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市OB	1	1	1
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	8	8	8
	その他非常勤職員	1	1	1
	職員計	10	10	10
職員に係る人件費総額		62,194	64,769	67,545
職員に係る退職金支払額		-	-	-
人件費合計 ( 役員 + 職員 )		62,644	65,369	68,690

市OBは事務局長である。平成 25 年度から平成 27 年度において職員の状況に変化はないが、人件費総額は約 1 割増加している。

( 6 ) 市との取引関係 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 千円 )

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
運営費	37,119	38,369	39,230

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
その他事業（地域ニーズ）	-	1,500	1,500
その他事業（現役世代サポート）	-	-	2,000
補助金計	37,119	39,869	42,730
委託料（指定管理料除く）			
小学校等受付員配置及び施解錠業務等	83,699	79,980	67,015
公園及び駅前清掃業務等	30,979	30,832	32,931
その他事業	97,338	90,545	100,974
委託料計	212,016	201,357	200,920
指定管理料			
その他事業	-	-	-
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	249,135	241,226	243,650
総収入に占める割合	27.85%	25.75%	25.02%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約70%の補助金が市より交付されている。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 事務所の整備について	事務所の整備に必要な資金の確保について（団体/所管課）	意見 40
(2) 事業報告について	事業報告における事業の実施状況の開示について（団体）	意見 41
<b>【団体のガバナンスに関するもの】</b>		
(3) 理事会への出席について	理事会への監事の出席について（団体）	意見 42
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(4) 補助金について	補助金のあり方について（所管課）	意見 43
(5) 市によるモニタリングについて	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）	意見 44
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(6) 契約事務について	契約事務に関する定めについて（団体）	意見 45
(7) 未収金について	未収金の管理について（団体）	意見 46
(8) 財務諸表について	退職給付引当金の計上不足について（団体）	結果 11
	正味財産増減計算書内訳表における受取事務費の按分計算について（団体）	意見 47
(9) 資産の管理について	現金及び預金の管理について（団体）	意見 48

## ( 1 ) 事務所の整備について

### 事務所の整備の現状

シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討している。これに対処するために、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要となる資金（事務所建設準備資金積立資産）として平成 27 年度より 5 年間にわたり年間 16,000 千円ずつ計上する計画としている。

しかし、この積立額は現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない中で、平成 26 年度に剰余額約 16,000 千円が発生したため、毎年度この額を積み立てることとしたものである。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 事務所の整備に必要な資金の確保について（団体/所管課）（意見 40）

事務所の老朽化等はシルバー人材センター、所管課双方が認識している大きな課題であり、この課題に対応するため、整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進める必要がある。

そのうえでシルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、具体的な整備の計画や市との負担関係に応じて、シルバー人材センターとしてどれだけの資金の確保が必要なのを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。

## ( 2 ) 事業報告について

### 事業報告の現状

平成 25 年 4 月に策定された「第 4 次中長期計画」では会員数、契約金額、就業率の年度ごとの数値目標を設定しているが、事業報告ではこれらの指標に関して年度ごとの数値目標の達成状況は開示されていない。

また、事業報告中では「2. 主な行事の開催状況」が開示されているが、各行事の



参加者数等の実績は開示されていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 事業報告における事業の実施状況の開示について(団体)(意見 41)

市や会員等の利害関係者へ各年度事業の実施状況を適切に報告するため、会員数、契約金額、就業率について年度ごとの数値目標の達成状況を事業報告で開示することを検討されたい。

また、事業報告の「2. 主な行事の開催状況」については備考欄等に、参加者数を記載できる事業については、参加者数を記載することが望まれる。

### (3) 理事会への出席について

#### 監事の理事会への出席の現状

シルバー人材センターの監事2名のうち1名については、平成27年度に開催された4回の理事会のうち1回みの出席となっており、平成26年度に開催された5回の理事会については一度も出席していない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 理事会への監事の出席について(団体)(意見 42)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)」第101条第1項では、「監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない」とされている。理事の職務の執行を監査するという監事の役割に鑑み事業の実施状況等の適時のモニタリングを可能とするため、監事の理事会へ出席頻度を向上するよう日程調整等の対策を検討すべきである。

#### (4) 補助金について

##### 補助金の現状

市は、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約 70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付している。シルバー人材センターへの交付額は平成 25 年度 37,119 千円、平成 26 年度 39,869 千円、平成 27 年度 42,730 千円と近年逡増している。

シルバー人材センターでは平成 25 年度は 570 千円の一般正味財産の減少となっているが、平成 26 年度は 16,322 千円、平成 27 年度は 14,689 千円の一般正味財産の増加となっている。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

##### 意見

###### i. 補助金のあり方について(所管課)(意見 43)

シルバー人材センター事業は、国から地方公共団体に補助金を交付することで高齢者の雇用に関する国の施策を推進してきた経緯がある。

また、そのシルバー人材センターの位置づけについては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年 5 月 25 日法律第 68 号)」に基づいて設置された団体で、国や地方公共団体の監督を受けながら国の施策である高齢者の雇用の拡大、生きがい対策や少子化による労働力不足を補完する役割が求められている。

こうしたシルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、シルバー人材センターは市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。

事務所の整備のための資金や安定的な事業運営に資するための財政運営資金の積増しなど一定程度の一般正味財産の増加が必要であることは理解できるが、シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきで

ある。

#### ( 5 ) 市によるモニタリングについて

##### 事業の実施状況のモニタリングの現状

年度中の事業の実施状況については、随時シルバー人材センターとの打ち合わせを実施する中で確認は行っているとのことであるが、その打ち合わせの記録を文書等で残すことはしていない。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

##### 意見

#### i. 事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について(所管課)(意見 44)

シルバー人材センターとの打ち合わせの内容について、適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などの文書として記録を残し、上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。

#### ( 6 ) 契約事務について

##### 契約事務の現状

財務規程では、随意契約により売買、賃借契約等を締結するときは、見積書を得がたい場合及び予定価格が少額の場合を除き、原則として複数の者から見積書を徴さなければならない旨の定めがあるが、その金額基準は定められていない。なお、シルバー人材センター担当者によれば、概ね 1 百万円を目途に複数の者から見積書を徴収する運用としているとのことである。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 契約事務に関する定めについて（団体）（意見 45）

複数の者からの見積書の徴収を省略し、不必要に高額な契約がなされてしまうことを防止するため、複数の者からの見積書の徴収が不要とされている少額な場合について明確な金額基準を定めるべきである。

### （ 7 ）未収金について

#### 未収金の現状

シルバー人材センターの未収金は主に事業収益の受取配分金等であるが、会費が未納となっているものも含まれている。未収金の処理について、平成 24 年度に発生した未収金 4 件（81,380 円）など、個人事業主からの受注も多いため倒産等により未収金が滞留してしまうことがあるが、平成 24 年度に発生した未収金 4 件（81,380 円）など、長期滞留しているものが会計上未収金残高として残っている。これらについては今後も回収は困難であると考えられるとのことであるが、会計上何ら手当てされていない。

#### 【過年度発生未収金の発生年度別残高（平成 28 年 9 月 27 日現在）】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数	4 件	3 件	9 件
未収金残高	81,380 円	191,835 円	470,748 円

（出所：シルバー人材センター「未収金一覧表」より監査人が集計）

また、平成 26 年度の契約額入力誤りによりシステム上発生した未収金（1 件、28,776 円）が、現在も計上されたままとされている。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 未収金の管理について(団体)(意見46)

未収金の適切な管理のため、債権管理規程などで、3年など一定期間が経過した未収金について引当や取崩等の会計上の取扱を定め、当該規程に従い会計処理を行うことが望まれる。

また、過年度の処理誤りによる資産性のない未収金については取崩す必要がある。

## (8) 財務諸表について

### 財務諸表の現状

退職給付引当金について、財務諸表の重要な会計方針の注記では要支給額(退職金共済給付額控除後)を計上することとされている。しかしながら、シルバー人材センターは要支給額の多寡に関わらず平成24年度より毎年度2,000千円の退職給付引当金の積み増しを行っており、平成27年度決算においては要支給額(退職金共済給付額控除後)30,407千円に対して、退職給付引当金は8,000千円しか計上されていない。

また、正味財産増減計算書内訳表においてシルバー人材センターは、受取事務費について法人会計の収支がゼロとなるように法人会計への按分割合を調整している。そのため、事業の実施状況の実態に大きな変化が無いにも関わらず受取事務費の法人会計への按分割合が公益認定時30.9%であったのに対して、平成27年度は21.5%と大きく減少している。

## 監査の結果

### i. 退職給付引当金の計上不足について(団体)(結果11)

財務諸表の注記に記載している退職給付引当金の計上方法に従い、要支給額(退職金共済給付額控除後)を退職給付引当金として計上すべきである。

## 意見

### i. 正味財産増減計算書内訳表における受取事務費の按分計算について(団体)(意見47)

受取事務費規程や財務規程等において受取事務費の法人会計への合理的な按分割合を定め、これに従い按分計算を行うことを検討されたい。

## ( 9 ) 資産の管理について

### 資産の管理の現状

現金の管理については、担当者が毎日検数し、月末に試算表と照合しているが、試算表との照合証跡は残されておらず、また月末も含めて他者による確認も実施されていない。

預金の管理については、担当者が毎月残高証明書、通帳及び試算表との照合を行っているが、試算表との照合証跡は残されておらず、他者による確認も実施されていない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 現金及び預金の管理について(団体)(意見 48)

現金及び預金の適切な管理を徹底するため、月末は上席者による検数や残高証明書又は通帳との照合を行ったうえで試算表との照合証跡、押印等を残すことが望まれる。

## No. 6 八尾モール株式会社

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日	所管部署
八尾モール株式会社	昭和 49 年 8 月 12 日	経済環境部 産業政策課
所在地	大阪府八尾市北本町二丁目 2 番 ペントモール八尾 番街	
設立目的	1. 近鉄大阪線高架下(現久宝寺口第 1 号踏切より現八尾第 1 号踏切までの間)及び旧駅跡地の店舗並びに関連用地の建設、管理、運営及び賃貸借並びに経営に関する業務。 2. 自動車及び自転車の駐車場施設の経営及び賃貸並びに管理運営に関する業務及びそれに付帯関連する業務 3. 資金の融資、斡旋及び返済に関する業務。 4. 輸入雑貨、家庭雑貨、日用雑貨、装飾品、装身具、菓子類、文具、玩具、食品等の販売及び損害保険の代理店業務。 5. その他前各号に付帯する一切の業務。	
事業内容 (平成 27 年度)	近鉄大阪線八尾駅高架下店舗 66 店舗の管理、賃貸事業を主として行い、近鉄大阪線八尾駅高架下周辺地域における商業集積の活性化に努めている。	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	10,000 千円	5,000 千円(50%)

八尾モールは、近鉄八尾駅高架下の周辺地域における商業集積地の活性化、また、主に近鉄大阪線高架下及び旧駅跡地の店舗並びに関連用地の建設、管理、運営及び賃貸借並びに経営に関する業務を行う目的で、昭和 49 年 8 月に設立された。現在は近鉄大阪線高架下及び旧駅跡地の店舗の賃貸借が主業務となっている。

当初は(財)八尾市開発協会が株式を取得していたが、同協会が解散したため、近鉄八尾駅周辺のみならず、市内の商店街活性化及び商業活性化への寄与など、市域の商業振興の推進にも影響があり、公共的な性格を持つことが必要という認識から、平成 16 年 8 月に市が株式を引き受けている。

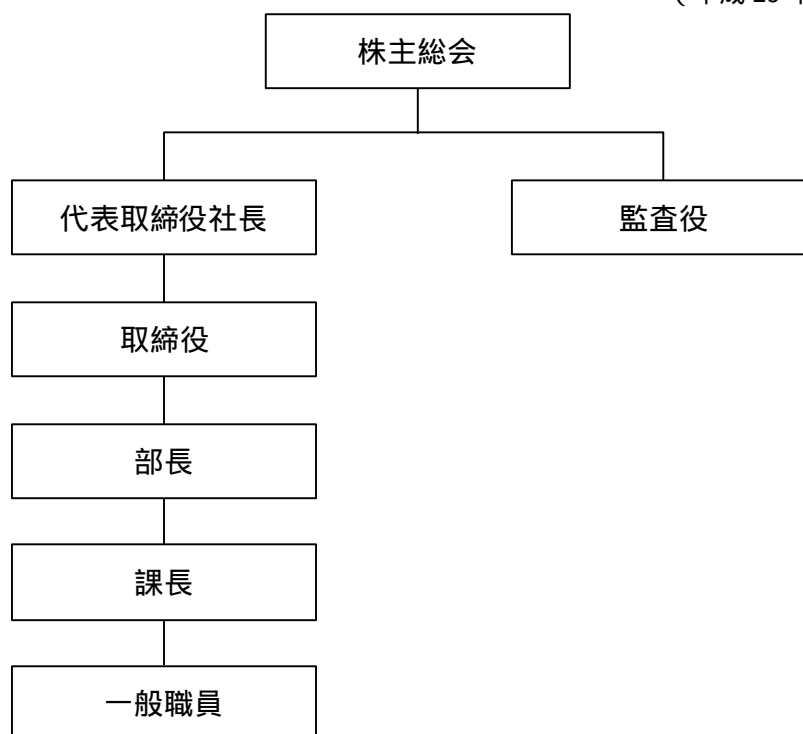
( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年 9 月期決算報告書より )

賃貸事業

主に近鉄大阪線高架下及び旧駅跡地の店舗 ( 店舗総数 66 店舗 ) の賃貸借を行っている。賃料収益は固定賃料が主であるが、一部の店舗は売上高に応じた歩合賃料となっている。また、賃料のほかに共益費分担及び運営費分担を店舗より収受している。

( 3 ) 組織図 ( 八尾モール作成資料より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	284,040	404,554	334,296
普通預金	91,278	115,523	195,934
定期預金	170,000	270,025	120,034
その他	22,762	19,006	18,327
固定資産	562,433	450,886	439,936
建物	61,427	56,354	51,590
土地	158,968	158,968	158,968



貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
差入保証金	85,054	85,054	85,054
国債	200,910	100,340	100,018
その他	56,074	50,170	44,306
資産の部合計	846,473	855,441	774,232
流動負債	53,288	56,504	58,478
前受金	12,106	15,232	16,185
修繕引当金	38,200	38,200	38,200
その他	2,981	3,071	4,092
固定負債	361,168	367,686	270,954
長期借入金	95,393	95,393	-
退職給付引当金	64,567	45,807	46,503
環境整備引当金	40,000	40,000	40,000
預り保証金	161,209	186,486	184,451
負債の部合計	414,456	424,189	329,432
株主資本	432,017	431,251	444,800
資本金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	422,017	421,251	434,800
純資産の部合計	432,017	431,251	444,800
負債・純資産合計	846,473	855,441	774,232

会社は 9 月末決算。

八尾モールは入居者から平成 27 年度末時点で 184,451 千円の保証金を預っている一方で、近鉄大阪線高架下用地の貸主に対して 85,054 千円の差入保証金を支払っている。また、平成 27 年度に、長期借入金として計上されていた建築分担金（高架下商店街の建設に当たり入居者より預かったもの）を全額返却している。

#### 運営状況（損益計算書より）

（単位：千円）

損益計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
売上高	260,373	225,466	252,590
固定賃料収益	217,575	187,626	217,706
共益費分担収益	20,568	20,267	17,917
その他	22,229	17,573	16,967
売上総利益	260,373	225,466	252,590
販売費一般管理費	257,414	258,959	244,561
給与手当	30,071	28,657	27,920
共同管理費	25,706	24,765	25,739
支払賃料	148,351	142,155	154,570
その他	53,286	63,382	36,333
営業利益	2,959	33,493	8,029

損益計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
営業外収益	6,315	15,647	5,795
受取利息	2,156	1,213	679
雑収入	3,809	14,084	4,766
その他	350	350	350
經常利益	9,274	17,846	13,824
特別利益	-	19,455	-
退職給与取崩益	-	19,455	-
特別損失	-	-	9
固定資産除却損	-	-	9
法人税・住民税及び事業税	2,165	375	266
当期純利益	7,109	1,234	13,549

会社は 9 月末決算。

平成 26 年度が經常赤字となっているが、これは 19,455 千円の退職金の支払（販売費一般管理費に計上）が発生していることによる。八尾モールは退職金の支払にあたり退職給付引当金を同額取崩し、特別利益に取崩益を計上している。

#### （ 5 ） 役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	-
	市OB	-	-	-
	その他	4	3	3
	役員計	4	3	3
役員に係る人件費総額		14,004	4,202	-
役員に係る退職金支払額		-	1,868	-

平成 25 年度 11 月までは役員報酬が支給されていたが、平成 25 年 12 月より株主総会の決議により無報酬となっている。また、平成 26 年度に役員が 1 名退職しており、その補充はされていない。

職員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市OB	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	4	4	4
	その他非常勤職員	-	-	-
	職員計	4	4	4
職員に係る人件費総額		36,318	51,281	33,483
職員に係る退職金支払額		-	17,587	-
人件費合計（役員＋職員）		50,322	55,483	33,483

平成 26 年度は退職者が 1 名おり、退職金支払額が発生している。

（ 6 ）市との取引関係（外郭団体調査シートより）

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
その他事業	-	-	-
補助金計	-	-	-
委託料（指定管理料除く）			
その他事業	-	-	-
委託料計	-	-	-
指定管理料			
その他業務	-	-	-
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	-	-	-
総収入に占める割合	0.00%	0.00%	0.00%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

市との取引は一切行っておらず、資本関係があるのみである。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 空き店舗解消のための取組について	空き店舗解消のための取組について(団体 / 所管課)	意見 49
(2) 中期計画について	中期計画の策定について(団体)	意見 50
(3) 事業計画書及び決算報告書について	事業計画書及び決算報告書の記載の充実について(団体)	意見 51
<b>【団体のガバナンスに関するもの】</b>		
(4) 役員報酬について	役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について(団体)	結果 12
	役員報酬の支払について(団体)	意見 52
(5) 決算公告について	決算公告の未実施について(団体)	結果 13
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(6) 市によるモニタリングについて	事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について(所管課)	意見 53
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(7) 業務マニュアル及び職務分掌について	業務マニュアル及び職務分掌の作成について(団体)	意見 54
(8) 財務諸表について	引当金の計上要否の見直しについて(団体)	結果 14
	駐輪場の賃貸業務にかかる収入の表示区分について(団体)	意見 55
	退職給付引当金の取崩の処理について(団体)	意見 56
	注記及び附属明細書について(団体)	意見 57

#### (1) 空き店舗解消のための取組について

##### 空き店舗の解消のための取組の現状

八尾モールでは、不動産会社に登録し、これを通じて空き店舗利用者の募集を行っている。しかし、八尾モール独自の空き店舗解消のための取組としては、店舗募集の張り紙を貼っている程度であり、ホームページの作成及びその中での店舗募集などはされていない。

また、結果として継続的に一定程度の空き店舗が発生している。

【平成 27 年度のテナントの変動状況】

区 分	店舗総数	期首 テナント数	入店	退店	期末 テナント数	空店舗数
1・2 番街	17	16	2	3	15	2
3 番街	19	17	2	2	17	2
ペントプラザ	12	10	0	0	10	2
5 番街	18	15	0	0	15	3
合 計	66	58	4	5	57	9

(出所：八尾モール「第 42 期予算及び事業計画書」)

【期末における店舗総数と空店舗数の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
店舗総数	65	65	66	66
うち、空店舗数	6	11	8	9

(出所：八尾モール作成資料を基に監査人が加工)

監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

意見

i. 空き店舗解消のための取組について(団体/所管課)(意見 49)

賃貸事業は八尾モールの根幹をなす事業であり、団体経営はその空き店舗割合の多寡に影響を受ける部分大きい。

そのため、八尾モールが将来にわたり安定的な経営を継続していくためには、ホームページの作成及びその中での店舗募集や、近鉄八尾駅高架下商店街「ペントモール八尾」や市のホームページとの連携など会社独自としての空き店舗解消のための取組を検討することが望まれる。また、営業を専門に担当する職員の確保など、空き店舗解消のための人的な対策についても検討されたい。

## ( 2 ) 中期計画について

### 中期計画の現状

八尾モールでは、主な収入である賃料収入は安定しており、過去の傾向から状況把握はできているとの判断に基づき、現在中期計画を策定していない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 中期計画の策定について(団体)(意見 50)

中期計画は八尾モールの中期的な運営の指針となるものであり、計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。

八尾モールにおいても、今後中長期的に必要な人材を確保することや、平成 27 年度決算において売上高 252,592 千円に対して預金 315,968 千円、国債 100,018 千円と多額に保有している資金等の活用方針を検討することで、安定的な事業の継続を実現するために、都市計画マスタープラン等の市街地活性化に関する施策と連携した中期計画を策定し、事業運営することが望まれる。

特に資金等について八尾モールは、東南海地震の発生など不測の事態に備えて資金の準備は必要であると考えているとのことであるが、その活用方針を中期計画で明示することは、株主やテナント(賃借者)などの利害関係者への説明責任を果たすためにも有用であると考えます。

## ( 3 ) 事業計画書及び決算報告書について

### 事業計画書及び決算報告書の記載の現状

事業計画書における「事業計画」は、前期における事業の状況及び空き店舗の減少に努める旨が記載されているのみであり、実施を計画している事業の内容や空き店舗の減少数等の目標指標などは記載されていない。

また、決算報告書においては財務諸表等のほかに「営業の概要」として、前年度と比較した売上高や営業利益、経常利益などの主要な財務状況の変動及びその要因を文章で記載しているのみである。

## 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 事業計画書及び決算報告書の記載の充実について（団体）（意見 51）

株主等の利害関係者に団体経営の計画及び実施状況を開示し、その理解を促進するという事業計画書及び決算報告書の趣旨に鑑みると、今まで以上の記載の充実を図る必要がある。

具体的には事業計画書においては、当該年度における具体的な事業の実施計画や、空き店舗の減少数等の目標値を明確にするなど、その記載を充実させることを検討されたい。

また、公開会社が「会社法施行規則」により事業報告への記載を要求される事項等を参考に、主要な事業内容、直前3事業年度の財産及び損益の状況、株式会社の株式に関する状況及び役員に関する事項などを記載することで決算報告書における記載を充実させることを検討されたい。

さらに、事業計画書における計画の実施状況を明確にするため、決算報告書においては、事業計画書における計画値と対比して記載することを検討されたい。

## （4）役員報酬について

### 役員報酬の現状

定款では取締役の報酬は株主総会で定めるものとされているにも関わらず、平成26年9月期における役員退職金1,868千円（財務諸表では販売費一般管理費に含まれている）の支払について、株主総会での支給の決議がされていなかった。

また、八尾モールでは経営の先行きが不透明である現状に鑑み、経営の安定を図ることで市の商業の活性化という法人の設立目的を実現するため、平成25年12月の株主総会における決議をもって、平成25年12月より取締役及び監査役の報酬を無報酬としている。

## 監査の結果

### i. 役員退職金の支払にかかる株主総会決議の未承認について（団体）（結果 12）

役員退職金についても、職務執行の対価であると考えられるため、その支払については通常の役員報酬と同様に「会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）」第 361 条の規定に従い株主総会で決議すべきものであった。

## 意見

### i. 役員報酬の支払について（団体）（意見 52）

経営の先行きが不透明であるとはいえ、現状として八尾モールは豊富な利益剰余金を保有している。また、取締役及び監査役の責任を勘案すると適切な役員報酬の支給が十分な能力を有する人材の確保やこのことを通じた安定的な法人経営の実現につながると考える。したがって、法人ガバナンスの観点から業務に見合った適切な役員報酬の支払を検討することが望まれる。

## （ 5 ）決算公告について

### 決算公告の現状

八尾モールの定款では日本経済新聞において公告する旨定められているが、八尾モールは日本経済新聞において決算公告を実施したことはない。なお現状として、八尾モールはホームページを作成しておらず、財務諸表等については市のホームページで公開されている。

なお、決算公告に関する特例として財務諸表等が掲載されるウェブページを登記していれば、定款において決算公告方法を官報としていた場合でも定款の変更はあえて必要はない（会社法第 440 条 3 項、第 911 条第 3 項第 26 号、会社法施行規則第 220 条第 1 条第 1 号参照）。なお、八尾モールは貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していない。

## 監査の結果

### i. 決算公告の未実施について（団体）（結果 13）

八尾モールは日本経済新聞による決算公告は実施せず、自社のウェブページも作成していない。定款に基づき日本経済新聞による決算公告をすべきである。また、



新聞に掲載するコストを考慮し、自社のウェブページを作成し、決算内容を公開したうえで、電磁的公告を行う旨定款変更することも可能である。あるいは、定款を変更せず、自社のウェブページを作成し、決算内容を公開したうえで、当該ウェブページを登記することも検討されたい。

#### 意見

特に記載すべき事項は無い。

### (6) 市によるモニタリングについて

#### 事業の実施状況のモニタリングの現状

所管課は、市議会の定例会（3月・6月・9月・12月）に合わせて、八尾モールと定期的に協議を行い、市の施策等についての情報提供を行うとともに、八尾モールからテナント空室率等の報告を受け、事業の実施状況を確認している。また、定期的な協議に加え、適宜、情報の交換を行っている。

しかしながら、その協議の記録を文書で残していない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）（意見53）

八尾モールとの打ち合わせの内容について、適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などの文書として記録を残し、上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。

### (7) 業務マニュアル及び職務分掌について

#### 業務マニュアル及び職務分掌の現状

八尾モールの職員は長期勤続者が多いことから、業務マニュアル及び職務分掌は作成されていない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 業務マニュアル及び職務分掌の作成について(団体)(意見 54)

現在は長期勤続者が多いため、業務に支障はないとのことである。しかし、職員が少人数であるにも関わらず複数の業務を実施していることから、標準的な業務実施状況を確認するため、また、今後新たな職員の採用や人事異動を行った際にも適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアル及び職務分掌の作成を検討すべきである。

特に、会社経営にあたって重要となる延滞先の未収金管理については、滞納した場合の督促手続きなどの債権管理に関する業務マニュアルを作成することを検討された。

## (8) 財務諸表について

### 財務諸表の現状

駐輪場の賃貸業務は定款において八尾モールの目的として実施する業務とされているにも関わらず、賃貸収入は財務諸表上に営業外収益(雑収入)として計上している。なお、駐輪場の賃貸収入は毎月 215 千円程度発生している。

退職給付引当金については、平成 26 年度における退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩が特別利益とされていた。

また、修繕引当金 38,200 千円や環境整備引当金 40,000 千円が貸借対照表に計上されているが、その計上基準が明確でなく、「中小企業の会計に関する基本要領」に定められた引当金の計上要件を満たしていない引当金が計上されている一方で、給与規定において 6 月から 11 月末にかかる賞与が 12 月に支給されると定められているにも関わらず、平成 27 年 9 月決算では、平成 27 年 12 月の賞与支払見積額のうち当年度(6 月から 9 月)に対応する部分を引当金計上していなかった。

さらに、八尾モールの平成 27 年度財務諸表の注記では、「中小企業の会計に関する基本要領」で記載することとされている注記のうち次のものが記載されていない。

- ・重要な会計方針のうち引当金の計上基準

- ・減価償却累計額の金額
- ・株主資本等変動計算書に関する注記

八尾モールは貸借対照表において、償却対象資産（建物等）から減価償却累計額を直接減額しているため減価償却累計額の金額の注記が必要となる。また、財務諸表の附属明細書が作成されていない。

#### 監査の結果

##### i. 引当金の計上要否の見直しについて（団体）（結果 14）

修繕引当金や環境整備引当金といった計上要件を満たさない引当金については計上すべきではない。

また、賞与引当金については、「翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上する」とする「中小企業の会計に関する基本要領」に従い、翌年度の賞与支払見積額のうち当年度に対応する部分について、賞与引当金を計上すべきである。なお、平成 27 年 12 月の賞与支給額は 4,167 千円（6 か月相当分）であったため、その 4 か月相当分約 2,778 千円の賞与引当金を計上すべきであったと考えられる。

#### 意見

##### i. 駐輪場の賃貸業務にかかる収入の表示区分について（団体）（意見 55）

定款において八尾モールの目的として実施する業務とされている状況に鑑み、駐輪場の賃貸業務にかかる収入は、財務諸表上で営業外収益ではなく売上高として表示することを検討されたい。

##### ii. 退職給付引当金の取崩の処理について（団体）（意見 56）

退職給付引当金が将来の退職金の支払に備えて每期費用処理しておく趣旨の引当金であることを鑑みると、退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩は過年度に費用処理済みの部分として、退職金の支払時に計上された販売費及び一般管理費の退職給与費と相殺して表示すべきものであった。今後退職金の支払に伴う退職給付引当金の取崩が発生した場合は適切な財務諸表の表示を実施されたい。

iii. 注記及び附属明細書について(団体)(意見57)

注記や附属明細書は、財務諸表の利用者にとって財務諸表に関する有用な詳細情報を示すものであるため、「中小企業の会計に関する基本要領」で記載・作成することとされている。八尾モールは引当金の計上基準、減価償却累計額の金額及び株主資本等変動計算書に関する注記(決算期末における発行済株式数や配当金額等)について、適切に注記するとともに、附属明細書についても作成し、決算書に添付する必要がある。

注記や附属明細書の具体的な記載方法については、「中小企業の会計に関する基本要領」における様式集を参考にされたい。

## No. 7 一般社団法人八尾市観光協会

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日	所管部署
一般社団法人八尾市観光協会	平成 25 年 11 月 1 日	経済環境部 産業政策課
所在地	大阪府八尾市北本町二丁目 1 番 ペントプラザ 20 号	
設立目的	八尾市及びその周辺地域の観光に関する事業を、市民、事業者、団体、行政が協働して推進し、様々な観光資源を活用して、訪れる人にも住むひとにも魅力あるまちであることを発信し、賑わいと交流を創造する。その活動を通じて産業の活性化につながる地域文化の振興等、活力あるまちの形成をめざし、市民生活の向上に寄与することを目的とする。	
事業内容 (平成 27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光に関する宣伝及び観光案内事業(ホームページ・フェイスブック・協会発行季刊誌の発行等による情報発信)</li> <li>・観光に関するイベント企画・運営事業(まち歩きやイベント開催を中心とした「八尾探」事業等)</li> <li>・観光案内所の管理運営事業</li> <li>・市内観光情報の調査、研究、資料収集等の事業</li> <li>・観光関係団体との連携及び観光を通じての行政への協力</li> </ul>	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	2,681 千円	-

観光協会は、平成 25 年 11 月 1 日に市及びその周辺地域の観光に関する事業を、市民、事業者、団体、行政が協働して推進し、様々な地域資源を活用して、訪れる人にも住む人にも魅力あるまちであることを発信し、賑わいと交流を創造するため、市と八尾商工会議所を設立時社員として設立された。観光に関する季刊誌の発行やイベントの実施等の観光事業を実施している。

## ( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書より )

### 観光に関する宣伝及び観光案内

観光協会は来訪者の増加と利便性の向上に資するため、団体のホームページ・フェイスブックや紙媒体により市内観光に役立つ情報を市内外に発信するなど、観光PRを実施している。

また、市の歴史・文化や自然などをさまざまな角度からトータル的に紹介することによる来訪者の誘致や市の認知度アップを目的とした、季刊誌「Y a o m a n i a」の作成、観光協会オリジナルマップの作成により市内観光資源の紹介・PRを実施している。

### 観光に関するイベントの開催

市内特定非営利活動法人、事業者等と連携し、「八尾探（やおたん）」まち歩きツアー、「八尾探」イベントといった観光に関するイベントを企画、実施している。また八尾コレクション事業として八尾商工会議所と共催で八尾ブランド品を選定する事業を実施しており、平成 27 年度はこれまでに開催した八尾コレクションの入賞事業者の商品販売促進事業の実施及び紹介冊子の作成をしている。

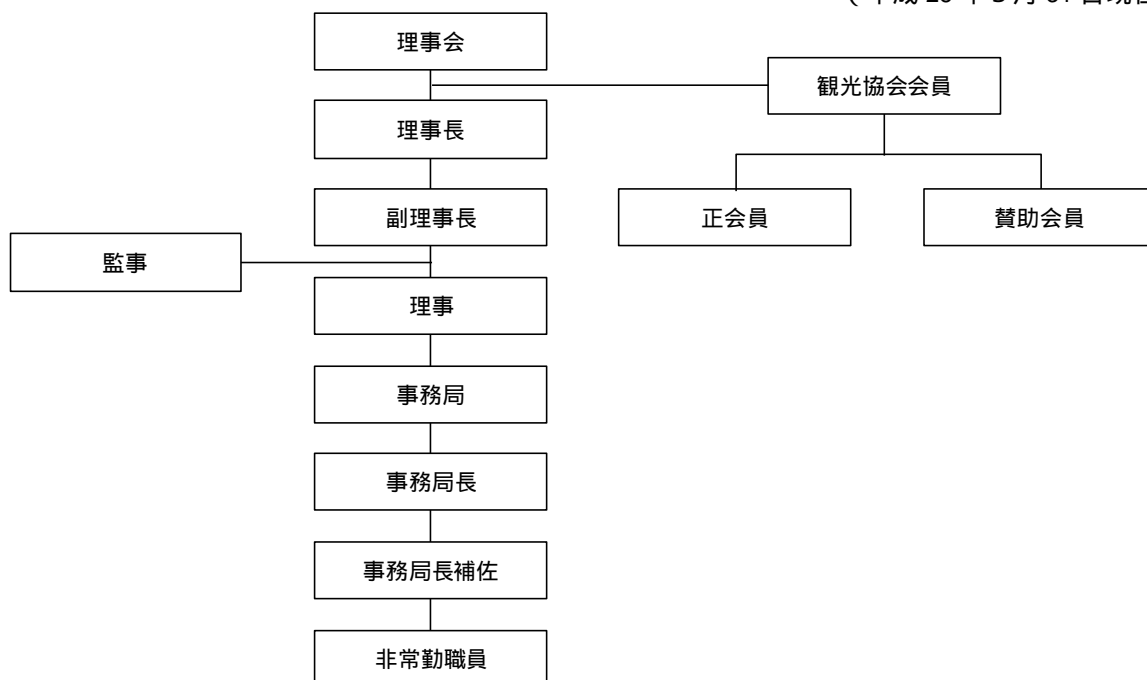
### 観光関係施設の管理運営

市観光案内所において、来訪者へ観光案内、問合せ・相談への対応、ガイドマップや観光情報の提供を行い、来訪者の利便の向上を図っている。

また、観光案内所では八尾のPRを目的とした団体オリジナルポストカードや年賀状の販売、「やおのオハコ」や書籍の委託販売を実施している。

( 3 ) 組織図 ( 観光協会作成資料より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	3,158	8,585
現金及び預金	2,908	4,586
未収入金	250	4,000
固定資産	-	-
資産の部合計	3,158	8,585
流動負債	1,439	5,904
未払金	1,192	5,664
その他	248	240
固定負債	-	-
負債の部合計	1,439	5,904
株主資本	1,718	2,681
利益剰余金	1,718	2,681
純資産の部合計	1,718	2,681
負債・純資産合計	3,158	8,585

平成 27 年度は市からの受託事業にかかる委託料が期末時点で未収、対応する事業費も未払となっている。平成 25 年度は設立初年度で収支決算報告書のみ作成している。

運営状況（損益計算書より）

（単位：千円）

損益計算書	平成 26 年度	平成 27 年度
売上高	36,429	36,156
市事業受託金収入	-	3,996
市補助金収入	34,712	30,716
その他	1,717	1,444
売上原価	17,490	16,481
八尾探事業費	-	3,996
観光協会グラフ誌事業	-	9,982
魅力満載グラフ誌事業	9,994	-
大阪の陣 400 年祭	2,422	-
広域情報誌作成	3,000	-
その他	2,074	2,503
売上総利益	18,939	19,675
販売費一般管理費	17,224	18,667
営業利益	1,715	1,008
営業外収益	3	24
受取利息	-	3
雑収入	3	22
経常利益	1,718	1,033
法人税・住民税及び事業税	-	70
当期純利益	1,718	963

売上高の 9 割以上が市からの補助金収入及び受託金収入である。平成 26 年度も平成 27 年度と同様に市事業受託金収入 4,080 千円が発生していたが、市補助金収入に含まれている。平成 25 年度は設立初年度であり収支決算報告書のみ作成している。

（ 5 ） 役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	1	1	1
	市OB	-	-	-
	その他	8	8	8
	役員計	9	9	9
役員に係る人件費総額		-	-	-
役員に係る退職金支払額		-	-	-

役員は非常勤のみであり、無報酬とされている。また、市職員 1 名は理事である。



職員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市OB	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	1	2	2
	その他非常勤職員	2	2	2
	職員計	3	4	4
職員に係る人件費総額		2,585	14,767	16,085
職員に係る退職金支払額		-	-	-
人件費合計（役員＋職員）		2,585	14,767	16,085

平成 25 年度は期中に観光協会が設立されたため、人件費が他年度と比べ小さくなっている。

（6）市との取引関係（外郭団体調査シートより）

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
協会グラフ誌製作事業費	1,591	9,994	9,982
一般管理費	7,304	17,222	18,595
その他事業	944	3,416	2,139
補助金計	9,839	30,632	30,716
委託料（指定管理料除く）			
八尾コレクション事業費	1,386	1,080	-
八尾探事業費	-	-	3,996
その他事業	-	3,000	-
委託料計	1,386	4,080	3,996
指定管理料			
その他事業	-	-	-
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	11,225	34,712	34,712
総収入に占める割合	100.00%	95.29%	96.01%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

平成 27 年度は市から、「一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱」に基づき協会季刊誌「Yaomania」製作事業費 9,982 千円を事業費補助金として交付されているほか、観光協会職員の人件費等の管理経費を補助対象経費として補助割合 100% で一般管理費補助金 18,595 千円の交付を受けている。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 独自事業の実施について	魅力的な独自事業の実施について(団体)	意見 58
(2) 中期計画について	中期計画の策定について(団体)	意見 59
(3) 事業報告書について	事業報告書の観光案内所来訪者数の記載について(団体)	意見 60
<b>【団体のガバナンスに関するもの】</b>		
(4) 理事会について	理事会の開催不足について(団体)	結果 15
	理事会の議事録の署名漏れについて(団体)	結果 16
(5) 事業計画書等について	事業計画書及び収支予算書の社員総会での報告について(団体)	意見 61
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(6) 補助金について	補助対象経費の明確化と補助金の見直しについて(所管課)	意見 62
(7) 市によるモニタリングについて	団体との定期的な情報共有について(所管課)	意見 63
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(8) 業務マニュアルについて	業務マニュアルの作成について(団体)	意見 64
(9) 銀行印の管理について	銀行印の管理の見直しについて(団体)	結果 17
(10) 委託契約について	委託契約の契約先事業者の選定について(団体)	意見 65
(11) 資産管理について	現金の管理について(団体)	意見 66
	預貯金の残高管理について(団体)	意見 67
	グッズの残数管理について(団体)	意見 68
(12) 財務諸表について	賞与引当金の計上について(団体)	意見 69
	貸借対照表の表示について(団体)	意見 70
(13) ホームページの更新について	ホームページにおける会員一覧の更新について(団体)	意見 71

### (1) 独自事業の実施について

#### 独自事業の実施の現状

観光協会は平成 25 年度に、従来市の観光施策として実施していた市の文化遺産等の観光資源の発信をより効果的に実施することを目的として市から独立した法人として設立された。

このような経緯に鑑みると、従来市で実施していた観光施策にとらわれることなく法人独自の事業を実施し、市の観光資源を市内外へ向けて効果的に発信していく必要がある。

しかしながら、季刊誌「Yaomania」、SNSでの情報発信等は定着してきたものの、八尾探事業の一企画である枝豆の掘り取りや着付け教室等は参加者が少なく、魅力的な独自の事業を十分に実施できているとは言い難い状況である。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 魅力的な独自事業の実施について（団体）（意見 58）

市内の事業者が保有しているものも含め、市内の土地や自然といった観光資源（文化遺産等）を活かした法人独自のイベントの実施を、これまで以上に積極的に検討していくことが望まれる。検討のためには会員や市民へのアンケート等を実施し、イベントのニーズやアイデアを募集することが考えられる。

また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光PRに関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。

#### （２）中期計画について

##### 中期計画の現状

観光協会では、現在中期計画が策定されていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 中期計画の策定について（団体）（意見 59）

中期計画は観光協会の中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。

観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。

また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。

### ( 3 ) 事業報告書について

#### 事業報告書の現状

観光協会は事業報告書の観光案内所来訪者数について、前年度比率だけ記載しており、実際の来訪者数は記載していない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 事業報告書の観光案内所来訪者数の記載について(団体)(意見 60)

事業報告書においては、観光協会の事業の実施状況についてより有用な情報提供を行うため、前年度比率だけでなく実際の来訪者数も記載すべきである。

### ( 4 ) 理事会について

#### 理事会の実施状況等の現状

定款では理事会を3ヶ月に1回以上開催することとされているが、平成25年度は年に1回、平成26年度、平成27年度は年に2回の実施となっており、3ヶ月に1回以上の開催がされていない。

また、定款では理事会議事録に出席した理事長及び副理事長が署名又は記名押印することとされているが、全ての理事会議事録において必要な署名又は記名押印がなされていない。

#### 監査の結果

##### i. 理事会の開催不足について（団体）（結果 15）

理事会は定款の定めに従い3ヶ月に1回以上開催する必要がある。3ヶ月に1回以上の開催が現実的に困難である場合は、法令の範囲内で定款の定めの変更を検討する必要がある。

##### ii. 理事会の議事録の署名漏れについて（団体）（結果 16）

理事会議事録の作成にあたり、定款の定めに従い出席した理事長及び副理事長は署名又は記名押印する必要がある。

#### 意見

特に記載すべき事項は無い。

#### （5）事業計画書等について

##### 事業計画書及び収支予算書の現状

事業計画書及び収支予算書は、定款では理事会による承認事項であり社員総会での決議は不要とされているため、社員総会での報告はされていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 事業計画書及び収支予算書の社員総会での報告について（団体）（意見 61）

定款等で義務付けられていないとはいえ、観光協会の最高意思決定機関である社員総会に対して実施を計画している事業の内容等の共有するため、事業計画書及び収支予算書について理事会承認後の直近の社員総会で報告・説明すべきである。

#### （6）補助金について

##### 補助金の現状

市は観光協会へ、「一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱」に基づき（1）協

会職員の人件費、(2)事業費、(3)その他市長が必要と認めた経費を補助対象経費として補助割合 100%で補助金を交付している。これは、観光協会が平成 25 年 11 月設立と設立してから日が浅く自己収入が少ないことから、当面は独立した事業運営が困難であるためであるとのことである。

当該補助金の交付要綱においては、補助対象経費の範囲が事業費及び運営費ごとに明確にされておらず、また、自己収入である会費を補助対象経費額より控除していない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 補助対象経費の明確化と補助金の見直しについて(所管課)(意見 62)

今後の補助金のあり方を検討するために、交付要綱において事業費及び運営費ごとに補助対象経費の範囲を明確にすることが必要である。これは事業費及び運営費ごとに必要な補助を行うとともに、将来的に会員数の増加や自主事業の増加による観光協会経営の安定化に伴い運営費の補助割合を見直すことで、自立的な経営を促すためである。

また、現状として毎年度観光協会では自己収入である会費による収入分程度の利益剰余金が増加している。

#### 【会費収入と利益剰余金の推移】

	会費収入	当期純利益	利益剰余金
平成 26 年度	897,000 円	1,718,079 円	1,718,373 円
平成 27 年度	943,000 円	962,511 円	2,680,884 円

(出所：観光協会「平成 26・27 年度財務諸表」)

このように利益剰余金が増加している状況で、人件費等の運営費について補助割合 100%で補助金を交付し続けることは疑問である。自己収入である会費相当額を補助対象経費額より控除して交付額を算定することを検討されたい。

## (7) 市によるモニタリングについて

### 事業の実施状況のモニタリングの現状

所管課は、平成 27 年度まで観光協会の発起人である八尾商工会議所、観光協会との三者による定期的な打ち合わせを月 1 回程度実施し、事業の実施状況についても確認していたが、平成 28 年度はこのような三者による打ち合わせは実施していない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 団体との定期的な情報共有について(所管課)(意見 63)

適時に観光協会の運営状況に関する情報を共有し、事業の実施状況等を把握するとともに課題や問題等が生じた場合の迅速な対応を可能とするため、月 1 回程度の三者間の定期的な打ち合わせを継続的に実施していくことが望まれる。定期的な打ち合わせにおいて情報共有や課題等への対策を検討することで、三者間で連携して八尾市の観光施策を効果的に推進することが可能になると考えられる。

また、その中で少なくとも半年に 1 回程度は、収支状況や事業計画の進捗状況を確認することが望まれる。

## (8) 業務マニュアルについて

### 業務マニュアルの現状

観光協会は、少人数の法人であり事務局長がほとんどすべての業務を掌握できているとのことであり、現在業務マニュアルは作成されていない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 業務マニュアルの作成について(団体)(意見 64)

現在は少人数の法人であり事務局長がほとんどすべての業務を掌握できているため、

業務に支障はないとのことである。しかし、今後職員を増員した場合や、新たな職員へ業務を移行した際に適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアルの作成を検討すべきである。

特に、会員対応など重要な業務から優先順位をつけて、実際に実施している業務をマニュアルとして、体系的にとりまとめていくことを検討されたい。

#### (9) 銀行印の管理について

##### 銀行印の管理の現状

現在、観光協会の銀行印を観光協会の発起人である八尾商工会議所の専務が保管し、押印も行っている。

##### 監査の結果

##### i. 銀行印の管理の見直しについて(団体)(結果17)

現在の運用としているのは、観光協会の職員数が少ない中で伝票起票(事務局長が実施)と支払の職務分掌を徹底するためであるとのことである。しかしながら独立した法人である観光協会の銀行印については、自立した運営や観光協会自身によるリスク管理の実現のため、観光協会の役職員等が保管し、押印も行うべきである。

##### 意見

特に記載すべき事項は無い。

#### (10) 委託契約について

##### 委託契約の現状

市観光協会季刊誌「Yaomania」の発刊委託業務(委託料9,954千円)について、法人設立当初より継続的に随意契約で同一事業者が発注されている。

これは当該事業者が、これまで当該業務を実施してきた経験や情報網、ノウハウを活かした効果的な業務実施が可能であり、入札による事業者の選定がそぐわないという判断により、会計規則に従い随意契約しているものである。



## 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 委託契約の契約先事業者の選定について(団体)(意見 65)

これまでの経験から委託先が本事業の実施に最もふさわしい事業者であるとする判断は理解できるが、随意契約は、競争入札やプロポーザルを実施した場合と比較し委託料が高額になっているおそれがある。

そのため、大阪府の観光ネットワーク会議や他自治体との連携により、他市における同様の事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行い、委託額がそれらと比較し高額なものとなっていないか確認されたい。

また、5年程度経過した際には競争入札やプロポーザルを実施するなど、将来的に事業者の選定方法の見直しを検討されたい。

## (11) 資産管理について

### 資産管理の現状

9月28日に監査人が現金を実査し、現金出納簿と照合したところ、委託販売分との両替処理誤りにより現金出納簿の残高に対して実際の現金有高が100円不足していた。

また、預貯金については、会計規則で毎月1回預貯金の残高証明書と照合することとされているが、実際には年度末に1回実施しているのみである。

さらに、販売目的で保有しているグッズは事務所のキャビネットで保管されているが、その残数については帳簿管理されていない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 現金の管理について(団体)(意見 66)

委託販売分との両替処理等も含め、現金を移動する際は必ず複数の担当者で確認すること等により、処理誤りを防止することを検討されたい。

ii. 預貯金の残高管理について(団体)(意見 67)

会計規則に従い毎月1回の残高証明との照合を実施すべきである。残高証明の入手には手数料がかかるため、毎月の実施が現実的でないのであれば、月次の残高管理は通帳との照合にするなど、実情に合わせた会計規則に改定することも検討されたい。

iii. グッズの残数管理について(団体)(意見 68)

グッズの残数について帳簿管理したうえで、月に1回など定期的に棚卸しを行い、残数を確認することが望ましい。

(12) 財務諸表について

財務諸表の現状

賞与の支給については市の条例を準用することとされており、市の条例では支給対象期間12月から5月分について6月支払、6月から11月分について12月支払とされている。しかし、平成28年6月の賞与支払見積額のうち当年度に対応する部分(平成27年12月から平成28年3月分)について、賞与引当金が計上されていない。

また、貸借対照表の純資産の部において、観光協会は一般社団法人であり株主が存在しないにも関わらず株主資本として純資産が計上されている。

監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

意見

i. 賞与引当金の計上について(団体)(意見 69)

賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで計上することを検討されたい。

ii. 貸借対照表の表示について(団体)(意見 70)

純資産の部については、公益法人会計基準を参考として正味財産の部とした上で一般正味財産として計上するなど法人形態と整合した表示とすることを検討されたい。

### (13) ホームページの更新について

#### ホームページの更新の現状

ホームページにおける会員一覧が平成 25 年度の観光協会設立以降更新されておらず、平成 28 年 3 月 31 日現在の実際の法人会員が 54 団体であるのに対して、ホームページ上の会員一覧では 63 団体が法人会員として公表されている。また、平成 28 年 3 月 31 日現在の実際の個人会員が 27 者（公表が制限されている 7 者を除く）であるのに対して、ホームページ上の会員一覧では 29 者が個人会員として公表されている。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

ホームページにおける会員一覧の更新について（団体）（意見 71）

ホームページ上の会員一覧において会員でない者を会員として公表する、あるいは、会員である者を会員として公表しないといった状態が継続すれば、観光協会の信用や観光協会の会員数の増加に支障をきたすことになりかねない。

実際の会員登録状況に即して、ホームページ上の会員一覧を適時更新すべきである。

## No. 8 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日(公益法人移行日)		所管部署
公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	平成元年9月30日 (平成25年4月1日)		経済環境部 労働支援課
所在地	大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所内		
設立目的	八尾市内における中小企業に勤務する勤労者に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図るとともに、あわせて地域の中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
事業内容 (平成27年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付事業(祝金、死亡弔慰金、見舞金、永年在会慰労金)</li> <li>・ 貸付事業(近畿労働金庫取扱商品の個人ローン)</li> <li>・ 健康管理事業(人間ドック、脳ドック、生活習慣病、スポーツクラブほか)</li> <li>・ 文化事業(文化講座、映画、演劇)</li> </ul>		
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)	
	83,000千円	80,000千円(96.4%)	

共済センターは平成元年10月に、市内の中小企業の勤労者、事業主及び市が一体となって、勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施することにより、働きやすい職場づくりと労働力の確保と定着、生活文化の向上と中小企業の振興を図ることを目的として設立された。

この設立目的を果たすため、主に給付金事業や健康管理事業などの福利厚生事業を実施している。なお、共済センターの実施する事業は、給付事業のうち慶弔給付事業及び周年給付事業を除き、全て公益目的事業である。

## ( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書より )

### 給付金事業

給付金事業として、会員や会員家族の慶弔にあたり、規約に基づき祝い金、見舞金等の給付を行っている。

また、このほかに一定年数継続して在会している会員に対して永年在会慰労金として現金または記念品の給付を行っている。

### 健康管理事業

会員の健康増進と健康管理の向上に向け、人間ドック、脳ドックの受診や、生活習慣病予防検診に助成を行っている。また、運動を通じて健康の保持増進をはかるため、スポーツクラブの法人会員として加入し、利用券の発行や、その他施設利用補助などを行っている。

### 会員交流・イベント事業

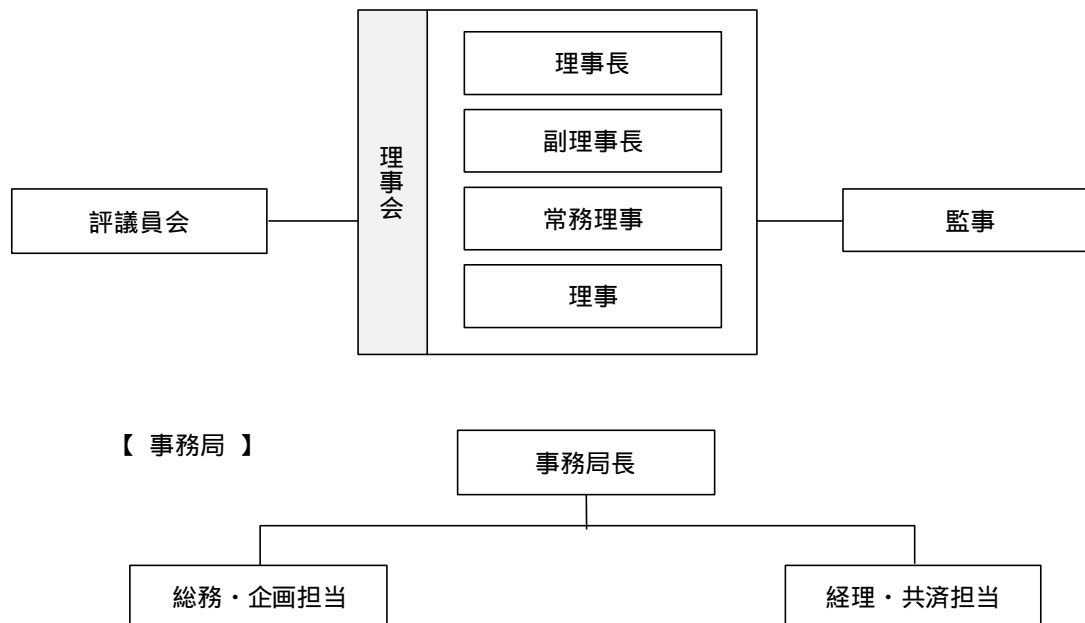
会員交流のための事業として、ランチ・ディナーバイキングや日帰りバスツアーなどを開催している。

### 文化レジャー事業

映画、観劇、野球観戦、美術等のチケットをスケールメリットを活かした価格・条件で斡旋し、会員の余暇の有効活用の支援を図っている。

( 3 ) 組織図 ( 共済センター作成資料より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	8,090	9,395	10,493
現金預金	7,732	9,102	10,248
その他	357	293	246
固定資産	114,905	115,094	115,168
投資有価証券	82,321	82,396	82,472
記念事業積立資産	5,444	5,444	5,444
永年在会慰労金積立資産	17,920	17,673	17,498
その他	9,220	9,580	9,755
資産の部合計	122,994	124,489	125,662
流動負債	1,342	1,296	1,471
未払金	1,300	1,273	1,449
その他	42	23	22
固定負債	18,970	18,909	18,734
退職給付引当金	1,050	1,236	1,236
永年在会慰労金引当金	17,920	17,673	17,498
負債の部合計	20,311	20,205	20,205
指定正味財産	83,000	83,000	83,000
寄付金	83,000	83,000	83,000
一般正味財産	19,683	21,283	22,457
一般正味財産	19,683	21,283	22,457

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
正味財産の部合計	102,683	104,283	105,457
負債及び正味財産の部合計	122,994	124,489	125,662

将来の永年在会慰労金の給付に備え、永年在会慰労金引当金を計上しており、同額を永年在会慰労金積立資産として積み立てている。

#### 運営状況（正味財産増減計算書より）

（単位：千円）

正味財産増減計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	46,954	47,026	48,166
受取会費	13,500	14,095	14,254
事業収益	4,007	4,781	4,575
受取補助金等	19,347	18,771	19,166
受取負担金	7,486	6,945	8,273
その他	2,615	2,434	1,899
経常費用	47,501	45,426	46,992
事業費	44,352	42,431	43,760
管理費	3,149	2,995	3,232
当期経常増減額	547	1,600	1,174
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	547	1,600	1,174

会員数が増加傾向にある影響で、受取会費も逡増している。また事業収益も増加しており、平成 25 年度は当期一般正味財産増減額がマイナスであったが、平成 26 年度、平成 27 年度はプラスとなっている。なお、公益目的事業会計は平成 26 年度 1,103 千円、平成 27 年度 1,041 千円であり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）」第 5 条第 6 号の公益目的事業に係る収入が実施する費用の額を超えない状況となっている。

#### （５）役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

(単位：人、千円)

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	-
	市 O B	-	-	-
	その他	9	9	9
	役員計	9	9	9
役員に係る人件費総額		320	240	256
役員に係る退職金支払額		-	-	-

役員は非常勤役員のみであり、理事会等への出席により職務遂行した際にのみ報酬が支給されている。なお、評議員は平成 28 年 3 月末で 7 名である。

職員の状況（外郭団体調査シートより）

(単位：人、千円)

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市 O B	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	2	2	2
	その他非常勤職員	1	1	1
	職員計	3	3	3
職員に係る人件費総額		10,459	10,178	10,048
職員に係る退職金支払額		-	-	-
人件費合計（役員 + 職員）		10,779	10,418	10,304

その他非常勤職員は共済センターの発起人である八尾商工会議所からの派遣職員である。

(6) 市との取引関係（外郭団体調査シートより）

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理費	19,188	18,608	18,880
補助金計	19,188	18,608	18,880
委託料（指定管理料除く）			
その他事業	-	-	-
委託料計	-	-	-
指定管理料			
その他事業	-	-	-



	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	19,188	18,608	18,880
総収入に占める割合	40.87%	39.57%	39.20%
貸付金残高			
追加出資金			
公的支援（ストック）計			

市より管理に要する経費及び事業に要する経費のうち人件費等について補助金が交付されており、平成 27 年度の決算書では管理費補助金が 10,048 千円、事業管理費補助金が 8,831 千円となっている。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 会員数の増加について	会員増加のための取組について（団体）	意見 72
(2) 事業活動の見直しについて	事業活動の見直しのためのアンケート調査の実施と活用について（団体）	意見 73
(3) 事業報告書について	事業報告書における記載の充実について（団体）	意見 74
<b>【団体のガバナンスに関するもの】</b>		
(4) 派遣職員の勤務について	八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について（団体）	結果 18
(5) 事業計画書及び収支予算書について	評議員に対する事業計画書及び収支予算書の説明について（団体）	意見 75
(6) 理事会について	理事会への事業実施状況の報告について（団体）	意見 76
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(7) 補助金について	補助金の検証を容易にするための交付要求及び実績報告の仕方について（団体 / 所管課）	意見 77
	正味財産増減計算書における補助金の区分について（団体）	意見 78
(8) 市によるモニタリングについて	団体の事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）	意見 79
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(9) 永年在会慰労引当金について	永年在会慰労引当金計上額の見積について（団体）	意見 80
(10) 特定資産について	特定資産の取扱要領の作成について（団体）	意見 81
(11) 財務諸表について	重要な会計方針の注記漏れについて（団体）	結果 19
	「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記額の見直しについて（団体）	結果 20
(12) 預金の管理について	預金の残高確認について（団体）	意見 82

## (1) 会員数の増加について

### 会員数の現状

会員事業所数(会員数)は、平成25年3月末時点で206事業所(1,614人)であったものが、平成28年3月末時点で241事業所(1,687人)と増加傾向にあるものの、八尾市内に約12,000の中小事業所が存在することに鑑みると、今後の会員増加の余地は十分にあると共済センターでは分析している。

### 【期末における会員事業所数(会員数)の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会員事業所数	206事業所	211事業所	222事業所	241事業所
会員数	1,614人	1,617人	1,669人	1,687人

(出所：共済センター「事業報告書及び決算書」)

また、現在の会員数が少ないのは知名度の低さが一つの要因であると共済センターは分析している。

しかし、共済センターの運営にあたり、重要な経営指標である会員数について、事業計画等には記載されていない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 会員増加のための取組について(団体)(意見72)

共済センターの自立的な経営の実現のためには、会員の拡大により自己収入である受取会費を増加させることが必要不可欠である。そのため、今後は八尾商工会議所と連携を強化することによる知名度の向上や、営業を担当する職員の増強等により、これまで以上に会員増加のための取組を推進していく必要がある。

福利厚生事業について、共済センター作成の他市比較資料を確認したところ、他市と比較し、会員が通常より安価に購入できる取扱チケットの種類が充実しているほか、共済センター担当者によれば健康診断の補助額という点からも補助サービスは充実し

ているとのことである。これらについて職員が情報共有することにより、共済センターの特色をアピールした営業活動に利用するなど、会員増加のための活動に当該情報を活用することを検討されたい。

さらに、会員数が共済センター経営にあたり最も重要な指標であることに鑑み、事業計画等に明記したうえで、実績報告においてその達成状況を報告されることを検討されたい。

## (2) 事業活動の見直しについて

### 事業活動の見直しのための取組の現状

共済センターは事業活動の見直しのための取組として、会員に対するアンケート調査を実施したが、これはバスツアーを実施した際に参加者に対して行っているのみであり、その他の実施事業に対するアンケート調査や、全ての会員を対象とするアンケート調査は実施していない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

- i. 事業活動の見直しのためのアンケート調査の実施と活用について(団体)(意見73)

共済センターの安定的な運営のためには、新規の会員の獲得とともに現在の会員の維持を図る必要があり、そのためには常に現在の会員のニーズを把握し、事業の見直しを進めていく必要がある。

現在の会員のニーズに合わせてサービスを向上するため、年に1回など、定期的に会員に対するアンケート調査を実施して、要望を把握し、事業活動の見直しに活用することを検討されたい。

## (3) 事業報告書について

### 事業報告書の現状

事業報告書においては実施した事業の実績件数、人数等が記載されているが、これ

らについて前年度比較は記載されていない。

また、平成 27 年度は脳ドックのみを受診した者はいないが、人間ドックとあわせて脳ドックを受診した者が 6 名いた。この 6 名については人間ドックの受診人数欄に含まれていたが、その旨が記載されていなかった。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 事業報告書における記載の充実について(団体)(意見 74)

市や会員等の利害関係者へ当年度の事業の実施状況についてより有用な情報を提供するため、事業報告書に記載している事業の実績件数、人数等のうち前年度比較ができるものについては、前年度比較で記載することを検討されたい。

また、脳ドックの利用者数については、但書で人間ドックの中には脳ドックの利用者 6 名が含まれている旨を記載する等、その利用があったことを明確にすることが望まれる。

#### (4) 派遣職員の勤務について

##### 派遣職員の勤務の現状

共済センターは八尾商工会議所からの派遣職員 1 名を継続的に受け入れており、八尾商工会議所へ年間 4,800 千円の事業負担金を支払っている。

この派遣職員にかかる任用通知書において、フルタイム(月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで)で勤務することとされているが、実際に派遣された職員は八尾商工会議所相談所長としての業務にも従事しており、実状としては共済センターの業務に専念していない。

#### 監査の結果

##### i. 八尾商工会議所からの派遣職員の勤務について(団体)(結果 18)

八尾商工会議所からの派遣職員については、八尾商工会議所等と協議を行ったうえで、任用通知書に従いフルタイムで共済センターの業務に従事させる必要がある。

また、派遣職員の受入のために平成 27 年度は年間 4,800 千円の事業負担金を支払っている現状に鑑み、八尾商工会議所との連携は維持しつつも、派遣職員による人員確保から直接雇用による人員確保への転換をすすめ、適切な法人業務の継続を実現する体制の構築を図ることも検討されたい。

#### 意見

特に記載すべき事項は無い。

### ( 5 ) 事業計画書及び収支予算書について

#### 事業計画書及び収支予算書の現状

平成 25 年度は平成 26 年 3 月に開催された評議員会により平成 26 年度の事業計画書及び収支予算書の承認を受けていたが、平成 26 年度以降評議員会は決算承認時（ 5 月）にのみ開催されており、この中で評議員に対して平成 27 年度及び 28 年度の事業計画書及び収支予算書の説明はされていない。

なお、定款では事業計画書及び収支予算書は理事会承認事項とされており、評議員会の承認、評議員会への報告は求められていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 評議員に対する事業計画書及び収支予算書の説明について（団体）（意見 75）

定款等で義務付けられていないとはいえ、共済センターのガバナンスを担う機関である評議員会に対しては、実施を計画している事業の内容等を共有するため、事業計画書及び収支予算書について事前承認を得ていない場合は、5 月に開催される決算承認時の評議員会で報告、説明されたい。

### ( 6 ) 理事会について

#### 理事会の現状

現在は理事会の開催が定款の定めのとおり、予算承認時（ 3 月）及び決算承認時

( 5 月 ) のみであり、年度途中の事業の実施状況の理事会への報告はされていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 理事会への事業実施状況の報告について ( 団体 ) ( 意見 76 )

共済センターの業務執行の決定及び理事の職務の執行を監督するという理事会の役割を適切に果たすために、少なくとも半年に一度程度は理事会を開催し、計画された事業の実施状況について報告されたい。

#### ( 7 ) 補助金について

##### 補助金の現状

市は共済センターへ、八尾市内の中小企業における勤労者の生活文化の向上等を目的として「八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱」に基づき ( 1 ) 管理に要する経費のうち交付要綱で定めたもの、( 2 ) 事業に要する経費のうち交付要綱で定めたものを補助対象経費として補助金を交付している。

しかし、当該補助金の交付要綱では上述のとおり「管理に要する経費」及び「事業に要する経費」のそれぞれにつき補助対象費目が定められているのに対して、共済センターから市へ提出される補助金の交付要求 ( 予算要求書 ) 及び実績報告 ( 補助金精算額明細書 ) における補助対象経費の内訳は管理費のみとなっており、この中には収支予算書及び正味財産増減計算書における管理費及び事業費が含まれている。そのため収支予算書及び正味財産増減計算書と交付要求及び実績報告の間の補助対象経費の関連付けが不明確であり、所管課による検証が困難になっている。

また、この実績報告における管理費は人件費と運営経費に区分されており、共済センターは正味財産増減計算書において、この人件費部分を「管理費補助金」、運営経費部分を「事業管理費補助金」として計上している。そのため、正味財産増減計算書内で、「管理費補助金」と「事業管理費補助金」の区分が、補助対象経費の管理費と事業費の区分に対して不整合となっている。

【補助対象経費と補助金の対応関係（平成 27 年度）】

（単位：円）

実績報告	正味財産増減計算書		
人件費	管理費	1,806,772	管理費補助金
	事業費	8,241,312	
	合計	10,048,084	10,048,084
運営経費	管理費	1,424,862	事業管理費 補助金
	事業費	7,407,093	
	合計	8,831,955	8,831,955
	管理費合計	3,231,634	
	事業費合計	15,648,405	

（出所：共済センター「補助金精算額明細書及び正味財産増減計算書」より監査人が作成）

管理費合計、事業費合計はともに補助対象経費の区分によるものである。

監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

意見

- i. 補助金の検証を容易にするための交付要求及び実績報告の仕方について（団体 / 所管課）（意見 77）

補助金の交付要求（予算要求書）及び実績報告（補助金精算額明細書）における補助対象経費の内訳を当該補助金の交付要綱における補助対象経費区分に合わせることで、収支予算書及び正味財産増減計算書と交付要求（予算要求書）及び実績報告（補助金精算額明細書）の間の数値の関連付けを明確にする等、所管課によって容易に検証できるような交付要求及び実績報告を行うべきである。

- ii. 正味財産増減計算書における補助金の区分について（団体）（意見 78）

正味財産増減計算書における補助金の区分については、補助対象経費のうち管理費に対する補助額を「管理費補助金」、事業費に対する補助額を「事業管理費補助金」とすることで、補助対象経費の管理費と事業費の区分との整合性を図るべきである。

## ( 8 ) 市によるモニタリングについて

### 事業の実施状況のモニタリングの現状

所管課は、事業計画書及び収支予算書や事業の報告書及び決算書等の提出のほか、運営や補助金にかかる事項等の案件がある場合には、理事会、評議会の議事内容等を確認している。また、会員数の増減や福利厚生事業の実施状況についても、随時共済センターと打ち合わせの中で確認し、業務運営及び補助金の活用の状況を把握しているとのことである。しかし、重要な決定事項があった場合の伺書や報告書は作成されているものの、その他の随時の打ち合わせの記録について、一部を除き文書等で残すことはしていない。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

- i. 団体の事業の実施状況に関する打ち合わせ結果の報告について（所管課）（意見 79）

共済センターとの打ち合わせの内容について、適時に正確な情報共有を行うとともに事後の確認を可能とするため、打ち合わせ記録簿などの文書として記録を残し、上席者へ報告する体制を整備することを検討されたい。

## ( 9 ) 永年在会慰労引当金について

### 永年在会慰労引当金の現状

共済センターは一定期間継続して在会していた会員に対して、例えば5年在会した会員には現金5千円など、永年在会慰労金として金銭又は記念品を給付している。

#### 【永年在会慰労金の在会年数と給付の一覧】

在会年数	給付
在会満5年	5,000円
在会満10年	10,000円
在会満15年	記念品



在会年数	給付
在会満 20 年	30,000 円
在会満 25 年	記念品
在会満 30 年	35,000 円
在会満 35 年	記念品

(出所：共済センター「公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター給付規程」)

共済センターは、これらの給付は将来発生する費用であることから永年在会慰労引当金として引当金計上している。

**【給付件数・金額と永年在会慰労引当金繰入額・残高の推移】**

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
給付件数	198 件	198 件	298 件
給付金額	2,273,720 円	2,300,616 円	2,317,204 円
引当金繰入額	2,067,000 円 ( )	2,054,000 円	2,142,000 円
引当金残高	17,919,650 円	17,673,034 円	17,497,830 円

(出所：共済センター「平成 25～27 年度事業報告書」)

共済センターの平成 25 年度の財務諸表では、給付金額 2,273,720 円がそのまま費用計上され、永年在会慰労金引当金繰入額 206,720 円(戻入)が計上されている。このため、上表では便宜的にこれらの差額を引当金繰入額として記載している。

共済センターは永年在会慰労引当金にかかる決算処理として、過年度の支給実績をもとに 1 会員あたりの引当金繰入額を月 105 円程度であると仮定して年間の引当金繰入額を算定しているため、引当金残高と将来発生する費用見積との対応関係が不明瞭となっている。

**監査の結果**

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 永年在会慰労引当金計上額の見積について(団体)(意見 80)

永年在会慰労引当金の計上にあたっては、現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。

引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。

## (10) 特定資産について

### 特定資産の現状

共済センターは平成 27 年度の財務諸表において、特定の目的に使用するために特定資産として、記念事業積立資産、事務所移転保証金積立資産( 1 )、事業推進強化資産( 2 )を計上している。

特定資産については「公益法人会計基準に関する実務指針」で、目的、計上の方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他を定めた取扱要領の作成が推奨されているが、共済センターではこれらの目的等が定めた取扱要領が作成されていない。

1：事務所の移転が必要となった場合に移転費用に充当するための積立資産

2：3～5年に1回程度実施するガイドブック改定費用等に充当するための積立資産

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 特定資産の取扱要領の作成について(団体)(意見 81)

特定資産ごとにその必要性について十分検討したうえで、理事会の決議に基づき、目的、計上の方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他を定めた取扱要領の作成を検討されたい。

## (11) 財務諸表について

### 財務諸表の現状

共済センターの平成 27 年度財務諸表の注記では、公益法人会計基準で記載が求められている重要な会計方針のうち、資産（有価証券）の評価基準及び評価方法、引当金の計上基準が記載されていない。

また、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の注記」において、当期の繰越等がないにも関わらず、当期末残高欄がゼロとなっていない。

### 監査の結果

#### i. 重要な会計方針の注記漏れについて（団体）（結果 19）

公益法人会計基準で求められている「資産（有価証券）の評価基準及び評価方法」、「引当金の計上基準」について、適切に注記する必要がある。

#### ii. 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の注記額の見直しについて（団体）（結果 20）

当該注記の金額を正しく記載し、記載された金額と正味財産増減計算書、収支決算書など他の財務諸表との整合性を確認する必要がある。

### 意見

特に記載すべき事項は無い。

## (12) 預金の管理について

### 預金の管理の現状

預金については、会計規程で毎月 1 回預金の残高証明と照合することとされているが、毎月末に元帳及び通帳の残高照合は行っているものの、残高証明との照合は年度末に 1 回実施しているのみである。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

## 意見

### i. 預金の残高確認について(団体)(意見 82)

会計規程第 32 条第 2 項に従い毎月 1 回の残高証明との照合を実施すべきである。残高証明の入手には手数料がかかるため、毎月の実施が現実的でないのであれば、月次に残高管理は通帳との照合をしているので、実態に合わせた会計規程に改定することも検討されたい。

## No. 9 八尾シティネット株式会社

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日	所管部署
八尾シティネット株式会社	平成9年3月24日	都市整備部 交通対策課
所在地	大阪府八尾市本町一丁目4番1号 谷村ビル5階501号	
設立目的	八尾市では、昭和56年3月に「八尾市放置自転車の防止に関する条例」を制定し、放置自転車による市内各駅周辺の生活環境の悪化の改善をめざして、自転車駐車場の整備を行ってきた。平成9年3月までは国の外郭団体である(財)自転車駐車場整備センターが市内各駅周辺に有料自転車駐車場を設置し、その経営を委託されてきたが、同年4月以降八尾市に譲渡されることを受け、譲渡後の自転車駐車場運営を担うべく、市、八尾商工会議所、八尾モール株式会社等の共同出資により設立された。	
事業内容 (平成27年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐車場の経営に関する業務</li> <li>・レンタサイクルに関する業務</li> <li>・清涼飲料水等の販売業務</li> <li>・市営自転車駐車場( JR久宝寺駅南自転車駐車場、志紀駅前自転車駐車場)の指定管理事業</li> </ul>	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	30,000千円	16,000千円(53.4%)

市内各駅周辺の放置自転車の解消や自転車利用者のマナー向上を推進し、駅周辺の交通環境の改善を図るため、平成9年3月、市と八尾商工会議所等の共同出資により設立された。自転車駐車場(市内9駅:12施設)の経営及び管理受託並びにレンタサイクル事業を行っている。

( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書より )

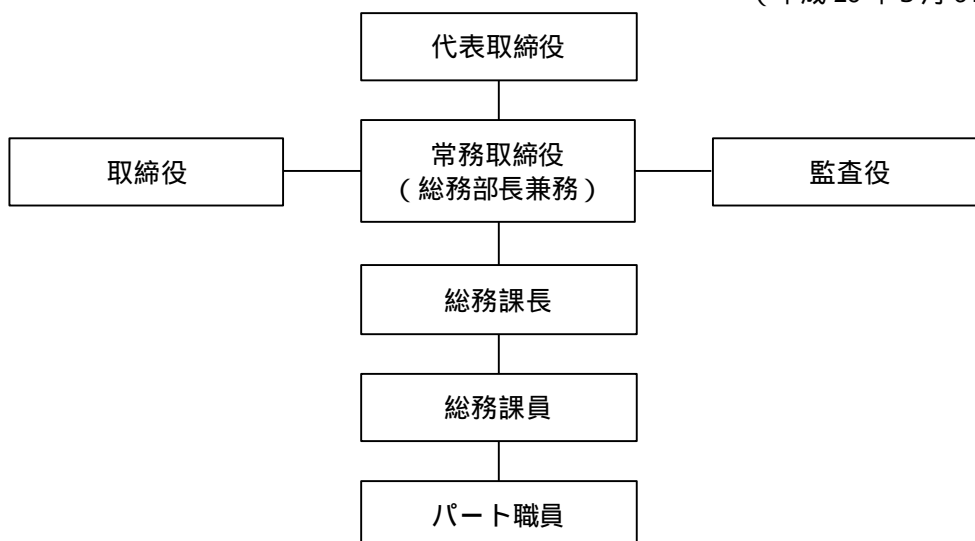
自転車駐車場の管理・運營業務

自転車駐車場 ( 12 施設 ) の経営及び管理受託を主な事業としている。八尾シティネットが管理する自転車駐車場は次のとおりである。

- ・近鉄久宝寺口駅自転車駐車場 ( 収容台数 647 台 )
- ・近鉄八尾駅東自転車駐車場 ( 同 1,194 台 )
- ・近鉄山本駅中央自転車駐車場 ( 同 1,750 台 )
- ・近鉄高安駅東自転車駐車場 ( 同 912 台 )
- ・近鉄恩智駅自転車駐車場 ( 同 565 台 )
- ・J R 久宝寺駅南自転車駐車場 ( 同 2,470 台、指定管理者 )
- ・J R 八尾駅西自転車駐車場 ( 同 750 台 )
- ・J R 八尾駅東自転車駐車場 ( 同 1,147 台 )
- ・志紀駅前自転車駐車場 ( 同 1,374 台、指定管理者 )
- ・J R 志紀駅南自転車駐車場 ( 同 1,334 台 )
- ・地下鉄八尾南駅北自転車駐車場 ( 同 1,200 台 )
- ・地下鉄八尾南駅自転車駐車場 ( 同 2,246 台 )
- ・市立病院自転車駐車場 ( 同 321 台 )

( 3 ) 組織図 ( 八尾シティネット作成資料より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



(4) 財政状態・運営状況

財政状態（貸借対照表より）

（単位：千円）

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	359,224	353,651	382,718
現金	3,759	4,856	7,558
預金	351,643	341,758	370,087
その他	3,822	7,037	5,074
固定資産	152,281	162,375	168,226
建物	69,789	66,266	62,743
建物附属設備	18,343	16,306	14,190
構築物	37,069	41,485	35,953
什器備品	23,626	35,153	52,465
その他	3,454	3,165	2,876
資産の部合計	511,505	516,026	550,944
流動負債	93,543	68,658	76,277
未払金	56,194	39,628	46,263
前受金	18,344	17,163	17,750
その他	19,005	11,866	12,263
固定負債	74,715	67,345	61,657
長期借入金	67,014	62,546	58,079
その他	7,701	4,799	3,578
負債の部合計	168,258	136,003	137,934
株主資本	343,247	380,023	413,010
資本金	30,000	30,000	30,000
利益剰余金	313,247	350,023	383,010
純資産の部合計	343,247	380,023	413,010
負債・純資産合計	511,505	516,026	550,944

資産のうち預金の占める割合が最も多く、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年平均で 69.4%となっている。有形固定資産は主に自転車駐車場に関する資産である。負債の主な内容としては、市から借り入れている長期借入金が 58 百万円となっている。当該借入は、市の要望に応じ平成 15 年 3 月に設置した地下鉄八尾南駅北自転車駐車場建設に係る資金調達として実施された。

運営状況（損益計算書より）

（単位：千円）

事業活動計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
売上高	374,134	354,580	342,052
駐輪場収入	357,668	334,986	342,052
駐車場収入	16,466	19,594	-
売上総利益金額	374,134	354,580	342,052
販売費及び一般管理費	315,715	298,254	293,568
営業利益金額	58,419	56,326	48,484
営業外収益	2,868	2,244	3,407
受取利息	534	660	707
雑収入	2,334	1,583	2,701
経常利益金額	61,287	58,570	51,891
特別損失	543	3,037	953
雑損失	543	3,037	953
税引前当期純利益金額	60,745	55,533	50,939
法人税、住民税及び事業税	22,969	17,857	17,051
当期純利益金額	37,776	37,676	33,887

駐車場収入が平成 27 年度においては計上されていない。これは、八尾シティネットが受託管理していた市庁舎地下駐車場について、平成 27 年度より市が直接営業することとなったためである。

（ 5 ） 役職員の状況

役員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	0	0	0
	市OB	1	1	1
	その他	3	3	3
	役員計	4	4	4
役員に係る人件費総額		8,970	8,250	7,800
役員に係る退職金支払額		0	0	0

役員に係る人件費は常務取締役と監査役に係る報酬であり、その他の役員は無報酬である。



職員の状況（外郭団体調査シートより）

（単位：人、千円）

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	0	0	0
	市OB	1	1	1
	市兼務職員	0	0	0
	その他常勤職員	2	2	2
	その他非常勤職員	0	0	1
	職員計	3	3	4
職員に係る人件費総額		16,527	15,131	16,372
職員に係る退職金支払額		0	2,619	0
人件費合計（役員＋職員）		25,497	23,381	24,172

職員数は4人体制となっている。また、平成27年度末現在、1名（30歳代）を除き60歳以上と、職員の高齢化が進んでいる。

（6）市との取引関係（外郭団体調査シートより）

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
補助金計	-	-	-
委託料（指定管理料除く）			
委託料計	-	-	-
指定管理料			
指定管理料計	-	-	-
その他市からの収入			
市からの収入合計（～計）	-	-	-
総収入に占める割合	0.00%	0.00%	0.00%
貸付金残高	67,014	62,546	58,079
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	67,014	62,546	58,079

市から団体に対して貸付が行われている。団体が市の要望に応じ、地下鉄八尾南駅北自転車駐車場設置を実施した際に市から実施された資金援助である。一方、補助金、委託料等市からの収入はない。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
(1) 中期計画について	中期計画の策定について(団体)	意見 83
<b>【団体のガバナンスに関するもの】</b>		
(2) 定款の記載について	決算公告の未実施について(団体)	結果 21
<b>【団体に対するモニタリングに関するもの】</b>		
(3) 市によるモニタリングについて	利用料金収入の検証手続について(所管課)	意見 84
(4) 情報公開資料について	情報公開資料と決算書の不整合について(所管課)	意見 85
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
(5) 業務委託先の選定について	随意契約時の相見積の未実施について(団体)	意見 86
(6) 固定資産管理について	固定資産の現物調査の必要性について(団体)	意見 87
(7) 賞与引当金について	賞与引当金の未計上について(団体)	結果 22
(8) 自転車駐車場定期カード紛失時の請求金額について	定期カード紛失時の再発行手数料の適正化について(団体/所管課)	意見 88

### (1) 中期計画について

#### 中期計画に関する現状

施設の老朽化やICT化への対応等、企業を取り巻く環境の変化に応じた中期計画の策定が必要と八尾シティネットは認識しているが、人員不足等を理由に中期計画は策定できていない。

八尾シティネットによると、「開設当初は資金繰りに苦しみ、また、施設の購入や建設が相次ぎ、なかなか安定した運営を行うことができなかった。平成29年度で主要駅すべての施設が取得できる予定で、管理に主体を置いた運営が行える見込みだが施設の老朽化等の課題もあり、中長期的な施設管理が行えるよう中長期計画を策定したい」としている。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 中期計画の策定について（団体）（意見 83）

平成 27 年度末の有形固定資産の減価償却累計率（減価償却累計額 ÷ 固定資産取得価額）は 56.8%と施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、更新費用の増加に対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施していない。また、新規採用した職員を除き、60 歳を超えているなど、職員の高齢化も進行しており、今後自転車駐車場管理・運營業務を継続させていくためにも、将来のあるべき姿を見据えて中期計画の策定を検討すべきである。

計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場の ICT 化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。

## （ 2 ）定款の記載について

### 決算公告に関する定款記載の現状

八尾シティネットの定款では、官報により決算公告を実施する旨を記載しているが、決算情報については市のホームページに掲載しており、官報による公告は実施されていない。

なお、決算公告に関する特例として貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していれば、定款において決算公告方法を官報としていた場合でも定款の変更はあえて必要はない（会社法第 443 条 3 項、第 911 条第 3 項第 26 号、会社法施行規則第 220 条第 1 項第 1 号参照）。なお、八尾シティネットは貸借対照表が掲載されるウェブページを登記していない。

## 監査の結果

### i. 決算公告の未実施について（団体）（結果 21）

八尾シティネットは官報による決算公告は実施せず、自社のウェブページでの公表も行っていないので、自社のウェブページで決算内容を公開した上で、電子公告をする旨定款変更するか、又は貸借対照表が掲載されるウェブページの登記を実施すべきである。

## 意見

特に記載すべき事項はない。

### (3) 市によるモニタリングについて

#### 指定管理事業のモニタリングの現状

市は八尾シティネットをJR久宝寺駅南自転車駐車場と志紀駅前自転車駐車場の指定管理者としている。当該指定管理施設においては利用料金制を採用しており、八尾シティネットは利用者から施設利用料を受け取り、利用料金収入に応じた額を市に納付している。

所管課は市が公表している「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」に基づき、定期的なモニタリングの一環として指定管理者である八尾シティネットから、月次で自転車駐車場の管理月報を入手している。

当該管理月報には各自転車駐車場における利用状況、利用料金収入に関して記載されており、所管課は管理月報に基づき自転車駐車場の利用状況や利用料金収入の分析を実施している。しかし、利用料金収入の根拠資料となる領収書控等の確認までは実施していない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 利用料金収入の検証手続について(所管課)(意見84)

指定管理者の業績に関して適切な評価を実施するという観点から、指定管理者が作成した資料だけでなく、その根拠となった資料も検証することは重要と考えられるため、所管課は利用料金収入に関する根拠資料も閲覧すべきである。

なお、所管課が入手するJR久宝寺駅南自転車駐車場における管理月報は現地の利用状況管理システムから出力されるものと同様であることを確認している。一方で、志紀駅前自転車駐車場における管理月報は現場管理者の手作業で作成されたものである。そのため、志紀駅前自転車駐車場の利用料金収入については、領収書控等の収入の根拠資料まで定期的に確認することを検討されたい。

#### (4) 情報公開資料について

##### 情報公開資料に関する現状

市は外郭団体に関する経営状況について、情報公開資料としてまとめ、市のホームページにて情報公開している。情報公開資料は市議会に報告した決算資料等に基づき所管課が作成するが、平成 28 年 10 月 1 日に公表された一部の情報について決算資料と不整合な点が見受けられた。具体的には次の 2 点である。

- a. 情報公開資料において、総収入額は売上高 + 営業外収益 + 特別利益と定義されている。総収入額は 345,459 千円となるが、記載されている総収入の金額は売上高 + 営業外収益 - 特別損失の 344,507 千円となっている。
- b. 情報公開資料における平成 26 年度及び平成 27 年度の利益剰余金残高は次表のとおり団体の決算資料と不整合となっている。これは市のホームページ掲載の情報公開資料における利益剰余金に、利益準備金が含まれていなかったことが原因である。

##### 【情報公開資料と決算資料の不整合】

不整合箇所	情報公開資料	決算資料
平成 26・27 年度末の利益剰余金残高	平成 26 年度：348,883 千円 平成 27 年度：381,780 千円	平成 26 年度：350,023 千円 平成 27 年度：383,010 千円

(出所：市「情報公開資料」、八尾シティネット「貸借対照表」)

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 意見

##### i. 情報公開資料と決算書の不整合について(所管課)(意見 85)

市民や市議会に対して、外郭団体の運営状況・財政状態に関する正確な情報提供を実施し、外郭団体のあり方や必要性に関して適切な評価を行ってもらうため、情報公開資料については団体の決算資料等と整合するように作成すべきである。

所管課においては、外郭団体の決算資料を的確に理解し、情報公開資料が求める情報が適切に記載されているかどうかを確認されたい。

## (5) 業務委託先の選定について

### 業務委託先の選定に関する現状

八尾シティネットは直営の近鉄山本駅中央自転車駐車場及び地下鉄八尾南駅自転車駐車場の管理業務を外部の事業者へ委託している。当該事業者との契約締結に関しては、近年では、相見積を実施せずに随意契約を実施している。

八尾シティネットによると、「委託事業者変更に伴う一時的なサービス低下が見込まれることや、引継ぎ作業にも時間を要するとの判断により、団体内の契約規程に基づき、随意契約を実施している」とのことである。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 意見

#### i. 随意契約時の相見積の未実施について(団体)(意見 86)

事業者変更に伴うコストやこれまでの経験を踏まえ、委託先が本事業の実施に最もふさわしい事業者であるとする八尾シティネットの判断は理解できる。しかし、平成27年度の損益計算書上の自転車駐車場管理業務に関する委託料は106,383千円であり、販売費及び一般管理費293,568千円に占める割合は36.2%と最も大きくなっているため、委託料が高額になっていないかを検証することは団体にとって重要と考えられる。

したがって、他の自転車駐車場管理事業を実施している事業者及び委託料について情報収集を行うとともに、現在の委託料が他と比較し高額なものとなっていないか適時に相見積を入手すべきである。また、随意契約に関する規程の見直しも検討されたい。

## (6) 固定資産管理について

### 固定資産管理の現状

八尾シティネットでは各自転車駐車場施設に対して年に1回視察し、各施設の修繕の必要性を検討している。一方、固定資産台帳を整備し、固定資産台帳に基づき、減価償却費や除却損の計上等を行っているが、自転車駐車場の設備や備品に関する現物調査は実施していない。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 固定資産の現物調査の必要性について(団体)(意見 87)

自転車駐車場の設備や備品等有形固定資産の定期的な現物調査を実施しない場合、除売却や廃棄等により既に団体が所有していない資産が貸借対照表に計上されたままになり、資産が過大に表示されるおそれがある。

実態を反映した適切な財務諸表を作成するために、有形固定資産の定期的な現物調査を実施すべきである。具体的には、年に1回の各自転車駐車場の視察に併せて、固定資産台帳に基づき現物調査を実施することを検討されたい。

### (7) 賞与引当金について

#### 賞与引当金の設定に関する現状

賞与の支給については市の条例を準用することとされており、市の条例では支給対象期間12月から5月分については6月支払、6月から11月分については12月支払とされている。

企業会計基準に準拠して会計処理を行った場合、平成28年6月支給の賞与のうち、平成27年12月から平成28年3月分については平成27年度に帰属すべき費用であるため、平成27年度末において賞与引当金の計上が必要となるはずである。

八尾シティネットの貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。

## 監査の結果

### i. 賞与引当金の未計上について(団体)(結果 22)

適切な期間損益計算のため、重要性を勘案したうえで、賞与引当金を計上すべきである。平成27年度の販売費及び一般管理費に計上されている賞与2,310千円をベースに計上すべき賞与引当金を試算した場合、770千円程度の賞与引当金の計上が必要となる(1年当たりの賞与を2,310千円とし、6月支払のうち12月から3月に発生する4か月分の賞与を引当金として算定)。

## 意見

特に記載すべき事項はない。

### ( 8 ) 自転車駐車場定期カード紛失時の請求金額について

#### 自転車駐車場定期カード紛失時の対応に関する現状

八尾シティネットが指定管理者となっているJR久宝寺駅南自転車駐車場の運営に関して、自転車駐車場利用のための定期カードの作成費用(購入単価)は1,296円となっているが、定期カード紛失者に対する再発行手数料は1,000円となっており、差額は八尾シティネットが負担している。

なお、紛失時の再発行手数料1,000円については、指定管理者となった当初から定期カードの裏面に印字されていたため、特段の変更は実施しなかったとのことである。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

### i. 定期カード紛失時の再発行手数料の適正化について(団体/所管課)(意見88)

自転車駐車場の利用者が紛失した定期カード購入代金の一部について八尾シティネットが負担することは不合理であると考えられる。再発行手数料については指定管理者が変更することができないため、金額の見直しについて市と協議することを検討されたい。



## No. 10 公益財団法人八尾体育振興会

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日 (公益法人移行日)		所管部署
公益財団法人八尾体育振興会	昭和48年1月13日 (平成23年4月1日)		教育総務部 生涯学習スポーツ課
所在地	大阪府八尾市青山町三丁目5番24号 八尾市立総合体育館内		
設立目的	一般市民及び青少年の余暇の善用、健康の保持増進及び体位の向上を図るため、柔道、剣道、弓道その他の体育・スポーツの普及と施設の管理運営を行い、もって体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。		
事業内容 (平成27年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ機会の創造と充実を図るため、幼児から高齢者までの各世代が参加できるスポーツ教室や講習会を多角的に開催した。</li> <li>・地域におけるスポーツ活動の充実・発展のため、各種スポーツ大会の実施並びに誘致を行った。</li> <li>・市民の豊かな暮らしを支援するため、すくすく広場や調理体験教室並びになわとび検定事業及び防災啓発事業等を実施した。</li> <li>・公平・公正な施設利用を推進するため、八尾市立生涯学習施設予約・案内システムを運用し、利用者サービスの向上に努めた。また、安心・安全・快適な施設利用を推進するため、施設巡回や設備点検などを定期的実施し、施設維持管理の徹底に努めた。</li> </ul>		
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)	
	250,000千円	100,000千円(40.0%)	

基本財産の金額を記載している。

体育振興会は、スポーツ振興を目的に、昭和48年1月に設立され、昭和49年に完工した八尾体育会館を拠点(平成9年に総合体育館へ移転)として、市民の健康の保持増進と体力の向上を図るため、各種スポーツ教室や貸館事業を市より受託してきた。

その後も、市の施設の管理運営を順次受託し、平成27年度時点では次の市の施設の指定管理者となっている。

- ・総合体育館
- ・山本球場
- ・志紀テニス場・小阪合テニス場
- ・曙町・新家町・福万寺町市民運動広場
- ・青少年運動広場
- ・南木の本防災体育館及び南木の本防災公園
- ・屋内プール

なお、体育振興会の実施する事業は、スポーツ用品の販売、委託による施設管理及び貸与を除き全て公益目的事業である。

## (2) 主な事業(平成27年度事業報告書より)

### スポーツ教室等に関する事業

スポーツ機会の創造と充実を図るため、幼児から高齢者までの各世代が参加できるスポーツ教室や講習会を多角的に開催し、市民の健康の保持増進及び体位向上に寄与している。

平成27年度はスポーツ教室29事業、スポーツ講習会14事業を開催するとともに、夏休み短期集中教室を4事業実施した。

### スポーツ大会等に関する事業

地域におけるスポーツ活動の充実・発展のため、各種スポーツ大会の実施並びに誘致を行っている。

平成27年度はスポーツ大会4事業、スポーツ大会等の誘致21事業を実施した。

### 地域支援事業

市民の豊かな暮らしを支援するため、就学前の乳幼児とその家族を対象に、広い場所でも大小さまざまな遊具を設置し、安心してのびのびと遊べる場所を提供する「すくすく広場」や調理体験教室並びに小学生を対象としたなわとび検定事業及び防災啓発事業等を実施している。

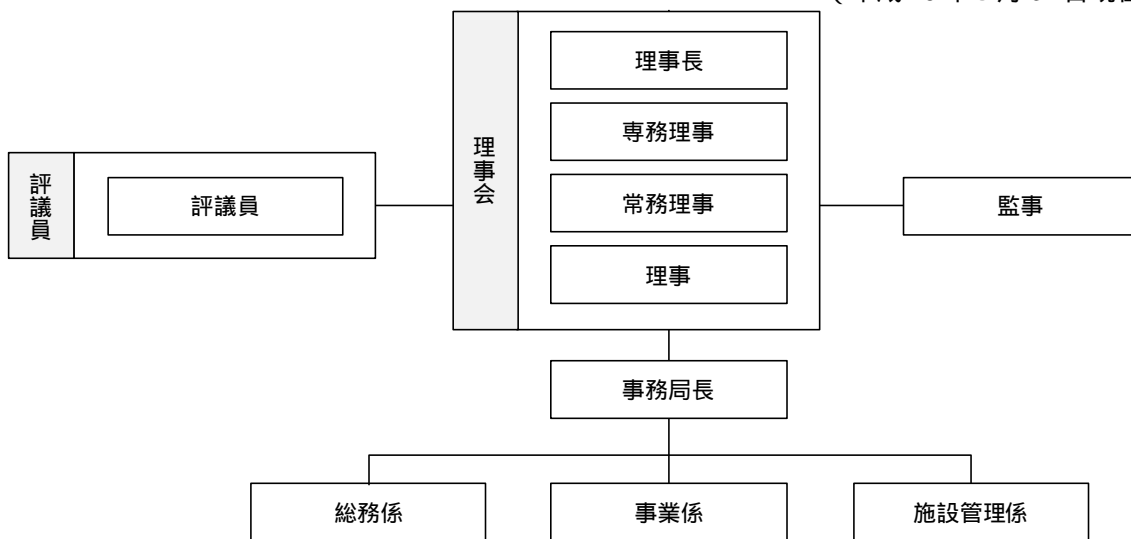
平成27年度はすくすく広場の利用者数が10,794人であり、調理教室を6事業、なわとび検定事業を4事業実施した。

### 施設貸与等に関する事業

市の指定管理者としての指定を受けて総合体育館等の管理運営を行うことにより、スポーツ振興事業を実施するための安定した施設を確保するとともに、施設の貸与事業を通じて市民のスポーツ振興に寄与している。

( 3 ) 組織図 ( 体育振興会 組織図より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	108,872	100,446	92,833
現金預金	104,344	96,138	87,968
未収金	3,916	2,830	3,387
その他	612	1,477	1,478
固定資産	337,730	357,353	377,359
基本財産引当預金	250,000	250,000	250,000
特定資産	85,174	104,320	125,860
退職給付引当資産	19,109	21,839	26,845
減価償却引当資産	11,065	11,981	13,515
事業拡張積立資産	5,000	5,000	5,000
周年記念事業積立資産	5,000	5,500	5,500
スポーツ施設建設資産	45,000	60,000	75,000
その他固定資産	2,555	3,034	1,499
資産の部合計	446,601	457,799	470,193
流動負債	16,450	18,262	20,370
未払金	12,439	11,964	15,086
その他	4,011	6,299	5,284
固定負債	19,109	21,839	26,845
退職給付引当金	19,109	21,839	26,845
負債の部合計	35,560	40,101	47,215
指定正味財産	3,000	3,000	3,000
指定正味財産	3,000	3,000	3,000

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般正味財産	408,042	414,697	419,978
一般正味財産	408,042	414,697	419,978
正味財産の部合計	411,042	417,697	422,978
負債及び正味財産の部合計	446,601	457,799	470,193

指定管理施設である総合体育館内に本部を設置しているため、固定資産のほとんどが基本財産引当預金、特定資産で占められている。また、指定正味財産は当初設立時に個人より寄付された 3,000 千円のみである。市の出捐金は 100,000 千円であるが、これは出捐時に用途の制約がされていないため、全額一般正味財産とされ、基本財産とされた。

#### 運営状況（正味財産増減計算書より）

（単位：千円）

正味財産増減計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	226,507	230,011	230,025
事業収益	215,632	220,227	220,561
受託事業収益	9,655	7,930	8,190
その他	1,220	1,854	1,274
経常費用	216,111	222,580	224,091
事業費	214,555	220,592	222,175
管理費	1,555	1,988	1,916
当期経常増減額	10,397	7,431	5,933
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	10,397	7,431	5,933
法人税等	1,140	775	653
当期一般正味財産増減額	9,257	6,656	5,280

事業収益の約 9 割は施設利用料収益（平成 27 年度 101,434 千円）と指定管理料収益（平成 27 年度 99,030 千円）で占められている。

収益に大きな変動はないが、人件費の増加等により費用が微増しており、一般正味財産増加額が減少している。

( 5 ) 役職員の状況

役員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	-
	市 O B	1	1	1
	その他	11	11	10
	役員計	12	12	11
役員に係る人件費総額		304	368	296
役員に係る退職金支払額		-	-	-

市の O B は常務理事のみであり、事務局長を兼任している。その他の役員は市内の体育団体等から選任されている。

なお、評議員は平成 25 年度、平成 26 年度は 8 名、平成 27 年度は 7 名であり、市 O B はいない。

職員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市 O B	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	12	12	12
	その他非常勤職員	12	11	9
	職員計	24	23	21
職員に係る人件費総額		77,728	77,726	83,633
職員に係る退職金支払額		-	-	-
人件費合計 ( 役員 + 職員 )		77,728	77,726	83,633

比較的勤続年数の短い職員が多い。

( 6 ) 市との取引関係 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 千円 )

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
その他事業	-	-	-
補助金計	-	-	-
委託料 ( 指定管理料除く )			

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
体育施設管理受託事業収益	7,231	8,172	8,083
健康増進受託事業収益	2,289	441	483
ニュースポーツ用品管理受託事業収益	200	-	-
委託料計	9,720	8,613	8,566
指定管理料			
総合体育館他施設	84,896	84,397	82,031
南木の本防災	19,387	19,497	17,000
指定管理料計	104,283	103,894	99,030
その他市からの収入	-	-	-
市からの収入合計（～計）	114,003	112,507	107,597
総収入に占める割合	50.33%	48.91%	46.78%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援（ストック）計	-	-	-

市との取引は委託料と指定管理料であり、補助金は受けていない。八尾体育振興会が指定管理者に選定されている総合体育館等の施設においては利用料金制を採用しており、利用者の納める利用料金は八尾体育振興会の収益となる。指定管理料と利用料金を合わせると総収入に占める割合は各年度とも約 9 割となる。

## 2. 監査の結果及び意見

### < 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
【団体に対するモニタリングに関するもの】		
(1) 指定管理施設の業績評価について	指定管理施設の業績評価方法及び評価結果の活用方法について（所管課）	意見 89
(2) 事業に対するモニタリングについて	経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）	意見 90
【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】		
(3) 退職給付引当金について	退職給付引当金の算定誤りについて（団体）	結果 23
(4) 賞与引当金について	賞与引当金の未計上について（団体）	結果 24
(5) 特定資産について	特定資産の見直しについて（団体）	意見 91

### (1) 指定管理施設の業績評価について

#### 指定管理施設の業績評価の現状

市の「公の施設の指定管理者制度に関する基本方針」第 7 では、所管部局が指定管理者の業務のモニタリングを実施する旨が定められており、毎年度所管課である生涯

学習スポーツ課がモニタリングを実施している。

体育振興会が指定管理者である「総合体育館ほか7施設」には、テニス場等の比較的収益性の高い施設と運動広場のように収益性の低い施設が混在している。そのため、体育振興会では運動広場等で発生する赤字をテニス場等で発生する黒字で補い、8施設全体で黒字を確保できるように運営している。

しかし、生涯学習スポーツ課が実施するモニタリングでは、市の定めた基準により個別の施設ごとに収支の評価を行っている。

また、運動広場4施設は利用料金収入に比して、変動費（稼働に応じて発生する費用）の方が高いため、稼働に応じて赤字が発生することとなっている。

運動広場4施設の平成25年度から平成27年度の収支状況はそれぞれ次のとおりである。

【曙町市民運動広場】

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用料収益	624	600	602
指定管理料収益	2,037	1,799	1,799
経常経費	3,154	3,386	3,040
収支差額	493	987	639

（出所：体育振興会「運動広場収支状況」）

【福万寺町市民運動広場】

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用料収益	901	820	818
指定管理料収益	3,280	2,695	2,674
経常経費	5,569	6,612	5,719
収支差額	1,388	3,097	2,227

（出所：体育振興会「運動広場収支状況」）

【新家町市民運動広場】

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用料収益		344	408
指定管理料収益		1,749	1,748
経常経費		2,117	2,775
収支差額		24	619

平成 25 年度は市の直営。

(出所：体育振興会「運動広場収支状況」)

【青少年運動広場】

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用料収益	1,968	1,953	1,916
指定管理料収益	3,561	3,389	3,239
経常経費	6,112	7,667	7,752
収支差額	583	2,325	2,597

(出所：体育振興会「運動広場収支状況」)

また、運動広場の利用料及び主な変動費は次のとおりである。

	平日	土日祝
利用料	500 円 / 時間	600 円 / 時間
人件費 (変動費)	910 円 / 時間	1,820 円 / 時間
白線 (変動費)	800 円 / 回	

(出所：体育振興会提供資料に基づき監査人が作成)

利用は 2 時間単位であり、小学生以下は半額、市主催の大会で利用する場合は無料。

運動広場を利用する際には、事故に備えて管理人を最低でも 1 名設置する必要がある。また、人件費は最低賃金相当額であり、変動費の削減は難しいとのことである。



## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

- i. 指定管理施設の業績評価方法及び評価結果の活用方法について（所管課）（意見 89）

施設の特性を考慮せずに評価を行うことは、評価の実効性を欠くこととなる。そのため、総合体育館・山本球場・運動広場（4施設）・テニスコート（2施設）の管理運営にかかる業績評価については、これら8施設の中に収益性の高い施設と低い施設が含まれており、それらを一括して管理運営されている意義を踏まえ、収支については個別施設の状況を適切に把握しつつ8施設全体で評価する一方で、稼働率や施設の維持管理状況等については個別に評価する等、施設の特性に合った評価をすべきである。

また、収益性の低い施設については、収益性改善に向けて今後の運営方針を検討する必要がある。

## （2）事業に対するモニタリングについて

### 経営状況に対するモニタリングの現状

生涯学習スポーツ課が体育振興会に対して行う経営状況のモニタリングについては、指定管理施設について毎月行う収入実績、利用人数実績、修繕実施状況等に関する報告時や四半期ごとに行う管理運営状況に関するモニタリングに合わせて、必要に応じて意見交換を行っている。

## 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

## 意見

- i. 経営状況に関する意見交換の実施頻度について（所管課）（意見 90）

外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に協議を行うことが必要である。そのため、指定管理施設の管理運営状況に関する報告時やモニタリングの中で合わせて行っている意見交換とは別に協議の場を設け、協議結果を外郭団

体の経営方針に適時に反映させ、その方針に沿って経営が行われているかをモニタリングすべきである。

### (3) 退職給付引当金について

#### 退職給付引当金の現状

体育振興会の平成 27 年度末時点の貸借対照表に、職員の退職給付に備えて、職員全員が定年退職した場合の期末要支給額 100%相当の 26,845 千円が退職給付引当金として計上されている。

#### 監査の結果

##### i. 退職給付引当金の算定誤りについて(団体)(結果 23)

公益法人の会計は、企業会計基準委員会が設定した各種の会計基準等に従うことになる。そのうち退職給付引当金に関する算定方式等を定めた「退職給付引当金に関する会計基準の適用指針」第 50 項(1) では退職給付引当金の算定にあたっては、自己都合により退職した場合の期末要支給額を用いることが定められている。

また、「公益財団法人八尾体育振興会退職手当規程」第 2 条では退職区分が普通退職(自己都合退職)と定年退職の支給率が定めてあり、退職区分によって支給率が異なっている。

平成 27 年度末の期末自己都合要支給額 100%相当の 21,675 千円を退職給付引当金として計上すべきである。

#### 意見

特に記載すべき事項はない。

### (4) 賞与引当金について

#### 賞与引当金の現状

賞与の支給については職員給与規程に定められている。毎年 6 月に期末手当については支給対象期間 3 月から 5 月末分、勤勉手当については支給対象期間 12 月から 5 月末分について支払われることとされており、毎年 12 月に期末手当、勤勉手当ともに計算期間 6 月から 11 月末分について支払われることとされている。

しかし、体育振興会の平成 27 年度末時点の貸借対照表には当年度に帰属する賞与相当額（12 月から 3 月分）が賞与引当金として計上されていない。

#### 監査の結果

##### i. 賞与引当金の未計上について（団体）（結果 24）

賞与引当金について、適切な期間損益計算のため金額的な重要性も勘案したうえで計上すべきである。なお、平成 28 年 6 月支給実績より試算すると平成 27 年度末時点の賞与引当金額は 2,962 千円となる。

#### 意見

特に記載すべき事項はない。

#### （ 5 ） 特定資産について

##### 特定資産の現状

体育振興会の平成 27 年度末時点の貸借対照表には、特定の目的に使用するために積み立てている資産として、次の 5 種類の特定資産が計上されている。

- ・退職給付引当資産
- ・減価償却引当資産
- ・事業拡張積立資産
- ・周年記念事業積立資産
- ・スポーツ施設建設資産

これらのうち、事業拡張積立資産、周年記念事業積立資産、スポーツ施設建設資産については、今後の使用予定がない。

さらに、周年記念事業積立資産については計上根拠となる規程がない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 意見

##### i. 特定資産の見直しについて（団体）（意見 91）

特定資産は、特定の目的のために用途等に制約を設けた資産である。そのため、使用予定のない特定資産については、取崩すべきである。

また、特定資産の計上は、積立目的、積立額、取崩等を定めた規程等に基づいて実施すべきである。そのため、周年記念事業積立資産については、仮に取崩をしない場合、計上根拠となる規程等を策定する必要がある。

## No. 11 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

### 1. 各団体の概要

#### (1) 基本情報(外郭団体調査シートより)

団体名	設立年月日(公益法人移行日)	所管部署
公益財団法人八尾市文化財調査研究会	昭和 57 年 7 月 1 日 (平成 24 年 4 月 1 日)	教育総務部 文化財課
所在地	大阪府八尾市幸町四丁目 58 番地の 2	
設立目的	この法人は、文化財の調査、研究及び保存を行うとともに、その積極的な活用を図ることにより、文化財の保護並びに文化財に対する理解、認識を深め、もって市民文化の向上と我が国の文化の振興に寄与することを目的とする。	
事業内容 (平成 27 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財調査事業(埋蔵文化財調査の受託事業)</li> <li>・文化財等活用事業(講演会等の自主事業)</li> <li>・八尾市立歴史民俗資料館管理運営事業(指定管理事業)</li> <li>・八尾市立埋蔵文化財調査センター管理運営事業(指定管理事業)</li> <li>・文化財等提携事業(埋蔵文化財調査以外の受託事業)</li> </ul>	
出資・出捐状況	資本金等	市の出資(出捐)金額 (出資・出捐割合)
	11,500 千円	7,500 千円(65.2%)

文化財調査研究会は、文化財の保護継承を謳う市の市民憲章の精神を受けて、文化財の調査、研究及び保存を行い、その活用の積極的な推進を図ることにより、市民の文化財保護に関する理解を深め、もって市民文化の発展に寄与することを目的に、昭和 57 年 7 月に設立された。平成 24 年 4 月から公益財団法人に移行している。

主な事業は埋蔵文化財調査であり、市あるいは民間事業者からの委託を受けて発掘調査、遺物整理等を実施している。

また、八尾市立歴史民俗資料館、八尾市立埋蔵文化財調査センターの指定管理事業を行っており、両施設の運営を通じて、文化財や文化財保護に関する普及、啓発を行っている。

なお、実施する事業はすべて公益目的事業である。

( 2 ) 主な事業 ( 平成 27 年度事業報告書より )

埋蔵文化財調査事業

市内にある遺跡包蔵地内での開発事業により破壊される埋蔵文化財について事前の発掘調査を行い、貴重な埋蔵文化財の持つ存在意義を後世の人々に伝承するように努めている。

平成 27 年度の発掘調査は 26 件であり、内訳は公共事業に伴うものが 22 件、民間開発に伴うものが 4 件で、総調査面積は 5,284 平方メートルとなった。

また、市からの委託業務である市内遺跡発掘調査業務は 133 件実施している。

八尾市立歴史民俗資料館管理運営事業

市から指定管理者として選定され、八尾市立歴史民俗資料館の管理・運営を実施している。八尾市立歴史民俗資料館は実績ある博物館経営を基盤に、各種事業を通じて全国的な視野で八尾の魅力を発信する施設である。

平成 27 年度は文化財展示のほか、文化財講演会、体験学習等の事業を実施し、施設利用者総数は 12,032 人であった。

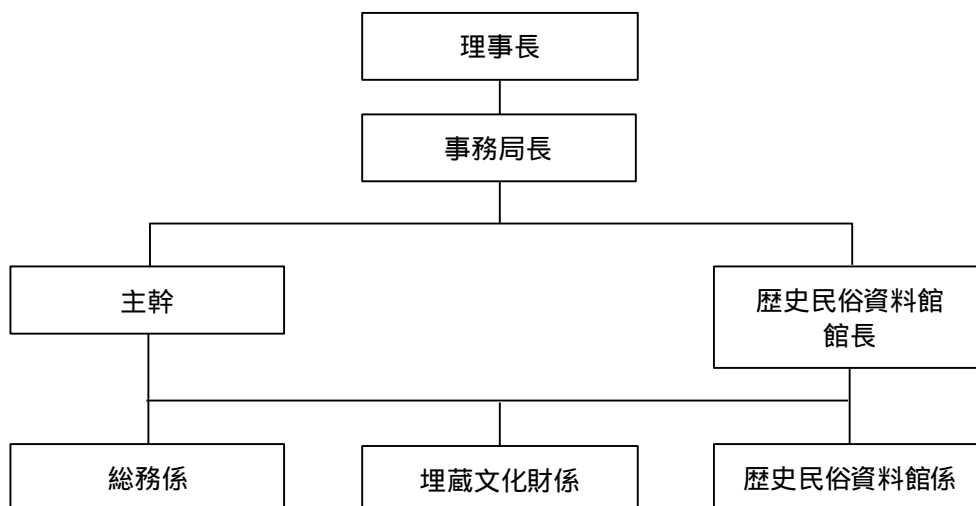
八尾市立埋蔵文化財調査センター管理運営事業

市から指定管理者として選定され、八尾市立埋蔵文化財調査センターの管理・運営を実施している。八尾市立埋蔵文化財調査センターは、市民ニーズに応えた埋蔵文化財の発掘調査と研究により、市民に開かれた施設をめざして運営されている。

平成 27 年度は文化財展示のほか、文化財講演会、文化財調査、研究等の事業を実施し、施設利用者総数は 1,071 人であった。

( 3 ) 組織図 ( 平成 27 年度事業報告書より )

( 平成 28 年 3 月 31 日現在 )



( 4 ) 財政状態・運営状況

財政状態 ( 貸借対照表より )

( 単位 : 千円 )

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	106,369	94,024	111,753
現金	108	57	51
預金	90,084	81,698	93,910
未収金	13,008	7,146	14,821
その他	3,169	5,123	2,972
固定資産	127,422	131,960	117,283
基本財産引当資産	11,500	11,500	11,500
退職給付引当資産	114,525	119,188	104,627
その他	1,397	1,272	1,156
資産の部合計	233,791	225,984	229,036
流動負債	104,514	92,435	109,560
未払金	32,505	18,457	39,293
前受金	65,387	64,373	60,217
その他	6,622	9,605	10,049
固定負債	114,525	119,188	104,627
退職給付引当金	114,525	119,188	104,627
負債の部合計	219,039	211,623	214,186
指定正味財産	11,500	11,500	11,500
指定正味財産	11,500	11,500	11,500
一般正味財産	3,252	2,861	3,350

貸借対照表	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般正味財産	3,252	2,861	3,350
正味財産の部合計	14,752	14,361	14,850
負債及び正味財産の部合計	233,791	225,984	229,036

職員の高齢化により退職給付引当資産（退職給付引当金）の総資産（負債及び正味財産合計）に占める割合が 45.6%となっている。埋蔵文化財調査事業において、民間事業者から調査実施の委託を受けた場合には契約金額の前払を原則としているため、前受金が計上されている。（なお、「2.（4） . 埋蔵文化財調査事業における収益計上について」参照。）

#### 運営状況（正味財産増減計算書より）

（単位：千円）

正味財産増減計算書	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	147,675	159,336	180,263
事業収益	135,666	149,561	166,600
受取負担金	11,715	9,472	12,800
その他	295	303	862
経常費用	147,316	159,727	179,774
事業費	139,738	151,588	170,607
管理費	7,578	8,139	9,167
当期経常増減額	359	391	489
経常外収益	-	-	-
経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	359	391	489

主な事業である埋蔵文化財調査事業において、発掘調査の件数は減少したものの平成 27 年度から民間関連で八尾市曙川南土地地区画整理事業に伴う大規模な調査を開始したため、事業収益が増加している。なお、公益目的事業が中心であるため、一般正味財産の大きな増減は見られない。



( 5 ) 役職員の状況

役員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

役員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
役員数 各年度末 現在	市職員	-	-	1
	市 O B	-	-	-
	その他	8	8	7
	役員計	8	8	8
役員に係る人件費総額		152	136	136
役員に係る退職金支払額		-	-	-

平成 27 年度は前理事長の辞任により担当の副市長が臨時的に理事長に就任した。平成 28 年度においては市 O B が代わって理事長に就任している。理事は市内の文化団体等から選任されている。平成 28 年 3 月末時点の評議員は 7 名である。

職員の状況 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 人、千円 )

職員の状況		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
職員数 各年度末 現在	市派遣職員	-	-	-
	市 O B	1	1	1
	市兼務職員	-	-	-
	その他常勤職員	9	8	8
	その他非常勤職員	4	5	6
	職員計	14	14	15
職員に係る人件費総額		96,272	96,708	98,219
職員に係る退職金支払額		21,420	112	19,071
人件費合計 ( 役員 + 職員 )		96,424	96,844	98,355

平成 27 年度は、上表のほか、( 公財 ) 大阪市博物館協会大阪文化財研究所より 2 名の出向を受け入れている。また、上表の職員のうち、2 名が市史編纂のため、市に出向している。常勤職員の採用は平成 8 年 4 月 1 日を最後に、20 年間常勤職員の採用がない状態である。

( 6 ) 市との取引関係 ( 外郭団体調査シートより )

( 単位 : 千円 )

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金			
その他事業	-	-	-
補助金計	-	-	-
委託料 ( 指定管理料除く )			
八尾市史考古資料編基礎台帳作成業務	6,289	7,608	7,592
文化財等提携事業	4,091	4,398	6,461
その他事業	34,631	44,762	42,015
委託料計	45,011	56,768	56,068
指定管理料			
歴史民俗資料館管理運営業務	54,991	55,784	57,219
埋蔵文化財調査センター管理運営業務	16,177	17,597	17,511
指定管理料計	71,168	73,381	74,730
その他市からの収入	11,715	9,472	12,800
市からの収入合計 ( ~ 計 )	127,894	139,621	143,598
総収入に占める割合	86.61%	87.63%	79.66%
貸付金残高	-	-	-
追加出資金	-	-	-
公的支援 ( ストック ) 計	-	-	-

市との取引は委託料と指定管理料、その他市からの収入 ( 受取負担金 ) であり、補助金は受けていない。民間事業者との取引も含まれる埋蔵文化財調査事業が増加傾向にあるため、市からの収入が総収入に占める割合は減少傾向にある。

2 . 監査の結果及び意見

< 結果及び意見の項目一覧 >

項目	結果 / 意見のタイトル	結果 / 意見
<b>【団体の存在意義、経営計画、事業報告に関するもの】</b>		
( 1 ) 団体の存在意義について	外郭団体のあり方の再検討について ( 所管課 )	意見 92
( 2 ) 中期計画の策定について	文化財調査研究会における中期計画の策定について ( 団体 )	意見 93
<b>【会計処理や財務事務における内部統制に関するもの】</b>		
( 3 ) 財務事務に関する内部統制について	委託事業者からの提出書類の不備について ( 団体 )	意見 94
( 4 ) 会計処理や財務諸表作成について	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて ( 団体 )	結果 25
	埋蔵文化財調査事業における収益計上について ( 団体 )	結果 26

## ( 1 ) 団体の存在意義について

### 府内市町村における同種外郭団体の現状

府内市町村レベルで文化財の調査研究に関して同種の外郭団体を設けているのは、市、大阪市、枚方市の3市であり、他の市町村は市直営で文化財の調査・保護事業を実施している。

文化財調査研究会によると、外郭団体方式では、市直営方式よりも人件費が低く抑えることが可能になるというメリットがある一方、主な事業である埋蔵文化財調査事業には事業量の増減があるのに対して、常時一定の職員を外郭団体に確保する必要があるため、組織維持に関するコストがかかるというデメリットもあるという。

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 外郭団体のあり方の再検討について(所管課)(意見 92)

外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。

しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となる。その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。

したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、これまで市の文化財保護行政の一翼を担ってきた文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。

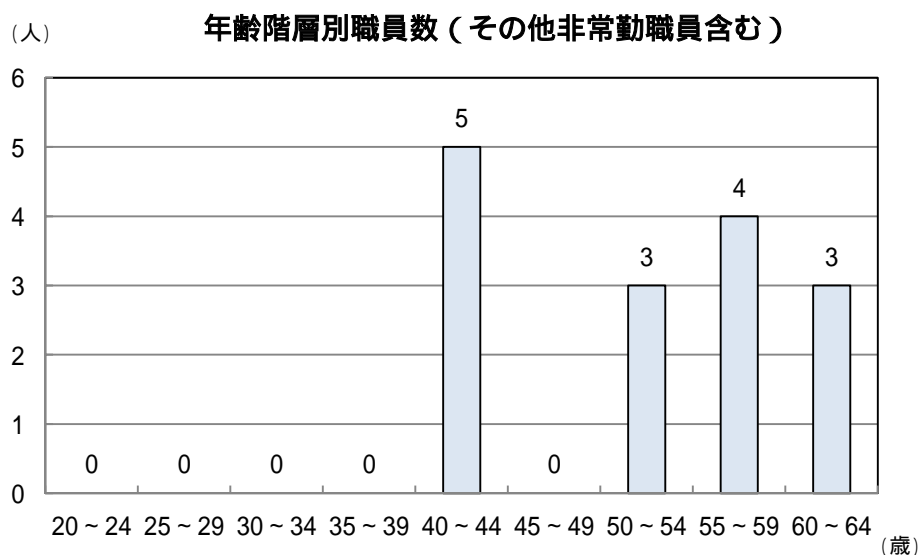
## ( 2 ) 中期計画の策定について

### 中期計画策定の現状

文化財調査研究会は「当法人のあり方を含めた文化財保護体制の将来像が明確ではないため、外郭団体が独自に中期計画を策定することは難しい」としており、独自の中期計画は策定していない。

また、平成 27 年度末の年齢階層別職員数（その他非常勤職員含む）は次のグラフのとおり、組織の年齢構成は高齢化しており、中長期における事業運営の継続に不安が残る。

【文化財調査研究会の年齢階層別職員数】



（出所：文化財調査研究会へのヒアリングに基づき、監査人が作成）

### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 意見

#### i. 文化財調査研究会における中期計画の策定について（団体）（意見 93）

平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。文化財調査研究会によると「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、文化財調査研究会の事業継続における大きな課題となっている。

文化財調査研究会は外郭団体が独自に中期計画を策定することは難しいとしており、文化財調査・保護は地方公共団体等が中心となって永続的に実施する事業であると考えられるが、文化財調査研究会は、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。

### ( 3 ) 財務事務に関する内部統制について

#### 財務事務における内部統制の現状

文化財調査研究会における財務事務は総務係が担当し、事務処理規程や会計規程に基づいて事務を実施している。平成 23 年度に市監査委員が実施した財政援助団体等監査において、「請求の日や宛先が未記入のままの請求書で支出の処理をしているものや、業務委託に係る完了確認書等において日付の記載や確認者印の押印がされていないもの等が見受けられたので、財団の会計規則に則り適正に処理されたい」と指摘を受けている。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

#### 意見

##### i. 委託事業者からの提出書類の不備について( 団体 )( 意見 94 )

委託事業者からの請求書綴りを閲覧したところ、基準点測量業務の委託について、日付が入っていない業務着手届が 1 件見受けられた。

業務委託等の管理については、チェックリストを作成するなどして、日付等の必要な記載事項に漏れがないか確認することを検討されたい。

### ( 4 ) 会計処理や財務諸表作成について

#### 会計処理や財務諸表作成の現状

文化財調査研究会の会計処理や財務諸表作成は総務係が実施しており、財務諸表の概要は「 1 . ( 4 ) 財政状態・運営状況」のとおりである。

#### 監査の結果

##### i. 指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて( 団体 )( 結果 25 )

平成 27 年度の八尾市立埋蔵文化財調査センターの指定管理事業において、文化財調査研究会はスキャナーの購入 26,422 円、FAX の買い替え 16,683 円を施設修繕として計上しているが、これらは新たな物品の購入であるため、備品費に計上すべきである。

また、購入された2点の備品は修繕費と判断されたため、市の備品台帳に登録されていないが、指定管理事業で購入した備品は市の財産であり、市は市財務規則第163条第1号により1万円を超える備品は備品台帳に登録することとしている。2点ともに備品台帳の登録基準を超えているため、市の備品台帳に計上し、継続して管理すべきである。

一般的に、修繕費と備品費の区別は紛らわしく、民間企業や公益法人では税法の規定に基づき10万円を固定資産計上基準とするのに対して、地方公共団体では購入した物品を厳密に管理するため、民間企業等よりも小さい金額で備品台帳への登録を求めることは少なくない。

修繕費と備品費の区別を適切に実施し、市の財産となるものを判別するため、市と文化財調査研究会とで協議を行い、具体的な備品台帳の登録基準やマニュアルを策定することを検討されたい。

#### ii. 埋蔵文化財調査事業における収益計上について(団体)(結果26)

平成27年度末の貸借対照表には前受金約60百万円が計上されているため、残高5百万円超かつ10年以上滞留しているものについて、ヒアリングとサンプルテストを実施した。サンプルは次のとおりである。

#### 【前受金のサンプル一覧】

遺跡名	略号	前受金 (円)	調査期間	調査費用 (円、税別)
東郷遺跡	TG2005-64	5,774,363	平成17年4月1日～平成17年9月30日	56,769,000
小阪合遺跡	KS2005-40	8,021,578	平成17年8月18日～平成18年2月28日	41,475,000
久宝寺遺跡	KH2006-70	14,061,582	平成18年10月16日～平成19年9月28日	89,908,000
小阪合遺跡	KS2006-41	12,000,000	平成19年3月22日～平成19年9月28日	46,784,000

(出所：文化財調査研究会「前受金明細」、「契約書(協定書)」)

いずれも契約書上の履行期間は完了しているが、契約書等には明確に定められていない図面・写真・報告文・全体編集等の「記録・保存のための発掘調査」が完了していないとして、契約金額の一部が前受金として貸借対照表に計上されたままであり、収益計上がなされていないことが判明した。

文化財調査研究会によると、「契約先が都市開発等で必要となる報告書は調査期間内に提出しているが、その後、文化庁の通知等により記録・保存のための発掘調査を行うことが必要とされている。これらの契約は記録・保存のための発掘調査が完了していないため、当該部分に相当する金額を前受金とし、収益計上していない」とのことである。

しかし、対象とした調査事業の契約では、契約書に記録・保存のための発掘調査に関する記載はないため、契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、契約期間終了後に記録・保存のための発掘調査に関する費用支出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。

あるいは、現状のように発掘調査全体の進捗に応じて収益計上するのであれば、少なくとも契約書に記録・保存のための発掘調査の実施とその期間を明確に示すべきである。

また、人員不足の中、記録・保存のための発掘調査まで手が回らない状態とのことであるが、10年超も発掘調査全体が終了していない状況は事業遂行上問題があると思われる。なお、市文化財調査研究会は5年を目処に記録・保存のための発掘調査を完了し、残留している前受金を収益に振り替えるとし、市にもその旨報告しているが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。

## 意見

特に記載すべき事項は無い。

## 監査人の所感

包括外部監査人は平成 14 年度、「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」を監査テーマとして、今回の対象となった文化振興事業団及び体育振興会を含む 4 法人に対して監査を実施し、出資法人の今後のあり方や各法人における会計処理などについて指摘を行った。

再度、外郭団体を監査テーマに監査を実施するにあたって、前回監査対象とした外郭団体のあり方や会計処理の適切性のほか、各外郭団体のガバナンスや市における外郭団体管理のモニタリングについても監査の視点とした。

平成 14 年度以降、行財政改革プログラムや外郭団体の見直し方針に基づいた施策が実施され、前回監査対象となった（財）八尾市緑化協会や（公財）八尾市清協公社は解散、あるいは解散を予定しており、外郭団体の経営のあり方や人的派遣、財政的支援についても見直しが継続的に行われていることが確認できた。また、会計処理に関しても、前回対象となった 2 団体においては改善されており、一定の評価をしている。

しかし、外郭団体の環境等の変化に対応した取組は、常に求められ、今後も市として一定期間ごとに外郭団体のあり方を検討し、その経営や情報公開の状況について厳しくチェックしていくことが求められている。

特に、外郭団体のあり方については、少子高齢化やインフラの老朽化という未曾有の危機に直面している地方公共団体の運営環境において、新たな財政負担を生じさせないように、より一層留意すべき課題であり、一方で、地方公共団体単独では対応できない行政課題について、適切な役割分担、パートナーシップのもと、戦略的に検討すべき課題でもある。

このように、市の財政負担を抑制し、外郭団体と戦略的なパートナーシップを構築するためには、各外郭団体の存在意義や役割を認識して、将来ビジョンや各外郭団体の進むべき方向性を明らかにする必要がある。そのためにも、各外郭団体においても独自の中期目標及び中期計画の策定が必要となるが、策定が不十分な団体が多いのが現状である。

一方、外郭団体の経営や情報公開の状況については、外郭団体自身のチェックだけでなく、所管課のモニタリングが重要である。所管課は出資者あるいは人的関与、財政援助等を通じた利害関係者として、適切にモニタリングを行うという厳格な姿勢が



求められる。

しかし、所管課においては株式会社や公益法人等の経営や会計に対する理解が十分でない場合があり、市がモニタリングの一手段として活用し、外部にも公表している情報公開資料では決算資料との不整合が数多く発見された。モニタリングを適切に行うためには外郭団体の財政状態等を的確に把握しなければならないが、その基礎資料となる情報公開資料の数値が誤っていた場合、市民や議員が外郭団体に対する評価や判断を誤ってしまう可能性が生じる。

所管課においては、外郭団体の決算資料を理解するための自己研鑽が必要であるが、市としても制度的に公益法人や社会福祉法人等の特殊な会計基準について、職員が理解するための研修の場を確保することを検討されたい。

すなわち、所管課が外郭団体の経営や会計基準についての理解を深め、的確なモニタリングを実施し、外郭団体においては適切な中期計画等の策定や進捗管理を行い、毎年度の決算資料を公開していれば、自ずから外郭団体のあり方が定まり、市民や市議会の理解のもと、外郭団体に求められる施策が実施されることになるはずである。

市民、市、外郭団体の三者が適切な協働関係をもって、各行政課題に立ち向かい、よりよい市政運営を図るため、今後とも情報公開の精度を上げ、適宜のモニタリングを確実にを行うことを期待したい。